

第3期中期目標期間（平成28年度～令和2年度）

実績自己評価書

令和3年6月



National Institution For Youth Education
独立行政法人 **国立青少年教育振興機構**

目 次

第1章 独立行政法人国立青少年教育振興機構の概要

1. 設置目的と業務の範囲	1-1
2. 沿革	1-2
3. 設立に係る根拠法の名称	1-2
4. 主務大臣	1-2
5. 資本金	1-2
6. 役員の状況	1-3
7. 職員の状況	1-4
8. 機構の組織	1-4
9. 教育施設の概要	1-5
10. 総利用者数	1-8

第2章 社会的要請を受けて、緊急に取り組んだ事項

1. 災害前後における支援事業の実施	2-1
2. 子供の貧困対策に係る取組の実施	2-4
3. 学習指導要領改訂への対応	2-8
4. 新型コロナウイルス感染症に対する取組	2-8
5. 自己評価	2-11

第3章 自立する青少年の育成の推進

1. 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発	3-1
2. 青少年教育に関する地域力向上のためのモデル的事業の開発	3-3
3. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進	3-6
4. 自己評価	3-8

第4章 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

1. 青少年教育指導者等の研修事業の推進	4-1
2. 地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進	4-3
3. ボランティアの養成・研修の推進	4-4
4. 自己評価	4-5

第5章 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

1. 研修利用の充実	5-1
2. 研修に対する支援の推進	5-2
3. 自己評価	5-4

第6章 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	
1. 全国的な会議や研究集会の実施	6-1
2. 自己評価	6-2
第7章 青少年教育に関する調査研究	
1. 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施	7-1
2. 調査研究成果の普及及び活用	7-6
3. 自己評価	7-7
第8章 青少年教育団体が行う活動に対する助成	
1. 助成金の交付状況	8-1
2. 募集に係る広報の取組	8-3
3. 新型コロナウイルス感染症流行下における取組	8-3
4. 適切な助成に向けた取組	8-3
5. 自己評価	8-3
第9章 共通的事項	
1. 広報の充実	9-1
2. 各業務の点検・評価の推進	9-5
3. 各業務における安全性の確保	9-6
4. 自己評価	9-7
第10章 業務運営の効率化に関する事項	
1. 一般管理費等の削減	10-1
2. 給与水準の適正化	10-1
3. 契約の適正化	10-2
4. 間接業務等の共同実施	10-3
5. 保有資産の見直し	10-3
6. 自己評価	10-4
第11章 効果的・効率的な組織の運営	
1. 各施設の役割の明確化及び運営の改善	11-1
2. 地域と連携した施設の管理運営	11-2
3. 施設の効率的な利用の促進	11-4
4. 自己評価	11-5
第12章 予算執行の効率化	
1. 予算執行の効率化の状況	12-1
2. 自己評価	12-10

第 13 章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	
1. 予算	13-1
2. 収支計画	13-12
3. 資金計画	13-21
4. 自己評価	13-30
第 14 章 短期借入金の限度額	
1. 短期借入金の限度額の状況	14-1
2. 自己評価	14-1
第 15 章 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	
1. 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	15-1
2. 自己評価	15-1
第 16 章 不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画	
1. 不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画	16-1
2. 自己評価	16-1
第 17 章 剰余金の使途	
1. 剰余金の使途	17-1
2. 自己評価	17-1
第 18 章 施設・設備に関する事項	
1. 施設整備の実施状況	18-1
2. 利用者に配慮した施設整備の状況	18-1
3. 自己評価	18-2
第 19 章 人事に関する計画	
1. 人事管理の実施状況	19-1
2. 自己評価	19-3
第 20 章 情報セキュリティについて	
1. ポリシーの見直し	20-1
2. 情報セキュリティに関する教育	20-1
3. 情報セキュリティ対策の改善	20-1
4. 自己評価	20-2

第21章 内部統制の充実・強化

- 1. 内部統制の充実・強化に関する状況 21-1
- 2. 監査機能の強化 21-6
- 3. 自己評価 21-7

第22章 中期目標期間を超える債務負担

- 1. 中期目標期間を超える債務負担の状況 22-1
- 2. 自己評価 22-1

第23章 積立金の使途

- 1. 積立金の使途 23-1
- 2. 自己評価 23-1

第1章 独立行政法人国立青少年教育振興機構の概要

1. 設置目的と業務の範囲（表 1-1 参照）

独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号。以下「機構法」という。）に基づいて設置された機関であり、機構法第3条において「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。」とされ、機構法第11条には、機構法第3条の目的を達成するため、機構が行うべき業務の範囲が規定されている。

機構の果たすべき役割は、①国の政策課題及び地域のニーズを踏まえた、先導的プログラム、実施手法等の開発・普及、②青少年教育指導者の養成、③青少年に対する集団宿泊・自然体験をしながら学ぶ場や様々な機会の提供、④青少年団体や関係機関との連携強化、⑤青少年教育に関する調査研究、⑥子どもゆめ基金による助成であり、これを基に様々な取組を実施している。

表 1-1 機構法第11条

（業務の範囲）	
第11条	機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修（以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。）及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修（以下この項において「青少年研修」という。）のための施設を設置すること。
二	前号の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。
三	第一号の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。
四	青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。
五	青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。
六	青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
七	青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
イ	青少年のうちおおむね十八歳以下の者（以下この号において「子ども」という。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動
ロ	子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動
ハ	インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発
八	前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2	機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号に規定する施設を一般の利用に供することができる。

2. 沿革（表1-2 参照）

機構は、平成18年4月に「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」、「独立行政法人国立青年の家」及び「独立行政法人国立少年自然の家」（以下「旧青少年教育3法人」という。）の3法人が統合し発足した。

旧青少年教育3法人は、それぞれ平成13年4月に独立行政法人化され、平成16年度に中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しが実施され、平成16年12月24日の行政改革推進本部決定により、平成18年4月から旧青少年教育3法人が機構（非特定独立行政法人）として統合し、機構本部が東京都渋谷区に設置された。

表1-2 沿革

昭和34年4月	「国立中央青年の家（静岡県御殿場市）」設置（皇太子殿下（上皇陛下）の御成婚記念） 以降昭和51年5月に設置された国立三瓶青年の家の設置まで全国13か所に計画的に整備
昭和40年4月	「特殊法人オリンピック記念青少年総合センター」設置
昭和50年10月	「国立室戸少年自然の家（高知県室戸市）」設置（学制百年記念） 以降平成3年4月に設置された国立妙高少年自然の家の設置まで全国14か所に計画的に整備
昭和55年5月	「国立オリンピック記念青少年総合センター（文部省所管施設等機関）」設置
平成13年4月	「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」設置（子どもゆめ基金創設） 「独立行政法人国立青年の家」設置（本部：静岡県御殿場市） 「独立行政法人国立少年自然の家」設置（本部：福島県西郷村）
平成16年度	中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直し実施
平成16年12月	旧青少年教育3法人が「独立行政法人国立青少年教育振興機構」（本部：東京都渋谷区）として統合（行政改革推進本部決定）
平成18年4月	「独立行政法人国立青少年教育振興機構」設置

3. 設立に係る根拠法の名称

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び機構法

4. 主務大臣

文部科学大臣（機構法第14条）

5. 資本金

令和3年3月31日現在の資本金は、1,135億15百万円である。

6. 役員の状況（表1-3参照）

独立行政法人通則法第18条及び機構法第6条に規定されているとおり、役員として理事長、理事及び監事が置かれている。

表1-3 役員一覧（平成28～令和2年度）

役 職	氏 名	在 任 期 間
理 事 長	たなか そいうちろう 田中 壮一郎	平成20年4月1日～平成29年3月31日 (平成25年4月1日再任)
	すずき みゆき 鈴木 みゆき	平成29年4月1日～令和3年3月31日
理 事	まつかわ のりゆき 松川 憲行	平成27年4月1日～平成29年3月31日
	くぼ た たつや 久保田 達也	平成28年4月1日～平成30年3月31日
	いの わたる 伊野 亘	平成28年4月1日～平成30年3月31日 令和2年4月1日～現在に至る
	ひらした ふみやす 平下 文康	平成29年4月1日～平成31年3月31日
	おぐま ひろし 小熊 浩	平成30年4月1日～平成31年3月31日
	おおもと しんや 大本 晋也	平成30年4月1日～令和2年3月31日
	たかぐち つとむ 高口 努	平成31年4月1日～令和2年7月27日
	こまつ やすひろ 小松 悌厚	平成31年4月1日～現在に至る (令和2年4月1日再任)
	まつなが さとのぶ 松永 賢誕	令和2年7月28日～現在に至る
理 事 (非常勤)	あかし よういち 明石 要一	平成28年4月1日～平成30年3月31日
	すずき みゆき 鈴木 みゆき	平成28年4月1日～平成29年3月31日
	よしだ いづみ 吉田 伊津美	平成30年4月1日～令和2年3月31日
	くらもち のぶえ 倉持 伸江	令和2年4月1日～現在に至る
監 事 (非常勤)	すずき まこと 鈴木 眞理	平成23年7月1日～現在に至る (平成28年9月1日再任)
	はらぐち ひでお 原口 秀夫	平成27年4月1日～現在に至る (平成28年9月1日再任)

7. 職員の状況（表1-4参照）

令和2年4月1日現在の常勤職員数は、493人である。

表1-4 常勤職員数（毎年4月1日現在）

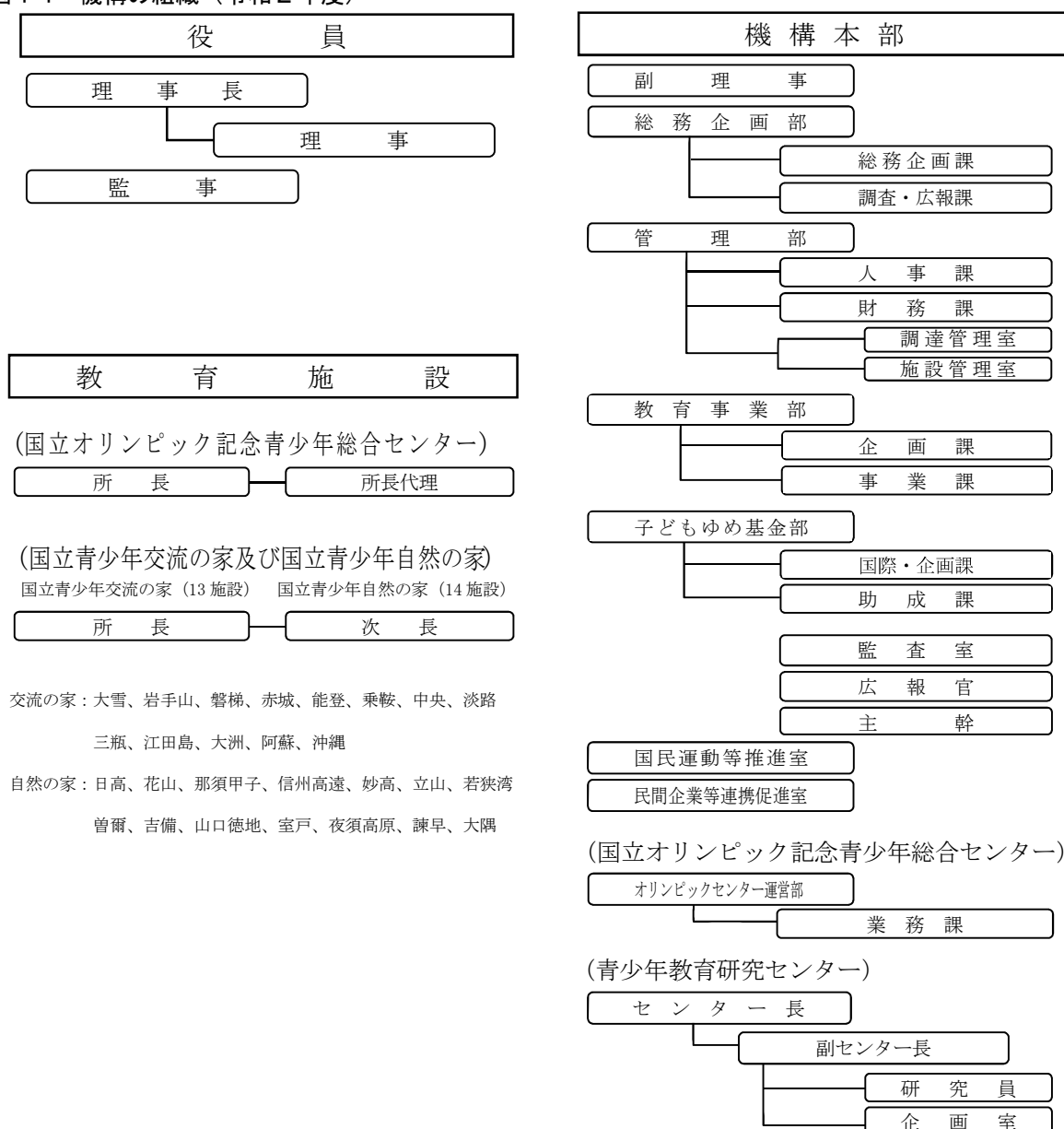
（単位：人）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
常勤職員数	490	490	493	486	493

8. 機構の組織（図1-1参照）

令和2年度における機構の組織は、図1-1のとおりである。

図1-1 機構の組織（令和2年度）



9. 教育施設の概要（表 1-5、図 1-2 参照）

機構は、表 1-5 に掲げる 28 の施設（以下「教育施設」という。）を設置しており、配置図は、図 1-2 のとおりである。

各教育施設は、それぞれの立地条件を活かした特色ある活動を展開しており、集団宿泊体験や自然体験、交流体験をはじめとする青少年の様々な体験活動の場として活用されているとともに、積極的に青少年教育団体等と連携を図りつつ、これまで以上に青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすこととしている。

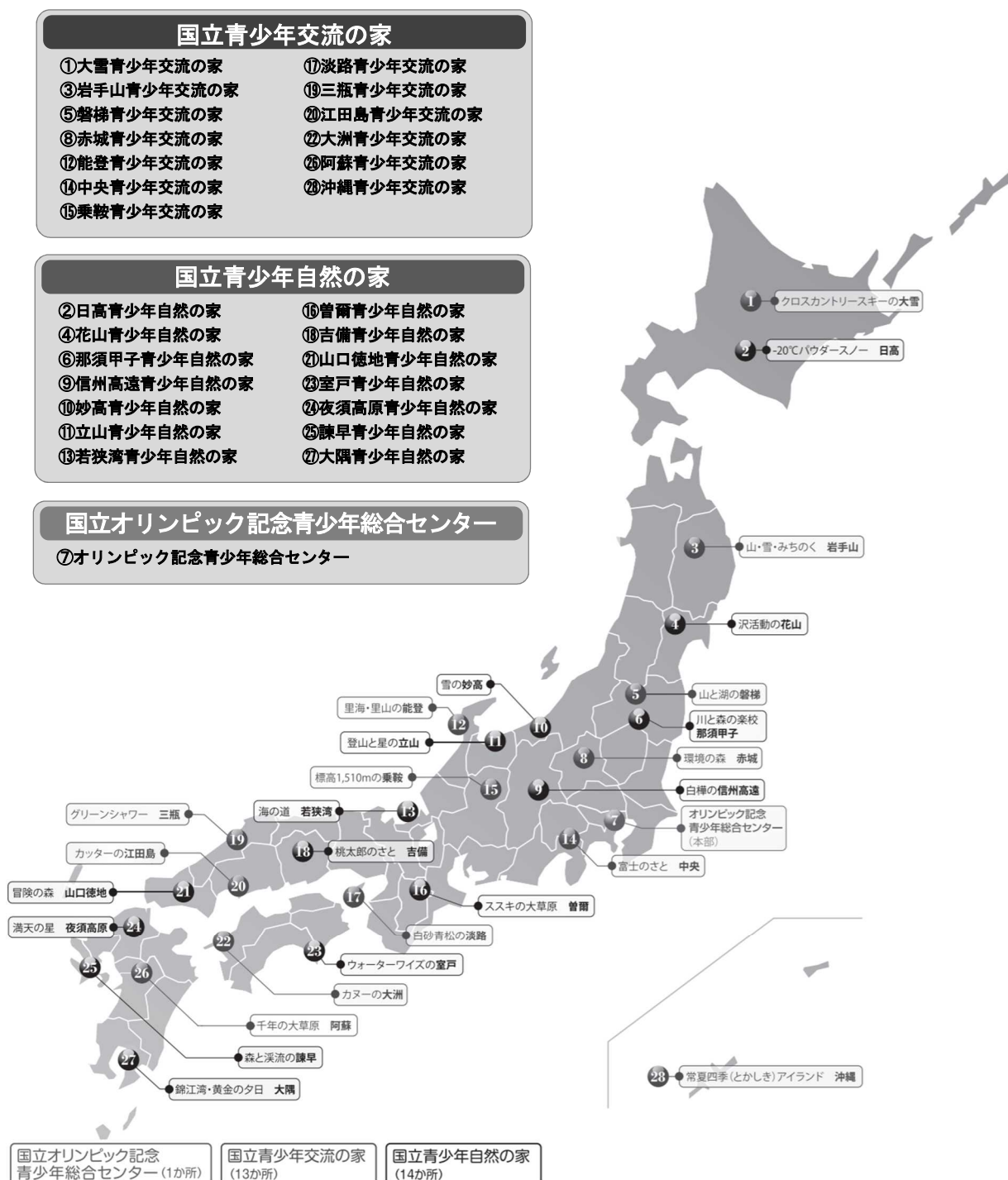
以下、本報告書においては必要に応じて、教育施設名を表 1-5 の略称のとおり略すこととする。

表 1-5 教育施設一覧

(令和2年4月1日現在)

No	教育施設名	所在地	宿泊定員(人)	設置年	略 称
1	国立オリンピック記念 青少年総合センター	東京都渋谷区	1,500	昭和40年4月	センター
2	国立大雪青少年交流の家	北海道美瑛町	400	昭和40年10月	大雪
3	国立岩手山青少年交流の家	岩手県滝沢市	400	昭和47年5月	岩手山
4	国立磐梯青少年交流の家	福島県猪苗代町	400	昭和39年12月	磐梯
5	国立赤城青少年交流の家	群馬県前橋市	400	昭和45年4月	赤城
6	国立能登青少年交流の家	石川県羽咋市	400	昭和46年4月	能登
7	国立乗鞍青少年交流の家	岐阜県高山市	400	昭和49年4月	乗鞍
8	国立中央青少年交流の家	静岡県御殿場市	500	昭和34年4月	中央
9	国立淡路青少年交流の家	兵庫県南あわじ市	400	昭和44年4月	淡路
10	国立三瓶青少年交流の家	島根県大田市	400	昭和51年5月	三瓶
11	国立江田島青少年交流の家	広島県江田島市	400	昭和42年6月	江田島
12	国立大洲青少年交流の家	愛媛県大洲市	400	昭和48年4月	大洲
13	国立阿蘇青少年交流の家	熊本県阿蘇市	400	昭和38年7月	阿蘇
14	国立沖縄青少年交流の家	沖縄県渡嘉敷村	160	昭和47年5月	沖縄
15	国立日高青少年自然の家	北海道日高町	400	昭和56年4月	日高
16	国立花山青少年自然の家	宮城県栗原市	400	昭和53年10月	花山
17	国立那須甲子青少年自然の家	福島県西郷村	400	昭和51年10月	那須甲子
18	国立信州高遠青少年自然の家	長野県伊那市	300	平成2年6月	信州高遠
19	国立妙高青少年自然の家	新潟県妙高市	300	平成3年4月	妙高
20	国立立山青少年自然の家	富山県立山町	300	昭和58年4月	立山
21	国立若狭湾青少年自然の家	福井県小浜市	300	昭和59年4月	若狭湾
22	国立曽爾青少年自然の家	奈良県曽爾村	400	昭和54年10月	曽爾
23	国立吉備青少年自然の家	岡山県吉備中央町	300	昭和57年4月	吉備
24	国立山口徳地青少年自然の家	山口県山口市	300	平成元年5月	山口徳地
25	国立室戸青少年自然の家	高知県室戸市	300	昭和50年10月	室戸
26	国立夜須高原青少年自然の家	福岡県筑前町	300	昭和63年4月	夜須高原
27	国立諫早青少年自然の家	長崎県諫早市	400	昭和52年10月	諫早
28	国立大隅青少年自然の家	鹿児島県鹿屋市	300	昭和61年4月	大隅

図 1-2 教育施設配置図



10. 総利用者数（表1-6 参照）

（1）総利用者数

総利用者数は、機構が主催する事業への参加者としての「教育事業」と、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用を目的とした「研修支援」の合計であり、平成28年度から平成30年度にかけ3年連続で500万人を突破した。なお、令和元年度と令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、文部科学省からの要請や全国各地への「緊急事態宣言」の発令、その他各教育施設の所在する都道府県等からの要請等により全教育施設にて令和元年度は延799日間、令和2年度は延べ1,540日間の休館を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用団体側からのキャンセル等も合わせ、推定で、令和元年度は4,156団体379,537人、令和2年度は16,167団体3,199,467人の利用が減少となった。

（2）宿泊利用者数・日帰り利用者数

総利用者数のうち、新型コロナウイルス感染症により利用者数へ大幅な影響があった令和元年度と令和2年度を除き、宿泊利用者数は3年連続減少しているものの、日帰り利用者数については3年連続増加した。なお総利用者数における宿泊利用者数の割合は平成28年度が53.9%に対し、平成30年度は50.5%と、年々減少傾向にある。

（3）宿泊室稼働率

新型コロナウイルス感染症による影響はあったものの、平成28年度から令和元年度まで全教育施設において、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において示された稼働率5割を上回る数値を4年連続で達成した。ただし、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により、稼働率は15.7%に留まった。

表1-6 総利用者数

年度	総利用者数			宿泊利用者数			日帰り利用者数			宿泊室稼働率
	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援	
H28	5,084,149	659,047	4,425,102	2,744,165	115,970	2,628,195	2,339,984	543,077	1,796,907	60.7%
H29	5,099,727	673,661	4,426,066	2,677,534	111,429	2,566,105	2,422,193	562,232	1,859,961	59.2%
H30	5,051,337	727,134	4,324,203	2,551,420	105,784	2,445,636	2,499,917	621,350	1,878,567	58.4%
R1	4,652,358	662,935	3,989,423	2,347,589	91,584	2,256,005	2,304,769	571,351	1,733,418	58.1%
R2	921,720	190,914	730,806	308,675	28,612	280,063	613,045	162,302	450,743	15.7%

第2章 社会的要請を受けて、緊急に取り組んだ事項

1. 災害前後における支援事業の実施

地震や台風など大規模な自然災害に直面した際には、国からの要請に基づいた支援、避難者等の受入れ、被災した地域に居住している子供たちの心身の健康を図るための取組等を行った。

また、政府の国土強靱化基本計画（平成30年12月閣議決定）等を踏まえ、防災・減災に資する教育事業にも取り組んだ。

（1）災害における支援事業の実施

平成30年7月豪雨災害に際しては、被害の大きかった施設周辺の教育委員会から要請を受け、文部科学省と共催し本部と4教育施設（吉備、江田島、大洲、室戸）が連携して、被災地域に居住する子供の心身の健康を図る「リフレッシュキャンプ」を計9事業行った。また、その他にも、特に大洲では、避難者や災害支援ボランティアの受入、小学校や学童クラブ等への出前事業（レクリエーションやクラフト指導など）を実施するなど周辺住民に対する支援を行った。

また、令和元年東日本台風では、花山が大郷町や大崎市教育委員会から要請を受け、「リフレッシュキャンプ」を実施した。

【取組事例】吉備、江田島、室戸で開催されたリフレッシュキャンプの取組

リフレッシュキャンプの実施に当たっては、機構本部及び実施施設である吉備・江田島・室戸から募った民間企業等からの寄附や飲食提供等の協力もあり、子供たちにとって夏の最高の思い出となるようなキャンプを企画した。また、当日運営については、文部科学省や本部職員もサポートしたほか、実施施設以外の法人ボランティアも運営に参加するなど機構全体で取り組んだ。

吉備では、8月末と9月中旬及び3月上旬に1泊2日で倉敷市や岡山市などの子供101人の参加を得て、グループで行うドキドキ自然体験（フィールドビンゴ）やうきうき運動会を行うなど、体を動かすキャンプを3回実施した。

江田島では、8月中旬から9月上旬にかけて2泊3日及び1泊2日で呉市や坂町などの子供320人の参加を得て、海水浴や水生生物の観察、花火や星座観察などを4回実施した。

室戸では、8月中旬から下旬に2泊3日で愛媛県大洲市や宇和島市吉田町、岡山県倉敷市や高梁市などの子供124人の参加を得て、イルカのふれあい体験、海水浴や流木クラフトなどを2回実施した。

なお、江田島のリフレッシュキャンプに参加した保護者からは、事業後に以下の手紙を受け取っている。

「今回の豪雨災害で、毎年楽しみにしていた海水浴に一度も行けずにいました。また、交通機関がまだ復旧していないこともあり、出かけることも困難だったため、子供たちにとっても苦しいことが多かった夏休みでした。私たちが感じていた以上に子供たちはストレスを感じていたようで、宿題一つに取り組むことすらとても重いこと

のように感じていたようですが、このキャンプを目標にがんばりました。明日からは小学校が始まるので二学期を迎えられるか心配でしたが、息子はとても生き生きした顔で戻ってきました。思い切り楽しんできたからか、家での様子はいつもの元気なテンポが戻ってきました。」

（２）東日本大震災の被災地域の子供を対象とした事業

機構では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災で甚大な被害を受けた被災地域の子供を対象とした事業を実施している。平成 23 年度は屋外で自由に遊ぶことがままならない子供たちのために「リフレッシュキャンプ」を開始（約 3,800 人が参加）し、平成 24 年度からは東日本大震災復興支援財団の協賛をいただき実施している。平成 25 年度には事業の目的をリフレッシュから子供たちの未来へ向かう力を育てることに広げ「ふみだす探検隊」として実施し、平成 27 年度からは「将来の福島を担う人材の育成」を目的に、年間を通して様々な体験活動を行う「福島子ども未来塾」として実施している。

【取組事例】福島こども未来塾（磐梯）

福島県の小学 5 年～中学 2 年の子供を対象に、将来の福島を担う人材の育成を目的として、年間を通して同じ参加者で 1 泊～4 泊のキャンプを複数回実施し、「福島を知る、自分を知る」、「普段できない体験」、「仲間と一緒に挑戦」のテーマのもと、郷土学習や国際交流、表現活動、スポーツワークショップなどを体験した。

平成 28 年度は、富士登山を行い、富士山麓の御殿場市の子供と交流した。

平成 29 年度は、東京に出向き、IoT（Internet of Things、モノのインターネットの未来を学ぶプログラム）にも取り組んだ。

平成 30 年度からは、上記に加えて「復興の現状を知る」をテーマとしたプログラムに取り組んでいる。津波の被害を受けた福島県の浜通り地区へ足を運び、震災の被害に遭った方々から、津波の被害や避難したときの様子など貴重な話を伺ったほか、ボランティア活動を行った。

参加者からは「これから福島の未来と復興のことを考えていきたい」、「語り部の人が話してくれたように、私たちが次の世代に伝えていきたい」などの感想があった。

この教育事業は、公益財団法人東日本大震災復興支援財団の協賛を受け、平成 27 年度から実施している。

（３）防災教育に関する取組

本部においては、災害への備えに資する防災教育の推進のため、全国中学生・高校生防災会議等を開催した。

教育施設においても、各地域の防災力の向上等のため、防災をテーマとした教育事業を実施した。

【取組事例】全国中学生・高校生防災会議（第6章参照）

これからの防災・減災の担い手である中学生・高校生を対象に、地域防災を担う「防災ジュニアリーダー」を育成することを目的に、平成30年度から「全国中学生・高校生防災会議」を実施している。

1年目となる平成30年度は淡路で、2年目となる令和元年度は、東北会場（花山）及び熊本会場（阿蘇）の2か所で実施した。3年目となる令和2年度は、センターを会場に実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン形式に変更して実施した。

災害や防災についての講義を受けたほか、各地で防災に取り組む学校の生徒同士が活発に情報交換を行い、各学校に持ち帰って実行するためのアクションプラン等を作成し共有し合うことで、各校における今後の取組の充実に繋がる機会となった。

（4）国土強靱化基本計画等を踏まえた取組

① これまでの流れ

機構は、前述のとおり、防災をテーマとしたキャンプや、災害時の避難者の受入れ、災害後の児童を対象とした教育事業等に取り組んできた。

ア．平成28年（2016年）熊本地震の被災者等に対する取組

阿蘇においては、被災地の復興支援や避難所の運営支援を11回行ったほか、子供たちの学習支援やレクリエーション等の出前事業を、70回にわたり行った。

イ．平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の被災者等に対する取組

吉備においては、日本福祉大学、都留文科大学、神戸大学など7団体の災害支援ボランティアに対する宿泊室の提供を行ったほか、日中に活動するボランティアに対して経口補水液や行動食（塩飴やチョコレート）等の提供も行った。

大洲においては、約120人の避難者の受入れや、災害支援ボランティアに対する宿泊室の提供を行ったほか、水道の供給がストップした地域の住民約350人に対してシャワーや洗濯機の無料開放を行った。

また、前述のとおり、吉備、江田島、室戸では、被災した地域に居住する子供たちの支援を行うため、リフレッシュキャンプや出前事業等を行った。

ウ．平成30年北海道胆振東部地震の被災者等に対する取組

日高は、平成30年9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震の翌日、所在する日高町から要請を受け、同町と協同して、甚大な被害を受けた同町内の門別地区（約60km離れた飛び地）の避難所に、9月7日夕食から、9月8日の朝食と夕食、9月9日の朝食と夕食を毎回550食、計2,750食を提供した。

エ．令和元年度に発生した台風災害に対する取組

令和元年9月に日本に上陸した令和元年房総半島台風の際は、東京都足立区の区

立小学校の宿泊体験活動を支援した。同区立青少年教育施設が台風により被害を受け、約半数の小学校において宿泊体験活動が困難になったため、本部が足立区教育委員会と密に連絡を取り、赤城で11～3月にかけて34校約8,500人を受け入れた。

令和元年10月に日本に上陸した令和元年東日本台風に対しては、被害が大きかった宮城県の大郷町教育委員会と大崎市教育委員会から花山が要請を受け、子供たちの心身の健康を図るため、1泊2日の日程で「リフレッシュキャンプ」を実施し、65人の子供が参加した。また、妙高では、長野市教育委員会からの要請を受け、長野市内の学校へ出前事業を計3回行った。

② 国土強靱化に資する取組

上記のような取組を踏まえ、令和元年度に、国土強靱化に資する教育施設の広域防災補完拠点化や、防災・減災教育の推進の検討を開始した。

令和2年2月に、教育施設の所長を対象に、内閣官房国土強靱化推進室の参事官による講演会を行ったほか、令和2年度に向けて防災・減災の観点を取り入れた教育事業等を行うよう要請した。

令和2年6月には、国土強靱化年次計画2020（令和2年6月18日国土強靱化推進本部決定）に、機構の広域防災補完拠点化が新たに盛り込まれ、「全施設での防災・減災教育の推進」、「各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応」、「予備的避難所の運営等のためのライフラインに必要な給排水設備や電源設備等の更新」を行うこととされた。

今後、第4期中期目標期間（令和3～7年度）の中期計画及び令和3年度計画に、国土強靱化基本計画の対応について記載したとおり、地方公共団体や関係機関と連携し、広域防災補完拠点としての機能の充実を進めていく。

2. 子供の貧困対策に係る取組の実施

近年、我が国において社会問題となっている「子供の貧困」については、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）において、福祉とともに子供の教育の充実が取り上げられ、自立に向けた基本的な生活習慣の確立や様々な体験活動の充実等が指摘されている。

このため、機構では平成26年度に「青少年の“自立する”力応援プロジェクト」を立ち上げ、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」の創設を行った。

（1）生活・自立支援キャンプ

平成26年8月29日に「子供の貧困に関する大綱」が閣議決定され、国を挙げた子供の貧困対策が必要とされていることから、ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けられるよう、「生活・自立支援キャンプ」を平成28年度から令和2年度まで全教育施設で323事業実施し、8,218人が参加者した。

【取組事例】生活・自立支援キャンプ（諫早）

諫早が実施している「わくわくチャレンジキャンプ（生活・自立支援キャンプ）」は、長崎県母子寡婦福祉連合会等と連携しながら、平成30年度以降、年3回シリーズでキャンプを実施している。

本キャンプでは、ひとり親家庭の子供たちが共同生活体験を通じて、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着、料理、掃除、洗濯、アイロンがけといった基本的な生活スキルの向上を目指して実施しているが、特に、調理法・栄養バランス等の「食育」を学習した後、家にある食材から自身が献立を作ることができるよう考案されている。本事業により、子供たちは料理に関心を持つとともに、達成感や成功体験を積み重ね、自尊感情を高めている。

参加者からは、「早寝早起きをしてご飯をちゃんと食べることをがんばろうと思う」、「私は、家にあるものを使って自分で献立を考え、ご飯を作ることを頑張ろうと思います」、「お手伝いをがんばりたい」との感想を得ている。特に、食育に関しては、参加した保護者からも「粉末のだしを使ってばかりだけど、かつおやこんぶから出汁を取った料理をしたいと思いました」、「ご飯をしっかり食べてもらって学校に元気に行ってもらいたいです」という感想が得られ、今後の食生活に対する保護者の意識変容も見受けられる。

担当職員は、事業後に保護者や母子会の集まりでキャンプの様子を伝えたり、本事業の意義や体験活動の重要性を話したりするなど、キャンプの後も丁寧に成果の普及を行った。その結果、長崎県母子寡婦福祉連合会の若年リーダー研修の講師を依頼されるなど、関係団体との連携も拡充し、より充実したキャンプを実施することができるようになっている。

（2）子どもゆめ基金による支援

「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定、令和元年11月29日改定）を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、参加者の負担が軽減されるよう平成27年度から措置を講じている。

例えば、登山やカヌー、キャニオニングなどの山や海、川での自然体験活動を通して、自然の偉大さや自然と触れ合うことの楽しさを感じてもらうとともに、異年齢の仲間と協力し活動することで、協調性や自分で考えて行動する自主性を養うことの大切さを学んでもらうなどの取組を推進した。

（3）学生サポーター制度

本制度は、経済的に困難な状況にありながら高等教育機関において勉学に励む学生の生活及び自立を支援するため、児童養護施設または母子生活支援施設出身の大学生や短期大学生、専修学校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務（年間400～800時間）に対して、毎月一定額の報酬（40,000～100,000円／月）を支払う制度であり、平成27年度から実施している。

学生サポーターの新規募集にあたっては、全国社会福祉協議会や全国市長会、子どもの未来を応援する首長連合に周知を依頼したほか、全国町村会が発行する「町村週報」への掲載を通して、全国の町村長にも周知した。

平成28年度から令和2年度の間に、延べ107人の学生サポーターを配置した（表2-1参照）。

学生サポーターは、主に授業がない土日や長期休暇期間に、生活・自立支援キャンプをはじめとする各教育事業の運営補助や各教育施設の施設や用具の整備、清掃補助等の業務に携わっている。

毎年2月または3月に、全国の教育施設で従事する学生サポーターが集まり、従事内容を報告し合うとともに、学生サポーター同士の親交を深めることを目的とした報告会を実施した（令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。

報告会において、学生サポーターから、業務に関して、「大切な資料を扱ったり大きな事業に携わったりするため、責任感や達成感がとても大きい。普通のアルバイトでは経験できないことを学べる」、「普段はパソコンを操作する機会がないため、最初はタイピングが遅く、印刷の仕方も分からなかったが、職員に教えてもらいながらだんだんできるようになった」、「子供の意欲の引き出し方、声かけの仕方を学ぶことができた」等の意見が寄せられた。

また、生活面では、「学費や生活費を賄おうとするとアルバイト中心の生活になってしまふ。学校行事を考慮した勤務日を設定できて、長期休暇にまとめて活動できる」、「実習等で従事できない月があっても定額で支給されるため、生活に困窮する可能性が少ない」等の意見が寄せられた。

学生サポーターを卒業した者の中には、民間企業に就職後も法人ボランティアとなり教育事業等に参画している者や、児童養護施設に就職し、支援される側から支援する側に回った者などが出ている。

【取組事例】「社会への巣立ちフェスティバル」への参画

公益財団法人資生堂社会福祉事業財団が主催する事業「社会への巣立ちフェスティバル」に、学生サポーターが平成31年3月に初めて運営スタッフとして参画した。

本事業は、児童養護施設及び里親家庭の高校3年生向けに、社会で自立して生きていく上で役立つ「身だしなみ」、「ビジネスマナー」等の講座を行うものであり、例年2月下旬から3月の間に開催されている。

学生サポーターは、「先輩の体験談講座」において、児童養護施設から独り立ちした後の金銭のやりくり、交友面の体験などを語る「先輩」役、各講座の事前準備補助や運営補助等を担当した。

参加者から「一人暮らしの不安が少し軽くなった」等の感想が寄せられたほか、同財団から「同じような境遇かつ年齢の近い学生が活躍する姿は、参加者たちの励みになった」との感想があった。

主催団体からも好評を得たため、令和元年度も参画予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となった。

第2章 社会的要請を受けて、緊急に取り組んだ事項

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の防止のため、会場の規模が縮小となり、学生サポーターによる運営補助は行われなかったが、学生サポーター2人から参加者へ、「先輩からのメッセージ」として、巣立ちを応援する内容のビデオレターを提供し、会場で放映された。

【取組事例】株式会社 AOKI による「装いマナー講座」の提供

平成31年3月、株式会社 AOKI の協力により、同社社員によるスーツのマナーや着こなしに関する講座について、センターを会場に開催し、学生サポーター18人が参加した。

同社は、公益財団法人資生堂社会福祉事業財団が主催する「巣立ちフェスティバル」において、「身だしなみ講座」を提供している縁で、学生サポーターに対しても研修を提供いただけることとなった。

学生サポーターからは、「就職活動に役立ちそうな内容でよかった」、「質問の時間に、今まであった疑問がたくさん解決されてとても良かった」等の感想があった。

表 2-1 学生サポーター配置状況

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	計(延べ人数)
センター	4 人	4 人	11 人	10 人	11 人	40 人
大雪	-	1 人	2 人	2 人	3 人	8 人
磐梯	2 人	-	-	-	-	2 人
赤城	-	-	-	-	1 人	1 人
能登	1 人	-	-	-	-	1 人
江田島	4 人	4 人	3 人	2 人	2 人	15 人
沖縄	2 人	-	1 人	-	-	3 人
那須甲子	1 人	1 人	-	-	-	2 人
信州高遠	1 人	-	-	-	-	1 人
妙高	-	2 人	3 人	2 人	2 人	9 人
曾爾	1 人	1 人	-	-	-	2 人
吉備	-	-	1 人	1 人	1 人	3 人
山口徳地	2 人	2 人	3 人	2 人	-	9 人
夜須高原	1 人	2 人	2 人	3 人	-	8 人
諫早	1 人	-	1 人	1 人	-	3 人
計	20 人	17 人	27 人	23 人	20 人	107 人

表 2-2 学生サポーター在学教育機関

区分	大学	短期大学	高等専門学校	専門学校	合計
平成 28 年度	14 人	3 人	0 人	3 人	20 人
平成 29 年度	12 人	3 人	0 人	2 人	17 人
平成 30 年度	22 人	1 人	0 人	4 人	27 人
令和元年度	19 人	1 人	0 人	3 人	23 人
令和 2 年度	19 人	1 人	0 人	0 人	20 人

3. 学習指導要領改訂への対応

(1) 幼稚園への対応

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の改訂を踏まえ、平成 29 年度には全国 12 教育施設にてシンポジウムを実施し、計 1,500 人を超える幼稚園教諭、保育士等の幼児期の教育に携わる関係者を集めた。（第 21 章 内部統制の充実・強化 参照）

(2) 小学校・中学校への対応

平成 29 年に改訂された学習指導要領の実施に向け、集団宿泊活動で行う体験活動と教科等との関連を図るため、平成 28 年度に「集団宿泊活動サポートガイド」を作成した後、教科等に関連付けた体験活動プログラムの学習指導案等を事例集にまとめた。

（第 5 章 青少年、青少年教育指導者を対象とする研修に対する支援 参照）

(3) 高等学校への対応

令和元年度から高等学校で始まった「総合的な探究の時間」に位置付けできるよう探究のプロセスを基にした体験活動カリキュラムを作成し、高等学校の教育課程をサポートする全国高校生体験活動顕彰制度を開始した。令和 2 年度から本格実施となり、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、オンライン形式にて全国ステージを実施し、最も優秀な発表には令和 2 年度から文部科学大臣賞を授与された。

（第 3 章 自立する青少年の育成の推進 参照）

4. 新型コロナウイルス感染症に対する取組

令和元年度以降、世界中で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大したため、機構では、常勤役員及び部長を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」にて、協議及び情報共有を図り、以下のとおり、緊急かつ慎重に対応した。

(1) 教育施設の主催事業の中止及び受入れ休止（表 2-1 参照）

① 令和 2 年 2 月～5 月の休止

文部科学省からの要請を受け、令和 2 年 2 月 28 日から 3 月 24 日まで、全教育施設において、主催事業の中止及び利用団体の受入れ休止を行った。

その後、令和 3 年 3 月 25 日から順次利用を再開したが、令和 2 年 4 月 7 日に政

府より新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、緊急事態措置を実施すべき区域は、首都圏4都県と大阪府、兵庫県、福岡県、期間は令和2年4月7日から5月6日とされた。

緊急事態措置の主体は各都道府県であるが、4月7日時点では措置の内容が明らかになっていなかった一方で、機構の方針を早急に定める必要があったことから、4月8日に本部から全教育施設に対し、原則として各教育施設が所在する地域居住者に限定して利用してもらうこと、これにより難しい場合には、各教育施設が所在する地域の行政機関（教育委員会、保健所等）とも協議しながら判断すること、緊急事態措置を実施すべき区域の利用者については、緊急事態宣言発令期間は、既存の予約を含めて利用を見合わせていただくよう丁寧に説明を行うことを指示した。

4月16日から緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されたため、全教育施設において5月6日まで教育事業の中止及び利用団体の受け入れを休止することとし、現に利用している団体については、4月19日までを目途に速やかに退所をお願いすることとした。

② 受入れの再開

令和2年5月7日から、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月4日変更、令和2年5月7日から適用）を踏まえ、東京都、北海道、石川県、岐阜県、兵庫県、福岡県を含む13の特定警戒都道府県以外の地域に所在する教育施設においては、各県の方針や近隣の公立施設の状況を踏まえるとともに、基本的な感染対策の徹底等を行った上で、日帰り利用から段階的に受け入れるなど、利用再開について、入念に検討を重ね、対応することとした。

また、全教育施設において、特定警戒都道府県かそれ以外の地域に所在するかに関わらず、利用受入れ再開に向けて、各地域の教育委員会等と事前に相談するとともに、各地域の状況について情報収集を行うこととした。

緊急事態宣言は5月25日に全面解除され、7月1日より、全教育施設において利用者の受入を再開した。

表 2-1 緊急事態宣言等による受入休止期間一覧(令和2年4月～7月)

	4.1	4.4	4.6	4.7	4.8	4.9	4.10	4.11	4.13	4.14	4.15	4.16	4.17	4.18	4.19	4.24	4.25	5.7	5.8	5.11	5.12	5.14	5.15	5.17	5.18	5.21	5.22	5.23	5.25	5.26	6.01	6.02	6.15	6.18	6.19	7.1														
センター (東京都)																																																		
大雪 (北海道)																																																		
岩手山 (岩手県)																																																		
磐梯 (福島県)																																																		
赤城 (群馬県)																																																		
能登 (石川県)																																																		
乗鞍 (岐阜県)																																																		
中央 (静岡県)																																																		
淡路 (兵庫県)																																																		
三瓶 (島根県)																																																		
江田島 (広島県)																																																		
大洲 (愛媛県)																																																		
阿蘇 (熊本県)																																																		
沖縄 (沖縄県)																																																		
日高 (北海道)																																																		
花山 (宮城県)																																																		
那須甲子 (福島県)																																																		
信州高遠 (長野県)																																																		
妙高 (新潟県)																																																		
立山 (富山県)																																																		
若狭湾 (福井県)																																																		
曾爾 (奈良県)																																																		
吉備 (岡山県)																																																		
山口徳地 (山口県)																																																		
室戸 (高知県)																																																		
夜須高原 (福岡県)																																																		
諫早 (長崎県)																																																		
大隅 (鹿児島県)																																																		

■…宿泊利用を休止した期間 ■…日帰り利用を休止した期間

(注1) 表以外に、一定期間において所在道県の家族団体に限定して受け入れる等、利用の制限を設けた教育施設がある。

(注2) 表の休止期間中又は前後において、従前より予定されていた施設整備日(利用者の受け入れを行わない日)が設定されていた等の理由により、休止期間と実際の再開日が一致しない場合がある。

③ 令和3年1～3月の緊急事態措置を踏まえた利用時間短縮

令和3年1月7日、政府において、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年1月8日から2月7日までの31日間とし、区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とすることが決定された。1月13日、岐阜県、兵庫県及び福岡県等が追加され、計11都府県となった。

該当都県に所在するセンター、乗鞍、淡路、夜須高原の4教育施設において、宿泊団体等に対し、夜間の活動を20時までに終えるよう要請することとした。

緊急事態宣言は、首都圏4都県以外は2月28日までに解除となり、首都圏4都県については3月21日をもって解除となった。

センターは、緊急事態宣言解除後も、東京都の要請を受けて、引き続き令和3年4月21日まで夜間の利用を21時までに短縮した。

(2) 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインの策定

機構の教育施設における感染対策は、令和2年3月のうちに機構全体に周知していたが、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、新型コロナウイルス感染防止対策として機構が実施すべき基本的事項を改めて整理し、「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を5月に策定した。

策定後も、教育施設において実際に運用する中で気づいた点等を集約し、令和2年7月及び8月に改訂を行った。

(3) 留学生等受入れ改修工事の実施

政府において、令和2年3月、日本に入国する者に対し、検疫所長が指定する場所（自宅や入国者自身で手配したホテル等）において14日間待機することを要請することが決定された。

令和2年度補正予算で、帰国する日本人留学生等の受入のための衛生環境の整備として、センター、中央、淡路、夜須高原の4教育施設において、宿泊室の一部個室化及びトイレ・バスの設置、Wi-Fi環境の整備等を行った。

(4) 宿泊待機が必要な者の受け入れ

文部科学省からの要請により、入国時の空港検疫の検査結果が「陰性」と判定された者を、センターにおいて令和2年12月に受け入れた。

5. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

機構では、社会的要請を受けて、緊急に様々な取組を実施している。特に、平成28年度に起きた熊本地震、平成30年度に起きた島根県西部地震、平成30年7月豪雨災害、北海

道胆振東部地震、度重なる台風被害などの際は、周辺の教育委員会からの要請を受け、リフレッシュキャンプや出前事業、避難者や災害ボランティアの受入などを行ってきた。

災害前後における取組について、東日本大震災の被災地域の子供を対象とした事業として、平成27年度から実施している「福島子ども未来塾」については、被災地に出向き直接被災された方々の話を聞く機会を新たに設定するなど、内容をより充実させながら展開できた。また、防災教育に関する取組として第3期中期目標期間中に新たに「全国中学生・高校生防災会議」を実施するなど、災害前後における支援事業も取り組んだ。

国土強靱化基本計画等を踏まえた取組については、平成28年度以前から、リフレッシュキャンプや出前事業、避難者や災害ボランティアの受入などを行ってきたが、令和元年度から、国土強靱化に資する取組の検討を開始し、令和2年度には、政府の国土強靱化年次計画に記載された。

国の政策課題の一つである貧困対策については、「生活・自立支援キャンプ」を全教育施設で平成28年度から令和2年度にかけて計323事業実施し、8,218人の参加を得て、実施してきた。

各教育施設では、より多くの子供たちに体験活動を届けるため、児童養護施設や母子生活支援施設等の連携を最大2年までとし、それ以降はそのノウハウを基にそれぞれの団体が子どもゆめ基金に助成申請するという条件のもと、キャンプを実施・普及してきた。

経済的に困難な状況にありながら高等教育機関において勉学に励む学生の生活及び自立を支援するため、児童養護施設または母子生活支援施設出身の学生を「学生サポーター」として任命し、教育事業の補助等の業務に対して、毎月一定額の報酬を支払うことで、学生サポーター本人の経済面の支援だけでなく、社会人として自立する力を身につけることにも貢献し、大きな教育的効果を上げた。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応についての協議及び情報共有のため、常勤役員及び部長を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」にて、原則として毎日会議を開催した。協議の結果は、必要に応じ全教育施設へ共有、受け入れ対応や「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を作成し、機構全体で早急かつ慎重に新型コロナウイルス感染症対策について対応を行った。

<課題と対応>

国土強靱化の推進のため、教育面では、災害後対応としてのリフレッシュキャンプだけではなく、学校ではなかなか体験できない防災・減災プログラムの開発・充実に努めていく必要がある。

組織運営面では、今後、広域防災補完拠点として、地方公共団体や関係機関と連携しながら、取り組んでいく必要がある。

第3章 自立する青少年の育成の推進

青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、①青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発、②青少年教育に関する地域力向上のためのモデル的事業の開発、③グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進、④青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に係る教育事業を実施している。

平成28年度から令和2年度に実施した教育事業数は計3,811事業、参加者総数は計714,335人である。なお、中期目標に掲げられた各項目における数値目標については各年度達成している。

表3-1 教育事業実施状況

項目及び区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
① 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発	事業数	382	314	431	445	496	2,068
	参加者数(人)	184,687	144,673	124,426	137,598	37,802	629,186
	延参加者数(人)	225,139	188,729	163,590	171,392	46,024	794,874
	満足度	86.7	85.8	88.5	88.2	92.5	88.3
② 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発	事業数	167	152	143	146	151	759
	参加者数(人)	9,799	8,779	7,079	7,897	9,472	43,026
	延参加者数(人)	20,420	22,506	18,632	18,900	12,277	92,735
	満足度	87.8	86.8	86.4	86.0	90.1	87.4
③ グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進	事業数	26	15	16	14	13	84
	参加者数(人)	1,120	1,021	1,050	955	663	4,809
	延参加者数(人)	9,112	7,370	6,530	6,212	1,192	30,416
	満足度						
④ 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	事業数	161	178	207	183	171	900
	参加者数(人)	7,891	9,626	8,378	5,879	5,540	37,314
	延参加者数(人)	16,453	19,705	15,434	12,306	8,219	72,117
	満足度	85.9	85.5	88.7	91.5	91.0	88.5
合 計	事業数	736	659	797	788	831	3,811
	参加者数(人)	203,497	164,099	140,933	152,329	53,477	714,335
	延参加者数(人)	271,124	238,310	204,186	208,810	67,712	990,142

(注1) 参加者数は実人数。

(注2) 延参加者数の合計欄の数値は、出前事業や研修支援利用のための事前・事後訪問指導等を除く。

(注3) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上は、第4章に記載している。

(注4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進は、アンケートによる満足度調査は行っていない。

1. 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発

青少年の今日的な課題を踏まえ、体験活動の機会や場の充実、基本的生活習慣の確立を図るため、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するなど、青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発に、より一層取り組んでいる。

（１）「体験の風をおこそう」運動の推進

「体験の風をおこそう」運動の推進を図るため、体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、各種会議等を活用して関係機関や保護者等に周知するとともに、毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」と定めている。本月間の参加団体数及び事業数については、平成28年度から令和2年度の平均が団体数で574団体（前中期目標期間：396団体）、事業数で1,942事業（前中期目標期間：779事業）と前中期目標期間の平均を大幅に上回っており、体験活動の機会や場の拡充が図られている。

また、中期目標に掲げられた「運動を推進する実行委員会の構成団体数を中期目標期間中に1割以上増加させ、900団体とする」ことについては、令和2年度時点で1,164団体と大幅に上回っている。

さらに、同運動の応援団を結成し、教育施設にて体験活動の重要性をPRする活動も行っており、平成28年度は山崎直子氏（宇宙飛行士）等3人、平成29年度は大山加奈氏（バレーボール女子日本代表）、平成30年度は生山ヒジキ氏（プロなわとびプレーヤー）等2人、令和元年度は三浦豪太氏（登山家、プロスキーヤー）等4組、令和2年度は朝原宜治氏（北京オリンピック陸上男子4×100mリレー銀メダリスト）等2人に加入いただき、既存応援団と併せて5年間で22組が延べ56か所で活動した。

【取組事例】国民運動等推進室の設置

「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動のより一層の推進を図るため、平成29年度に国民運動等推進室を新設した。国民運動等推進室では、機構内はもとより、推進委員会や全国協議会、関係機関等と横断的に連携し、新たな広報資料を作成・配布するとともに、事業やフォーラム等を企画・運営することで、青少年の体験活動等の重要性についてより一層の普及・啓発を行っている。

（２）「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

機構では、子供たちの健やかな成長を促していくため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に取り組んだ。各教育施設においては全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、生活リズムに関する普及啓発事業を実施した。普及啓発資料については、平成28年度に「小学生のための早寝早起き朝ごはんガイド-保護者・指導者向け-」、「小学生のための早寝早起き朝ごはんガイド-ステップ1-」、「小学生のための早寝早起き朝ごはんガイド-ステップ2-」、平成29年度に絵本①「にこにこ げんきの おまじない」、平成30年度に絵本②「みんなで にっこり！ あさごはん」、令和元年度に絵本③「わくわく げんきに あそぼう！」、令和2年度に絵本④「にこにこ げんきの おまじない」の大型版と新たに7種類作成し、全15種類、延べ99万部を配布した。

また、中期目標に掲げられた「生活リズムに関する普及啓発事業を中期目標期間中に延べ190事業実施する」ことについては、平成28年度から令和2年度の間に計325事業実施している。

（３）体験活動や読書活動の推進に係る普及・啓発事業の推進

基本的な生活習慣を身に付けるとともに、体験活動や読書活動に親しむきっかけ作り

の場と機会を提供するため、親子・幼児等を対象とした短期の事業を実施している。

中期目標に掲げられた「中期目標期間中に 310 事業実施する」ことについては、平成 28 年度から令和 2 年度で計 1,089 事業をすでに実施している。

また、「毎年度平均 80%以上の事業の参加者から 4 段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）を得られるよう、その質の向上を図る」ことについては、平成 28 年度から令和 2 年度において平均 87.7%となっており、各年度達成している。

なお、本部では「しぜんであそぶ！まるわかりガイドブック」や「8 歳までにできる海遊（かいゆう）教室プログラム集」の制作、各地方施設では幼児が自然で運動遊びができるコースの設置、プログラム開発など幼児向けの体験活動プログラムを積極的に推進・普及した。

2. 青少年教育に関する地域力向上のためのモデル的事业の開発

青少年教育のナショナルセンターとして、地域力向上等に資するモデル的な教育事業を実施している。中期目標に掲げられた「関係機関・団体や公立の青少年教育施設等への普及・活用を兼ねて連携して事業を実施する割合（連携率）を 100%とする」ことについては連携率 100%、「毎年度平均 80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、その質の向上を図る」ことについては、平成 28 年度から令和 2 年度において平均 87.4%となり、各年度達成している。

（1）豊かな人間性を育む長期自然体験事業の推進

教育施設の特色や立地条件、実績を活かし、非日常的な環境における自然体験活動を通して、青少年に自然の偉大さを気付かせ、協力することの大切さを学ばせるため、1 週間以上の長期自然体験活動事業を実施している。実施の際は、プログラムの企画段階から教育委員会、関係機関・団体、公立の青少年教育施設等と連携しながら実施している。

なお、中期目標に掲げられた「延べ 60 事業実施」することについては、平成 28 年度から令和 2 年度で計 93 事業を実施した。

【取組事例】アルプスチャレンジキャンプ（信州高遠）

信州高遠では、南アルプス、中央アルプスに囲まれた自然環境の中で、仲間と協力し、困難を乗り越え達成感を味わうことで、自己肯定感の向上を図ることを目的とした長期キャンプを 4 年連続で実施している。

最初に実施した平成 28 年度事業では、登山体験をすることにより自然の偉大さを学ぶことを中心としたプログラムとしたが、平成 30 年度事業からは、その趣旨に加えて、協調性を養いながら困難を乗り越える力を養う事業に変更するため、企画委員会を設置し、プログラム内容や評価方法等について検討を開始した。

その結果、企画については、プログラムを「出会い」のステージ、「協力」のステージ、「挑戦」のステージ、「旅立ち」のステージの 4 つに分け、各ステージのねらいを明確に定めるようになった。また、評価方法については、自己肯定意識尺度（平石賢二，1990）をもとに、自己受容、自己実現的態度、充実感、自己表明・対人積極性の 4 指標 26 項目を定め、事前調査、事後調査、1 か月後の追跡調査や、キャンプ中に実施する参

加者の日々の活動意識の変容についてアンケート等により、キャンプの成果を可視化することができるよう先導的な調査を行った。

なお、令和元年度の結果を見ると、協力ステージを設けたことにより、人間関係が良好に進み、グループ活動の充実につながっていることが数値から読み取れる。更に、事前と事後の調査分析をしてみると参加者の自己肯定意識は有意な向上が見られているが、追跡調査との比較をすると有意差は見られなかったことから、今後日常生活での意識の継続について子供の感想発表や日常生活への目標など次年度プログラムを検討する予定である。

(2) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

青少年を取り巻く今日的課題に対応するため、不登校、引きこもり、ADHD 等発達障害、中1ギャップ、児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困対策等に加え、ネット依存に対応した事業を実施している。中期目標に掲げられた「延べ430事業実施」することについては、平成28年度から令和2年度で計666事業を実施した。

【取組事例】セルフディスカバリーキャンプの実施及び普及

機構本部では、文部科学省の委託を受け、ネット依存又はネット依存傾向の青少年を対象に、国立病院機構久里浜医療センターと連携して、教育と医療を融合させた事業を平成26年度から実施している。

平成28年度は赤城、平成29年度及び平成30年度は信州高遠、令和元年度は赤城を会場として実施した。令和2年度は赤城で実施する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により文部科学省と協議の上、中止とした。

本事業は3つのキャンプで構成される。夏に自然体験やネット依存についての学習等を行う「メインキャンプ」（8泊9日）、メインキャンプの約3ヶ月後に同参加者を対象にアフターケアとして行う「フォローアップキャンプ」（2泊3日）を新規参加者対象にそれぞれ実施したほか、平成28年度からは、過年度参加者を対象に、自然体験のほか新たなスタートを踏み出すための語り合いの場を設けた「セカンドフォローアップキャンプ」（2泊3日）を実施している。

平成28年度から令和元年度まで、メインキャンプに67人、フォローアップキャンプに49人、セカンドフォローアップキャンプに50人が参加した（延べ人数）。

本事業ではメンターと呼ばれる大学生を中心としたボランティアスタッフ（参加者と同数程度）も運営に携わっており、参加者に寄り添い、共に活動している。中には過年度事業の参加者等、自身が以前にネット依存傾向にあった複数名が、メンターとして参加している。彼らの存在は、参加者にとってのロールモデルとなるとともに、彼らだからこそできる支援が大きな支えとなり、事業がより効果的なものとなっている。

平成30年度からは、事業の普及のためこれまでの成果をまとめた「ネット依存対策キャンプ実施運営マニュアル」を作成している。一般的な自然体験活動事業とは異なり、インターネット依存の傾向にある参加者を対象としていることから、プログラムの企画・立案から運営において配慮が必要となる事項や留意点、また本事業において非常に重要

な役割を担っているメンターの役割等について本事業の事例を基にマニュアルとしてまとめ、全国の教育委員会や公立施設等へ配布・周知した。

(3) 青少年を取り巻く今日的課題に対応するための体験活動事業の実施

青少年を取り巻く今日的課題に対応するため、地域創生や地域課題に取り組む事業や防災・減災に関わる事業などの体験活動事業を実施した。

【取組事例】全国高校生体験活動顕彰制度の創設

機構では、発達段階に応じた体験活動の充実を進めている。幼児期では自然の中で自由に遊びまわることにより得られる多様な動きの獲得を目指した運動プログラムの実施、青少年期（小・中学校）では学習指導要領改訂による教科等に関連付けた体験活動プログラムの実施、青年期では特に大学生を対象に社会参画を促すために行ってきたボランティア自主企画事業の実施等行ってきたが、加えて、高校生による体験活動を奨励する「全国高校生体験活動顕彰制度」の創設を考案した。

本制度は、令和元年度より実施される「総合的な探究の時間」の探究のプロセスを踏まえ、地域課題に取り組む高校生の体験活動を奨励する事業である。本顕彰制度の創設に当たっては、平成30年度より、高大接続に関与してきた大学教授、全国高等学校長協会常務理事等による委員会での制度及び審査方法を協議した。また、若者の社会活動を支援しているNPO法人代表や高等学校教員等によるワーキンググループを設け、高校生がより実践的な活動ができるよう学習カリキュラムの構築や高校生への支援方法を協議した。具体的な内容としては、取組みを段階的に分けており、ステップ1「地域探究トライアル」では、探究の手法を用いた学習の場となる「オリエンテーション合宿」及び地域での「実践活動」を行い、その学びと成果を実践活動報告書にまとめる。

ステップ2「地域探究アワード」では体験活動を積極的に行った高校生を評価することを目的として、実践活動報告書や口頭発表をもとに顕彰を行う。各地方での予選となる「地方ステージ」と代表者が集う「全国ステージ」を実施することとしている。

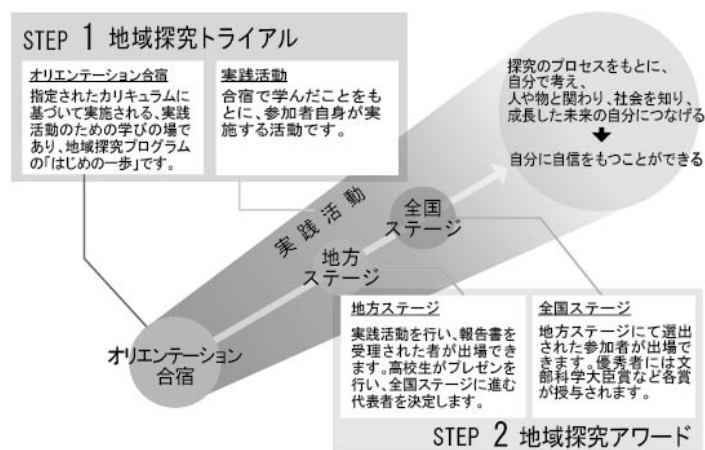


図3-1 全国高校生体験活動顕彰制度 構成図

令和元年度には、大雪と妙高にて試行事業を行い、個人部門は地方創生をテーマに山間部の交流人口の増加に取り組んだ埼玉県立川越女子高校の生徒が、グループ部門は学校が所在する地域の魅力を発信した徳島県立堀ノ内高校の生徒グループが国立青少年教育振興機構理事長賞を受賞した。また、この年に参加した高校生から、地元市役所に就職したことの報告があり、併せて「公務員として地域に貢献する夢のために、本事業に

参加しましたが、皆さんから学んだことが自分の自信になりましたし、参加していなかったら、試験に合格できていなかったと思います」というメッセージがあった。

令和2年度は、オリエンテーション合宿が10施設で実施され、296人が合宿に参加した。合宿に参加した高校生は、その学びを活かして地域での実践活動に取り組み、最終的に162人が実践活動報告書を提出し修了認定を受けた。地方ステージは8ブロック中6ブロック（残りの2ブロックは中止）で開催され、94人が参加した。地方ステージで代表となった22名が、オンライン形式となったがオリンピックセンターを主会場に全国ステージを実施し、最も優秀な発表には文部科学大臣賞が授与された。

3. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

青少年の異文化理解の推進を図るため、青少年、青少年教育指導者等の国際交流を実施した。中期目標に掲げられた「日本人参加者の参加後の外向き志向の率80%以上を目指す」ことについては、平成28年度から令和2年度におけるの平均値は99.0%となっており、各年度達成した。

（1）日独の青年及び青少年指導者の交流事業

機構は、文部科学省の委託を受け、日本とドイツの青少年交流の発展を図るため、日独交流事業を実施した。第3期中期目標期間は、青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー」、青年を対象とした「日独勤労青年交流事業」及び「日独学生青年リーダー交流事業」を実施しており、平成28年度から令和元年度の間には日本人及びドイツ人あわせて446人を相互に派遣した。なお、令和2年度については、「日独青少年指導者セミナー」のみ、オンライン形式にて開催し、32人が参加した。

派遣事業では、国立の教育機関のネットワークを活用し、全国の大学や高等専門学校などに広報を行い、過去参加者からSNSを通じて広報の協力を行ってもらうなど、全国各地から多くの参加希望者を集めることができた。また、ドイツ訪問時に日本の情報を正しく説明ができるよう、日本の現状について理解するための講義や日本団としての結束力を高めるためのチームビルドプログラムを行い、事前研修の充実を図った。

受入事業では、「日独青少年指導者セミナー」において、当機構の教育事業部が実施する「青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業」についての取組を説明した上で、事業の連携先である医療センターに訪問するなど、当機構と医療センターの連携するプログラムの紹介を行った。さらに、「日独学生青年リーダー交流事業」や「日独勤労青年交流事業」においては、過去にドイツに派遣された日本団員が所属する団体や企業を訪問し、その活動紹介及びディスカッションを実施した。日本団員は事後活動の取り組みを紹介する場とし、ドイツ団員は帰国後のアクションプランを考える参考となるようにプログラムの充実を図った。

（2）アジア及びミクロネシア地域の青少年交流事業

機構では、国内外の関係機関・団体等と連携し、アジア及びミクロネシア地域の青少

年交流事業を実施している。文部科学省の委託を受けて実施している「日韓高校生交流事業（文部科学省委託事業）」では、平成28年度から令和元年度（令和2年度：中止）の間に日本人及び韓国人合わせて505人を相互に派遣した。

日本・中国・韓国の小学生を対象とした「日中韓子ども童話交流事業」では平成28年度から令和元年度（令和2年度：令和3年度に延期）の間に133人の日本人児童が参加した。また、3カ国の同事業参加経験者を対象とした「冬の交流会」では、平成28年度から令和2年度の間、日本人大学生135人が参加し、事業後も有志による交流が続いている。さらに、令和元年度には参加経験者事務局が中心となり、日中韓子ども童話交流事業の出発式に合わせて、新たに中高生の日本人参加経験者が日本人参加児童へアドバイスする機会を設けた。同会合では日本人中高生18人が参加した。

韓国国立青少年活動振興院との連携事業である「日韓大学生討論会」及び「職員相互交流」では、平成28年度から平成30年度（令和元・2年度：中止）の間に日韓の大学生75人、職員18人が事業に参加した。なお、「日韓大学生討論会」では、当該事業終了後に自発的に日本と韓国の大学生が日本に集まり、設定したテーマについて、ディスカッションを行うなど継続した交流が見られた。

「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」では平成28年度から令和元年度（令和2年度：中止）の間に東南アジア10カ国の中学生281人を招聘した。

ミクロネシア諸島との交流である「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」では、平成28年度から令和元年度（令和2年度：中止）の間に、ミクロネシア連邦・パラオ共和国・マーシャル諸島共和国及び日本の中で、小中学生612人を相互派遣した。

【取組事例】ミクロネシア諸島自然体験交流事業

機構においては、ミクロネシアなどの国々と日本の子供たちの相互交流を目的に、平成14年度よりミクロネシア諸島自然体験交流事業を実施した。平成28年度から令和元年度の間、派遣：223人、受入：389人と多くの子供たちが交流を行った。

また、平成30年度より、事業中の学習成果を整理する時間の確保と、参加者の体調管理のため、帰国翌日に学習成果発表会を実施している。その結果、学習成果発表会では、ミクロネシア諸島と日本の環境や文化を比較した内容や自分自身の具体的な将来像など、従前より具体的な内容の発表が見られるようになった。

（3）国内の国際交流事業

機構では、国内での国際交流事業として、年末年始にセンターで、日本の文化体験を通じて異文化理解を図る目的で「世界の仲間とゆく年くる年」を実施し、平成28年度から令和元年度の間に、日本人・外国人あわせて1,014人が参加した。なお、令和2年度については、オンライン会議ツールを使用して実施し、海外からの参加を含め32人が参加した。

また、教育施設では平成28年度8施設（大雪、岩手山、赤城、江田島、沖縄、曽爾、山口徳地、夜須高原）、平成29年度4施設（三瓶、江田島、阿蘇、夜須高原）、平成30年度5施設（中央、江田島、阿蘇、吉備、室戸）、令和元年度5施設（中央、江田島、阿蘇、吉備、室戸）、令和2年度10施設（磐梯、能登、中央、淡路、立山、曽爾、吉

備、山口徳地、室戸、夜須高原）でイングリッシュキャンプなど、我が国の青少年が、多くの国々の人々と触れ合いや交流を行う各種国際交流事業を実施した。

【取組事例】富士のさとイングリッシュキャンプ（中央）

中央では、近隣の米国施設と連携した国際交流事業を実施している。参加した小学生は、同施設内の商業施設にて、米ドルへの両替、ランチ、そして米国人との交流などを体験した。参加者の感想からは、「伝えようとすれば、伝わるんだと思った」、「海外の学校で勉強したり住んでみたい」など、英語を通して一步踏み出す力が育成された様子がうかがわれた。

4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

各教育事業の事業数に係る数値目標をすでに2割を超えて達成しており、令和2年度までに計3,811事業を実施し、参加者総数は計714,335人である。

中期計画に掲げられた「毎年度平均80%以上の事業の参加者から満足」の目標値（グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進は別指標）については、体験活動や読書活動の推進に係る普及・啓発事業の推進が平均87.7%、青少年教育に関する地域力向上のためのモデル的事業の開発が平均87.4%となり、どちらも数値目標を達成している。

青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発事業については、各教育施設の運営方針が「施設の運営から施設の活用をはじめとする青少年の体験活動の充実へ」と明記したことに伴い、「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「体験の風をおこそう」運動の普及に関する教育事業が一番多くなっている。本部では、国民運動等運動推進室を新設し、両運動に関する各教育施設での取組をまとめたり、本部主催のフォーラムを実施したりすることにより、社会への更なる発信に努めている。

特に「体験の風をおこそう」運動の推進については、「体験の風をおこそう推進月間」の参加団体数及び事業数の平成28年度から令和2年度の平均が団体数で574団体（前中期目標期間：396団体）、事業数で1,942事業（前中期目標期間：779事業）と前中期目標期間の平均を大幅に上回り、また、運動を推進する実行委員会の構成団体数が、令和2年度時点で1,164団体と目標値の900団体を大幅に上回るなど、体験活動の機会や場の拡充が図られている。

青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発においては、1週間以上の長期自然体験活動事業を27教育施設で実施している。実施に際しては、多くの教育施設で関係機関や団体に普及・活用されるため企画段階から検討委員会を設け、事業調査や追跡調査を行い、効果測定を行っている。また、課題を抱える青少年を支援する体験活動事業（生活・自立支援キャンプを含む）を全教育施設で実施しており、どちらも質の向上を図るため連携率100%で取り組んでいる。

特に、第3期中期期間を通して、今まで対象として取り上げてこなかった幼児に対してガイドブック等の制作や自然で運動遊びができるコースを新設したり、高校生世代に対して全国体験活動顕彰制度を創設したりするなど、幼児期から青年期までの発達段階に応じたプログラム開発を積極的に行った。

また、国内外の関係機関・団体等と連携して、異文化理解の増進を図る様々な国際交流事業を実施した。

日独勤労青年交流事業や日独学生青年リーダー交流事業では、次に挙げる2つの機会、
(① 前年度参加者が事前・事後研修に参加する機会 ②前年度参加者が所属する団体や企業をドイツ団が訪問し、これまでの参加者が帰国後の活動成果を報告する機会) を設けるなど、プログラムの改善と充実に努めた。

世界の仲間とゆく年くる年事業では、事業の企画運営を組織する企画運営委員会の応募要件を緩和し、関心のある青少年が活躍できるようにした。さらには、教育施設職員が同委員会の中核となる体制を構築することで、企画立案と運営が自由な発想で行われるようになるとともに、安心・安全にも配慮されたプログラムにより、参加者の満足度も高まった。

また、外向き志向率においても、前年度の改善点をプログラムに取り入れたことで、平成28年度から令和元年度までで、外向き志向は上昇した。アンケートでは国際交流事業を通して、歴史や文化、環境、言語に対する参加者の意識の変容が見られた。さらに、指導者においては、帰国後に国外の要素を取り入れたアクションプランの実現に取り組むなど、指導者の活動状況においても成果が見られるようになった。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、オンライン会議ツールを使用した事業や国内の国際交流事業を充実させることを目的とした事業を実施するなどの取組を行った結果、中期計画の目標値である外向き志向率80%を超えて達成した。

これらのことから、中期計画の目標を大幅に上回る成果が得られたためA評定とした。

<課題と対応>

今後は、各施設において特色化を図った事業を実施するなど、専門性の追求と事業の精選を同時に考えていく必要がある。

国際交流事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度に相互交流を行う事業においては実地交流が実施できなかったが、一部事業(「日独青少年指導者セミナー」「世界の仲間とゆく年くる年」)については、オンライン形式にて参加者間の意見交換や交流を行ったところである。令和3年度以降も、実地交流での実施が困難なことが予想されることから、令和2年度における取組やその成果を踏まえつつ、オンライン会議ツールを活用するなどを通して国際交流を継続するとともに、事業の質を一層充実するよう検討する。

第4章 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等の資質・能力を向上させるため、体系的な養成・研修事業を実施している。

平成28年度から令和2年度に実施した指導者養成・研修事業数は計900事業、参加者総数は計37,314人であった。

なお、中期目標に掲げられた「毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、養成・研修事業の質の維持向上を図る」ことについては、平成28年度から令和2年度において88.5%となり、各年度達成している。

表4-1 教育事業実施状況

項目及び区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	総数
青少年教育指導者等の研修の推進	事業数	90	103	128	115	96	532
	参加者数(人)	4,085	5,306	5,104	3,370	3,081	20,946
	満足度(%)	86.7	86.0	88.7	90.5	89.7	88.3
地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進	事業数	11	14	17	9	8	59
	参加者数(人)	757	691	664	504	931	3,547
	満足度(%)	91.5	85.0	92.3	97.7	93.4	92.0
ボランティアの養成・研修の推進	事業数	60	61	62	59	67	309
	参加者数(人)	3,049	3,629	2,610	2,005	1,528	12,821
	満足度(%)	83.8	84.6	85.0	86.2	90.0	85.9
合 計	事業数	161	178	207	183	171	900
	参加者数(人)	7,891	9,626	8,378	5,879	5,540	37,314
	満足度(%)	85.9	85.5	88.7	91.5	91.0	88.5

1. 青少年教育指導者等の研修事業の推進

国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象とした研修事業を実施している。中期目標に掲げられた「官民共同の指導者認定制度による自然体験活動指導者を中期目標期間中に1,500人養成する」ことについては、平成28年度から令和2年度に全教育施設で137事業、2,627人を養成した。

また、「教員を対象に青少年の体験活動に関する指導力を修得できるよう、教員免許状更新講習を実施し、受講者5,000人を目指す」ことについては、平成28年度から令和2年度の間全教育施設で209事業、6,012人が受講した。

なお、『体験活動安全管理研修』においては追跡調査、『自然体験活動指導者養成事業』及び『教員免許状更新講習』においては、モニター調査を行い、回答者の80%以上から研修後に有用な知見が提供されたという評価を得る」については、体験活動安全管理研修は99.1%、自然体験活動指導者養成事業は96.0%、教員免許状更新講習は98.8%の回答者から「有用な知見が提供された」との回答を得ており、各年度達成している。

【取組事例】自然体験活動指導者養成事業（NEAL）

機構では、平成25年2月に体験活動に関する新たな指導者認定制度を、官民共同で創設し、試行事業を重ね、平成28年度より全養成カリキュラムの本格実施を行った。

指導者の種類は、専門的な知識や経験の程度により、①自然体験活動指導者（リーダー）、②自然体験活動上級指導者（インストラクター）、③自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の3資格がある。全養成カリキュラムは、「青少年教育における体験活動」、「自然体験活動の企画・運営」など、概論（計67.5時間）と自然体験における実技指導や運営に重きを置いた演習（計67.5時間）から成り立っている。

平成29年度以降、NEAL養成機関（104機関）のうち、本制度開始後初めてリーダーからコーディネーターまで修了した主任講師（講習管理者）を29人輩出した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、令和元年度の主任講習会は中止された。令和2年度は、オンライン形式で実施した。

【取組事例】教員免許状更新講習

平成19年6月の教育職員免許法の改正により、全教諭は「必修領域12時間」及び「選択領域18時間」を合わせた30時間以上の講習を受講することとされている。また、学習指導要領は移行期間を経て、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施となり、引き続き各学校においての体験活動の充実が明記されている。

このことを踏まえ、機構では、各教育施設の特徴を活かした体験活動や、大学や教育委員会等と連携し、体験活動の意義、体験活動と学習指導要領の関わり及び体験活動と安全管理等について「必修領域6時間」、「選択必修6時間」、「選択領域18時間」の講習を実施している。平成30年度には、体験活動の充実に関する教育施策の変遷、集団宿泊活動の計画と指導等を簡潔にまとめた「教員免許状更新講習テキスト『体験活動の意義と指導について』」を作成し、講習の質を一定以上のレベルに保つとともに、講習内容がより深まるよう講習等で活用している。

【取組事例】幼児教育関係者を対象としたシンポジウムの実施

平成30年度から実施された改訂学習指導要領実施の動きに応じて、幼児教育関係者を対象としたシンポジウム形式の研修会を平成29年度から30年度にかけて実施した。

平成29年度は、幼児教育関係者を対象に、改訂幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の解説シンポジウムを12教育施設で実施した。平成30年度は、幼児教育関係者、学校教員を対象に、幼児期の教育と小学校教育の接続をテーマとしたシンポジウムを、各地域の教育委員会等と連携して4か所で実施した。

シンポジウムの実施にあたっては、文部科学省、厚生労働省、内閣府で直接改訂等の検討に関わった担当者を講師として一堂に招へいし、複数の行政分野に横串を入れた、実践的な討論が行われた。

今般の学習指導要領等の改訂の趣旨を的確に関係者へ周知する機会となったとともに、当機構を利用したことがない参加者に当機構の取組を周知する機会となった。

2. 地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進

学校と地域の連携による青少年の体験活動を推進するため、既に地域や学校で活動している人材を対象に、地域のニーズを踏まえたプログラムの提供など、体験活動の機会と場をサポートする指導者の養成事業を実施している。中期目標に掲げられた「体験活動の機会と場をサポートする指導者を500人養成する」については、平成28年度から令和2年度に59事業、3,547人（うち、体験活動推進員は762人）をすでに養成している。また、「絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に250人養成する」ことについては、平成28年度から令和2年度で327人を養成した。

【取組事例】絵本専門士養成講座

絵本に関する専門家として、地域における読書活動を推進するため、平成26年度から絵本専門士養成講座を開設している。本講座は「知識を深める」「技能を高める」「感性を磨く」の3分野、30コマ（50.5時間）で、絵本学者、絵本作家及び編集者等による絵本概論や歴史をはじめ、読み聞かせの技術や手法、絵本作家が物語に込めた意図やその背景、編集者による絵本の制作過程を紹介する講義など、多種多様な講座内容で構成している。

なお、絵本専門士が資格取得後に、図書館や書店等にて絵本の読み聞かせや絵本イベントの開催をしたり、絵本に関する団体を設立したり、地域で活躍していることがテレビ、ラジオ、新聞等で紹介された。中には、自身の読み聞かせのスキル等を広く伝えるため、アナウンサーである絵本専門士が自身の経験を踏まえ、読み聞かせをする際のポイントや心構えを記した書籍を発行、また、新型コロナウイルスの感染拡大のため学校等が一斉休校した際に、当該テレビ局の在宅支援プロジェクトの一環としてアナウンサー仲間と絵本の読み聞かせ動画14本の配信をした絵本専門士もいた。

【取組事例】認定絵本士養成制度

絵本専門士養成講座への応募者が定員（70人）の16倍を超え社会的認知・ニーズが高まってきている状況を踏まえ、多くの人々が学ぶことが出来る機会を創出し、現在よりも多くの指導者を養成するため、絵本専門士養成講座のカリキュラムを全国各地の大学・短期大学・専門学校で学ぶことができる「認定絵本士養成制度」を平成30年度に2校で試行実施し、令和元年度から本格実施している。

この認定絵本士養成講座を修了した者（関係する全科目で単位を取得した者）は、3年間の絵本に関わる実務や活動、絵本専門士としての資質・能力を測る審査を通過することにより、絵本専門士に認定されることが可能となる。そのため、大学等からの開設養成が多数よせられている。

また、認定絵本士養成講座の質の向上を図るため、令和2年度に大学教授、保育園長、絵本出版社役員等で構成されたテキスト作成ワーキングにて、認定絵本士養成講座テキスト（中央法規出版）を出版した。

平成30年度から実施している大阪樟蔭女子大学と千葉敬愛短期大学では、認定絵本士養成講座の実施を契機に「絵本館」を開設し、読み聞かせのできる学生の育成や親子利用を促すなどの地域の読書活動の推進に貢献している。

令和元年度には、千葉敬愛短期大学、大阪樟蔭女子大学、西南女学院大学短期大学部（福

岡山県) など6校の本格実施が始まり、令和2年度には関東5校、中部5校、関西6校、中国・四国2校、九州3校、計21校で実施された。

3. ボランティアの養成・研修の推進

(1) 青少年教育施設におけるボランティアの養成

青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参加を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修支援事業を全教育施設で実施するとともに、ボランティアの自主企画による事業参画を推進している。中期目標に掲げられた「ボランティアの養成・研修事業において延べ5,500人を養成する」ことについては、平成28年度から令和2年度で309事業12,821人を養成・研修を行っている。また、「ボランティアの自主企画事業を延べ100事業実施する」ことについては、平成28年度から令和2年度で286事業をすでに実施している。

特に、各教育施設が実施している講座修了者には、ボランティア活動が円滑に始められるよう、事業の関わり方や子供への指導の視点、各活動での安全管理等についてまとめた「法人ボランティアハンドブック」を令和元年度より全ボランティアに贈呈している。

【取組事例】ボランティア&ボランティア・コーディネーターキャンプ

機構では、ボランティア養成事業の実施及びボランティア自主企画事業の推進に全教育施設にて取り組んでいることから、各施設のボランティアとボランティア・コーディネーターを集めた研修を毎年実施してきた。

平成28年度は、自主企画事業を推進するため、ボランティアに対して必要な企画の立て方や運営方法の学習を行い、それ以降、全教育施設での取組みを報告し合い、事業改善へ繋げていった。

また、ボランティア・コーディネーターに対しては、ボランティアを養成する上で必要なコーディネーター能力の向上や自主企画事業における支援方法を学ぶプログラムを設けた。

さらに、本部で作成した基本的な考えを基に各教育施設では、ボランティアが青少年教育施設以外でも自立して社会参画を行えるよう、中長期的な「ボランティア育成ビジョン」を定め、ボランティアの成長を図っている。

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、大会支援やオリンピック・パラリンピック教育等に関わるボランティア養成に取り組んでいる。

【取組事例】東京2020ボランティア共通研修への講師派遣

機構では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援を行うため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施する東京2020ボランティア共通研修への連携について協議した。その結果、機構が実施している自然体験活動指導者養成講座やボランティア養成講座などの実績や機構職員の指導力が評価され、組織

委員会から同養成講座の講師派遣について依頼を受けた。

東京 2020 ボランティア共通研修については、センターを会場に令和元年 10 月から令和 2 年 3 月にかけて実施され、機構職員は 8 万人の登録者の約 1 割に当たる 7,800 人（計 30 回）に対して研修の講師を務めた（人数は推計）。

4. 自己評価

<評定と根拠>

評定：A

青少年指導者等の養成・研修事業は令和 2 年度までに計 900 事業を実施し、参加者総数は計 37,314 人である。また、各指導者養成事業の数値目標は、令和元年度の時点ですでに達成している。

中期目標に掲げられた「毎年度平均 80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、養成・研修事業の質の維持向上を図る」ことについては、平均 88.5%の参加者から満足を得られており、数値目標は達成している。「回答者の 80%以上から研修後の活動に有用な知見が提供された」ことについても、平均 98.0%の回答者から有用な知見が提供されており、数値目標は達成している。

特に、絵本専門士養成講座及びボランティア養成・研修の実施については、年々質・量共に事業規模が拡大している。絵本専門士養成講座については、受講修了後に絵本専門士が地域やメディア等で活躍していることから、毎年応募者が 1,000 人を超える状況になっている。大学等で始めた認定絵本土養成講座においても年々参加校が増え、令和 3 年度には 32 校が実施する予定になっており、また令和 2 年度には講習テキストを出版するなど質・量の向上に努めている。

ボランティア養成・研修の実施においては、自主企画事業を推進できる体制の構築を目指し、ボランティアミックスキャンプにおける自主企画事業の報告や共有、ボランティア育成ビジョンの作成と改善を行い、ボランティアが参画できるようになっている。

これらのことから、中期計画の目標を大幅に上回る成果が得られたため A 評定とした。

<課題と対応>

認定絵本土養成講座では、講座実施機関が増えてきており各機関で講座の内容に差が出ないようにカリキュラムの内容確認を着実に実施していく。

青少年教育指導者等の養成及び資質の向上が求められており、第 4 期中期目標・中期計画期間に向けて、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意し、指導者の資質・能力を向上させるよう取り組んでいく。

第5章 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努めている。

1. 研修利用の充実

青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全ての教育施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、着実な実施に努めている。

なお、中期目標に掲げられた「毎年度、青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保する」ことについては、令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため1割以上にはならなかったものの、平成28年度から平成30年度については達成している。また、「青少年、青少年教育指導者等の宿泊利用団体数を中期目標期間中に3%増加させる」ことについては、平成28年度18,350団体から平成30年度17,153団体と約6.6%減少に留まっていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和元年度は15,827団体、令和2年度は3,324団体になり、更に減少した（平成28年度と令和2年度の青少年人口比は約2.5%減少）。

表 5-1 利用状況(教育事業を除く)

区 分			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	合計
青少年利用	宿 泊	団体数	18,350	17,953	17,153	15,827	3,324	72,607
		利用者数(人)	2,434,906	2,398,668	2,269,531	2,118,005	265,211	9,486,321
	日帰り	団体数	31,130	31,270	30,471	26,113	15,051	134,035
		利用者数(人)	1,266,945	1,307,675	1,394,379	1,322,676	348,894	5,640,569
	合 計	団体数	49,480	49,223	47,624	41,940	18,375	206,642
		利用者数(人)	3,701,851	3,706,343	3,663,910	3,440,681	614,105	15,126,890
一般利用	宿 泊	団体数	1,945	1,763	1,719	1,559	336	7,322
		利用者数(人)	193,289	167,437	176,105	138,000	14,852	689,683
	日帰り	団体数	13,591	13,780	13,365	11,370	6,753	58,859
		利用者数(人)	529,962	552,286	484,188	410,742	101,849	2,079,027
	合 計	団体数	15,536	15,543	15,084	12,929	7,089	66,181
		利用者数(人)	723,251	719,723	660,293	548,742	116,701	2,768,710
合 計	宿 泊	団体数	20,295	19,716	18,872	17,386	3,660	79,929
		利用者数(人)	2,628,195	2,566,105	2,445,636	2,256,005	280,063	10,176,004
	日帰り	団体数	44,721	45,050	43,836	37,483	21,804	192,894
		利用者数(人)	1,796,907	1,859,961	1,878,567	1,733,418	450,743	7,719,596
	合 計	団体数	65,016	64,766	62,708	54,869	25,464	272,823
		利用者数(人)	4,425,102	4,426,066	4,324,203	3,989,423	730,806	17,895,600

(注1)「青少年利用」とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。

(注2)「一般利用」とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

表 5-2 青少年人口と青少年利用者数(教育事業を除く)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
青少年人口(人)	35,424,900	35,121,352	34,838,300	34,548,355	34,281,678
青少年利用者数(人)	3,701,851	3,706,343	3,663,910	3,440,681	614,105

(注) 青少年人口は、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(総務省)による。

【取組事例】利用者確保の方策・対策等の実施

各教育施設において日頃取り組んでいる利用者確保のための方策や工夫が全教育施設において共通のノウハウとして共有されるよう、地域と連携した広報等の取組として、広報活動に対する基本姿勢をはじめ、地域との連携に向けた課題の把握や取組についてまとめた「利用者確保の方策・対策の標準的手引き」を平成28年度に作成した。また、その手引きでは、研修支援業務で留意することとして、長期的な観点からの計画的な利用受入に向けた先行受付の工夫や、より多くの利用者数を確保するための宿泊室の効果的な配室の工夫についてもまとめていることから、機構の新規採用職員研修等でも活用している。

このほか、四半期毎に各教育施設が実施した広報や環境整備、利用者対応等の好事例を機構職員用ポータルサイトに掲載し全教育施設で共有することで、各教育施設における利用者数の増加を目指している。

【取組事例】立地や移動方法を勘案した広報活動

室戸、大隅、沖縄など温暖な気候に立地している教育施設では、冬季の利用者の少ない時期の対策として、国内外（関東圏、関西圏、韓国）のスポーツ活動等の合宿誘致に取り組んでいる。

大隅では、韓国高校生野球部の長期合宿の受入だけでなく、関西圏から直接船舶で訪れることが可能なことから、高校や大学を中心に広報活動を行い、平成30年度には新規利用団体3団体を含む約700人を受け入れた。また、沖縄でも、関東圏の大学を中心にサッカーや野球等の合宿を受け入れるための広報活動を積極的に行い、利用者の増加に取り組んでいる。

2. 研修に対する支援の推進

27 教育施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言等の教育的支援を行っている。また、学校教育との緊密な連携を図るための支援を推進している。

なお、中期目標に掲げられた「利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から、毎年度平均84%以上の『満足』の評価を得ること」については平均87.2%となり、平成28年度から令和2年度の各年度達成している（表5-3「教育施設を使用しての総合的な満足度」参照）。

表5-3 教育施設を利用した団体の満足度(27 教育施設)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事前の情報提供	73.2%	80.3%	80.7%	81.1%	83.6%
職員等の教育的支援	85.7%	87.2%	87.7%	87.8%	89.8%
職員の電話や窓口での対応	89.0%	90.6%	90.7%	90.5%	92.8%
活動プログラム	81.9%	85.7%	87.0%	86.6%	88.7%
教育施設を使用しての総合的な満足度	84.6%	86.8%	87.4%	87.4%	89.6%

(注1) アンケート調査の回答のうち、項目ごとの回答数と割合を算出。

(注2) 4段階評価の最上位評価（満足）を回答した割合を記載。

【取組事例】ねらいに則したプログラム支援

各教育施設では、利用団体の目的に合わせたプログラムを立案するため、利用団体の指導者・引率者との事前打ち合わせを実施している。その際、プログラムの紹介だけではなく、研修全体が団体のねらいに則した流れになっているかどうか、具体的なプログラムの立案まで支援し、各団体の相談に応じた対応も行っている。

例えば、淡路では、高等学校から依頼を受け、同高校に職員を派遣し、学年のコンセプトメイキングのワークショップを教員と一緒にやっている。そこでは、地域や保護者、そして新入学生が学校に期待することや、生徒の特徴等を明らかにした上で学年のコンセプトをまとめるとともに、オリエンテーション合宿のプログラム内容を考えている。

また、例えば、花山（沢活動）や山口徳地（TAP=Tokuji Adventure educational Program）では、利用団体に対して安全管理や指導方法を教える体験・相談会を実施し、教員の指導力向上に努めている。

【取組事例】教科等に関連付けた体験活動プログラム

平成 29 年に改訂された学習指導要領の実施に向け、集団宿泊活動で行う体験活動と教科等との関連を図るため、平成 28 年度に「集団宿泊活動サポートガイド」を作成した後、平成 29 年度に本部において「教科等に関連付けた体験活動プログラム推進委員会」を設置した。

そこでは、各教育施設が提供する体験活動プログラムを教科等に関連付けた、小学校学習指導案の作成研修を企画するとともに、各教育施設が作成した学習指導案を一部抜粋した事例集を作成した。平成 30 年度には、各教育施設が小学校等と連携を図りながら平成 29 年度に作成した学習指導案の試行実施を行い、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学習指導案、各教科等における単元の学習過程をイメージした簡易版資料や指導の際に使用するワークシートを付け加え、利用する学校がすぐに学習方法をイメージできる事例集を作成した。

中学校の学習指導案についても同じように、平成 30 年度に各教育施設が学習指導案を作成し、令和元年度に中学校と連携を図りながら試行実施を行い、その学習指導案等を事例集にまとめた。

【取組事例】新型コロナウイルス感染症に対応したガイドラインの作成・出前事業の実施

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、機構本部にて作成した「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき、各教育施設が所在する地域の実情に応じた対策を講じつつ、より効果的な研修ができるよう工夫を行った。

例えば、能登では、学校団体から「宿泊行事の実施にあたり、保護者の同意を得る必要がある」という声を聞き、施設で実施している感染防止対策に関する資料を作成し、利用を予定しているすべての利用団体へ事前に送付した。その結果、「基本的な感染防止対策が行われており、安全だと感じた」という声をいただいた。また、外部の青少年団体より、「感染防止対策の参考としたい」という要望を受け、感染防止ガイドラインを提供し、「非常に参考になった」という評価を得た。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設での遠足・集団宿泊的行事をキャンセルせざるを得なかった学校団体や体験活動の機会が減少してしまった保育園・幼稚園

等の団体に対し、職員が直接学校・園に出向き、各種体験活動の場を提供する取組みを実施した。各教育施設における取組みにより、合計で約100団体6,900人に対する出前事業を実施することができた。引率者からは「参加した子供たちの顔がどんどん良い表情になっていくのが印象的でした」、「あきらめていた体験活動が実施でき、貴重な体験を提供していただいたことに感謝したい」等の感想が寄せられた。

3. 自己評価

<評定と根拠>

評価：B

平成28年度から令和2年度までの研修支援の利用者数は、計17,895,600人であり、宿泊・日帰り別では、宿泊者数は計10,176,004人、日帰り利用者は計7,719,596人であった。

中期目標に掲げられた「毎年度、青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保する」については、平成28年度以降達成をしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度、令和2年度については達成できなかった。「利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から、毎年度平均84%以上の『満足』の評価を得ること」については各年度で84%を上回っている。「青少年、青少年教育指導者等の宿泊利用団体数を中期目標期間中に3%増加させる」については、新型コロナウイルス感染症やバス借料の高騰、自然災害等々の影響も受け、努力は実らなかった。

研修支援に取り組む体制の構築に関しては、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画フォローアップ様式」のポータルサイト掲載をはじめとし、利用者アンケートの不満足回答に対する分析結果の公表等、全教育施設における事例の共有を行った。

なお、平成30年7月豪雨災害の際には、リフレッシュキャンプ事業の実施だけではなく、避難者や災害支援ボランティアの受け入れ等を行った。また、令和元年度房総半島台風では、足立区の保有する施設が被害を受けたことにより、代替施設として34校約8,500人の集団宿泊体験を受け入れるなど積極的に災害支援を行った。

さらに、学校における利用目的を的確に把握し、各活動プログラムと学習指導要領との関連を具体的な指導案として示した「教科等に関連付けた体験活動プログラム」を小学校版、中学校版を作成した。

<課題と対応>

課題としては、特に地方における少子化傾向やバス借料の高騰、教員の働き方改革による学校行事の精選や宿泊日数の短縮など学校利用を含めた宿泊利用者の減少が挙げられる。今後、発達段階に応じた活動プログラムや教科等に関連付けた体験活動プログラムの充実、自然体験や集団宿泊体験の有効性など教育効果の更なる普及に努めたい。また、近年の利用者アンケートにおいて、施設設備の老朽化やWi-Fi環境がないことが不満要因として記載されることが増えているため、環境整備に努めていきたい。

新型コロナウイルス感染症の終息はいまだ見通せず、集団宿泊的行事や修学旅行などの宿泊を伴う体験活動が中止・縮小され、子供たちの体験の機会が失われている。そうした

中、利用者数の急回復は見込めないが、人の成長・発達において様々な体験や経験を積み重ねることで人間形成がされることを踏まえれば、コロナ禍にあっても感染防止対策を徹底した上で体験活動の機会を充実させることが重要である。また、今後は直接的な体験活動を補完するものとして、ICT も取り入れた体験活動の機会を検討していく。

第6章 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図っている。

1. 全国的な会議や研究集会の実施

各関係機関・団体相互の連携を促進することを目的として、「全国青少年教育施設所長会議」等の全国的な事業を実施している。中期目標に掲げられた「全国的な事業を延べ25事業実施し、延べ参加者数5,000人を目指す」については、平成28年度から令和2年度で計34事業実施し、計8,462人が参加しており、当初の目標を大幅に上回っている。

【取組事例】全国青少年相談研究集会

青少年の健全育成や青少年の相談事業に携わる者が一堂に会し、協議等を通して指導者としての資質及び専門的な知識・技術を高めるとともに、団体間の連携の促進を図ることを目的に全国青少年相談研究集会を実施している。

実施にあたっては、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省などの関係省庁や有識者に対してヒアリングを行い、青少年問題の喫緊の課題の中でも、重要度が高く早期に対応が求められる内容を取り扱っている。青少年を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、これらに対応していくために関係機関・団体相互の連携が必要であることから、分科会においては、参加者が相互の情報交換や共有を図り、連携を深めることができるように小グループでのディスカッションを組み込んでいる。

平成29年度までの本事業については、「児童虐待」、「不登校」、「発達障害」等の5つの分科会から2つに参加する方法で運営していたが、参加者アンケートの意見として、「青少年の課題が複合化していることから、5つ全部の分科会の内容を聞きたい」、「分科会では意見交換を通して、ネットワークを広げたい」といった声が寄せられたため、平成30年度から新たに「研究講義」という内容を設けて、各分科会の講師を招き、全ての分科会のテーマに沿った講義を実施した。

また、分科会の内容についても、意見交換の時間を増やし、課題や対応策について深く共有することによりネットワークを広げ、今後の相談活動に活かすことができるよう見直しを図った。

令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響があったため、講義動画等をYouTube配信するなど開催方法を例年と変更して実施したが、654人（前年度は集合形式で実施し272人が参加）と多くの方に視聴いただき、コロナ禍においても参加者のニーズに対応することができた。

【取組事例】全国中学生・高校生防災会議

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震や火山噴火、水害などが頻発している我が国における災害やその対策等の現状を世界にアピールするとともに、次代を担う人材の育成、防災意識と社会参画意識のさらなる向上を目指し、これからの防災・減災の担い手である中学生・高校生を対象に、平成30年度から全国中学生・高校生防災会議を実施している。

平成30年度は淡路（参加校：31校、参加者数：94人）、令和元年度は花山（参加校：17校、参加者数：91人）、阿蘇（参加校：20校、参加者数：75人）を会場として実施した。令和2年度はセンターを会場に実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催に変更して実施した。

プログラムでは、災害や防災についての講義や、実際に被災地に足を運んでの見学等を設定し、各地で防災に取り組む学校の生徒同士が活発に情報交換を行い、今後のアクションプラン等を作成・共有した。

令和2年度のオンライン開催では、情報交換の場面で宮城教育大学の学生が参画し、コーディネートすることで、参加者生徒間の意見を引き出し、促すなど、情報交換をより深めることができた。

参加者からは「他の学校の皆さんに、色々な目線から自分たちの活動について、アドバイスや質問をいただき、自分たちの活動を見直すことができた。自分たちにはなかったアイデアを出してもらう事ができ、活動の幅が広がるきっかけにもなった」、「災害についての民話や神話などを調べることが、地域に防災のことを伝える一つの手段としてわかりやすいと考えた。自分たちが地域の文化を知るきっかけになるとともに、地域との繋がりにもなるため、今後、実践していきたい」などの声があり、各校における今後の取組の充実に繋がる機会となっている。

2. 自己評価

<評定と根拠>

評定：A

全国的な会議や研究集会としては、全国の青少年教育施設の職員を対象とした事業や「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動などの国民運動を普及するための事業、新たに防災教育やESD、ボランティアに関連した事業等を平成28年度から令和2年度の5年間で34事業（数値目標25事業）実施し、参加者については8,462人（数値目標5,000人）を集めるなど、大幅に目標を上回った。

特に、「全国青少年相談研究集会」では、青少年を取り巻く多様化・複雑化している課題に対応していくために関係機関・団体相互の情報交換や共有、連携が図れるよう、研究講義や分科会を設定するなど、効果的な取組事例等の情報提供や最新情報の共有、活発な意見交換を促すことができた。

青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進としての計画に加え、民間企業等と新たに連携し、事業等を実施した。

これらのことから、中期計画の目標を大幅に上回る成果が得られたためA評定とした。

<課題と対応>

今後も、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図るため、関係機関・団体相互の更なる連携促進に努める。特に、平成30年度から実施している「全国中学生・高校生防災会議」については、防災教育に積極的に取り組む中学校及び高等学校等との連携促進をさらに充実させることにより、災害が頻発す

る我が国における防災・減災の担い手（防災ジュニアリーダー）の育成に努める。また、防災に関する取組をさらに充実させるための人材の育成に向け、関係自治体等との連携を図る。

さらに、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い多くの青少年団体等の活動が制約されている状況が続く中、当機構としては、コロナ禍における感染対策や体験活動の工夫などについて、各団体間の連携や情報交換が促進されるよう努めていく。

第7章 青少年教育に関する調査研究

青少年教育のナショナルセンターとしてこれまで実施し、関係機関で活用されてきた調査を踏まえ、青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査研究を計画的に行うとともに、内外の調査結果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図っている。

1. 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施

国内外の青少年や青少年教育に関する情報を収集・分析し、これまでの実績を踏まえ、体験活動を実施する際に指針となる体験カリキュラム案の作成を行っている。中期目標に掲げられた「青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を前中期目標期間の実績以上に実施する（前中期目標期間は12調査実施）」ことについては、目標を上回る調査研究（16調査）を実施し、これらの調査結果が中央教育審議会答申において活用されるなど、青少年教育の振興に寄与した。

表 7-1 第3期中期目標期間(平成28～令和2年度)における調査研究の実施状況

(1) 基礎的な調査及び研究
① 青少年の体験活動等に関する実態調査
・ 青少年の体験活動等に関する実態調査
・ 青少年の体験活動等に関する意識調査 (全国規模 2 回)
② 青少年教育関係施設等基礎調査
・ 青少年教育関係施設等基礎調査 (全国規模 2 回)
③ 青少年の意識等に関する国際比較調査
・ 日米中韓の青少年の意識調査 (全国規模 6 回)
④ 青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集
⑤ 青少年教育関係文献・資料の調査収集
(2) 専門的な調査及び研究
① 各年齢期における体験活動に関する調査研究
・ 子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究 (全国規模 1 回)
・ 発達段階に応じた望ましい体験の在り方に関する調査研究
② 青少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する調査研究
・ 学校利用における国立青少年教育施設利用感想文等を対象とした集団宿泊活動の効果に関する調査研究
③ 困難を有する青少年の体験活動等に関する調査研究
・ 青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業 (文部科学省委託事業)
④ 子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究
・ 子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究 (速報版) (全国規模 1 回)
⑤ 青少年教育の在り方に関する調査研究
・ 若者の結婚観・子育て観等に関する調査
・ ふだんの生活などについてのアンケート調査 (全国規模 1 回)
・ 子供の四季を通したふだんの生活と施設利用に関する調査
・ 都市型の青少年教育施設に関する調査研究
⑥ 青年海外協力隊帰国者の意識等に関する調査研究 (全国規模 1 回)
⑦ 大学生のボランティア活動等に関する調査 (全国規模 1 回)
⑧ 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究
⑨ 青少年の体験活動と意識に関する追跡調査
(3) その他の調査研究
・ 青少年教育施設におけるけが・病気等の発生状況に関する調査研究
・ 利用者満足度アンケートを活用したヒヤリハット調査
・ 小中学校の集団宿泊活動に関する全国調査 (全国規模 1 回)
・ 国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究
・ 「日中韓子ども童話交流事業」日本人参加経験者に係る追跡調査
・ 新型コロナウイルス感染症流行下における公立青少年教育施設の運営に関する現状調査
・ 国立青少年教育施設における小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査 ーコロナ禍における安心安全に配慮した体験活動の在り方ー

【主な実践】青少年の体験活動等に関する意識調査 (表 7-1 (1) ①)

青少年教育の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成 18 年度から青少年の自然体験、生活体験、生活習慣の実態や自立に関する意識等について、全国規模の調査を実施している。第3期中期目標期間においては平成 28 年度、令和元年度に調査を実施した。

平成 28 年度調査においては、日頃から「早寝早起き朝ごはん」を行っている子供、自然体験、生活体験、お手伝いを行っている子供は、自律的行動習慣に関する指標である

「自律性」、「積極性」、「協調性」が身に付いている傾向が見られ、そうした子供ほど自己肯定感が高く、心身の疲労を感じる事が少ない傾向が見られた。

令和元年度調査については、令和2年度に集計・分析を行った結果、体験活動と心身の諸側面及び社会経済的背景との関連について新たな知見を得ることができた。この結果は令和3年に公表予定である。

【主な実践】日本、米国、中国、韓国の小学生、中学生及び高校生の意識に関する比較調査（表7-1（1）③）

日本の青少年の意識の特徴を把握することを目的として、4か国（日本、米国、中国、韓国）の高校生を対象とした調査を、毎年テーマを変えて実施している。

平成28年度には「勉強と生活」をテーマに実施した。また、平成27年度に実施した「高校生の安全に関する意識調査」の調査結果を普及するため、米国、中国、韓国から専門家を招き、各国調査結果と青少年施策を紹介し、これをもとに意見交換を行う「高校生の安全意識に関する国際シンポジウム」をセンターで開催した。

平成29年度は「心と体の健康」、平成30年度は「留学」をテーマに実施した。

また、平成29年度には新たに、4か国の小中学生を対象とした調査を実施した。「インターネット社会における親子関係」をテーマに実施し、平成30年度に公表した。

令和元年度は「オンライン学習」、令和2年度は「社会参加」をテーマに実施した。これらを通して、日本の高校生（一部、小中学生を含む）の特質として「自国への満足度の高さ」など、課題として「政治への参加に消極的」などを明らかにして、今後の青少年教育振興に寄与する知見を提供した。

【主な実践】青少年の発達段階等に応じた体験カリキュラムに関する調査研究（表7-1（2）①）

将来、社会を生き抜く資質能力を身に付けた大人になるためには、子供の頃から様々な活動に挑戦し、多様な経験を積み重ねていくことが必要である。そのためには、周りにいる大人が、子供の生活環境の中に意図的、計画的に多様な体験の場や機会を作っていくことが大切になる。しかし、そのような場や機会はその時期に、どういった体験を、どのようにさせたら良いのかなど、発達段階に応じた望ましい体験の在り方については未だ明らかにされていない状況にあると言える。

機構では、平成21年度から子供の頃の体験と大人になった現在の意識や資質能力との関係について研究を開始し、子供の頃の体験が育む力やその成果について検証を重ねてきた。本研究は、そうした過去の研究成果を基に各年齢期で求められる体験やそれによって育まれる力を改めて検証し、それらを体系的に整理することで、発達段階に応じた望ましい体験の在り方（体験カリキュラム）を明らかにすることを目的にしている。

令和元年度は、発達段階に応じた望ましい体験の在り方を検討するためには、体験活動を通じて育まれる人間像を検討する必要があると考え、過去の答申や報告で提言された人間像や機構が行った研究の成果等を基に、社会を生き抜くために求められる資質・能力やそれらを育むために必要な子供の頃の体験について検討を行った。その結果、社会を生き抜くために体験を通じて育成したい資質・能力として12の資質・能力、それらの成長を支える体験として20の体験を選定し、「多様な体験を土台とした子供の成長を支える環境」として整理した（図7-2 参照）。この図は、自立した大人へと成長する

過程において大切になる子供の頃の体験と、将来、社会を生き抜くために必要となる資質・能力の関係を体系的に整理し、「発達段階に応じた望ましい体験の在り方（体験カリキュラム）」の枠組みとして表したものであり、今後、子供の生活環境の中に意図的、計画的に多様な体験の場や機会をつくっていく際の指標になると考えている。

以上の研究成果は令和元年度に報告書（中間まとめ）として取りまとめ、機構ホームページに掲載した。

令和2年度は、令和元年度に完成した報告書「発達段階に応じた望ましい体験の在り方に関する調査研究～『体験カリキュラム』の構築に向けて～（中間まとめ）」を基にリーフレットを作成し、機構ホームページに掲載するとともに、各教育施設を通じて利用団体等に配付することで普及・啓発に努めた結果、「保護者にも配布したい」などの高評価を受け、追加配布の要望があり、令和3年度に増刷、追加配布予定。

なお、体験カリキュラムについては、報告書として完成させたものであるが、常に発展を続けていくよう心がけていくべきであるという意味を込めて「中間まとめ」としている。

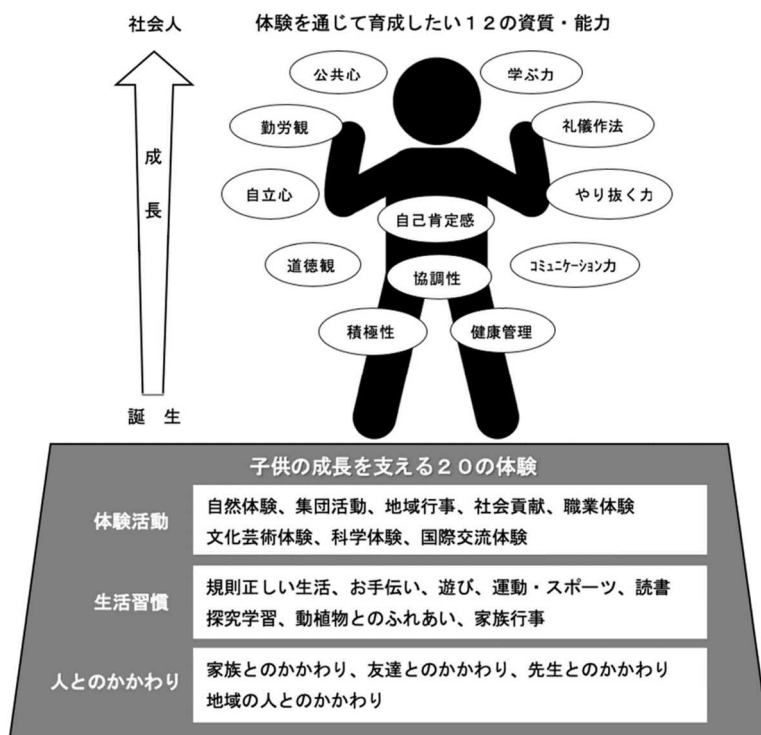


図 7-2 多様な体験を土台とした子供の成長を支える環境

【主な実践】青少年期の読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究（表 7-1（2）④）

青少年の読書活動に関する調査を5年ごとに実施することとしており、平成23年から25年にかけての調査に引き続き、平成30年度に調査を行った。

20代から60代の計5,000人を対象に、Web調査を実施し、各1,000人、合計5,000人の回答を得られた。

令和元年度は、この調査結果の集計・分析を行い、中間報告として取りまとめ、①平成25年度と平成30年度の比較では年代に関係なく、本（紙媒体）を読まない人が増えている、②スマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスを使った読書は増えて

いる、③読書のツールに関係なく、読書している人はしていない人よりも意識・非認知能力が高い傾向があるが、本（紙媒体）で読書している人の非認知能力は最も高い傾向がある、ということが明らかとなった。

令和2年度は、調査結果の分析を実施したほか、さらに、子供の頃の読書活動と認知機能との関連を明らかにするため、令和2年5月～7月に、首都圏にあるA大学の大学生（113人）を対象に、ワーキングメモリの程度を測定するN-Back課題を実施し、集計・分析を行った。その結果、子供の頃の読書量が多い人は、それ以外の人に比べて意識・非認知能力及び認知能力が高い傾向にあることや、小学校高学年の頃特定の経験が、小中高を通した読書量が多い傾向につながるということが明らかとなった。

これらの調査結果は、令和元年度に速報版として公表した結果と合わせ、報告書にまとめた。なお、令和3年度に報告書の内容を公表する予定である。

【主な実践】青少年教育施設におけるけが・病気等の発生状況に関する調査研究（表7-1（3））

安心安全な教育環境の提供を行うため、全教育施設で起きた事故や傷病の発生状況を把握するとともにその傾向や要因を検証し、教育施設の安全管理の改善や安全対策を充実することを目的として、平成30年度に「青少年教育施設におけるけが・病気等の発生状況に関する調査研究」を実施した。

分析結果は、各教育施設の次長が一堂に会する会議で報告し、各教育施設における安全管理意識の向上に役立てるとともに、安全管理に関する啓発チラシを作成し、各教育施設を通じて利用団体に配布することで、安全な活動への普及・啓発を行うこととした。

令和2年度は、令和元年度の全教育施設で起きた事故や傷病の発生状況を集約し、分析、調査結果を報告した。

【主な実践】小中学校の集団宿泊活動に関する全国的な調査（表7-1（3））

平成29・30年改訂学習指導要領においては、従前同様に集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験をとおした道徳性の育成について記載されているところであるが、機構の宿泊利用者数は減少傾向にある。

そこで、小学校及び中学校の集団宿泊活動の現状や課題等を把握し、青少年の集団宿泊活動を拡充する方策立案に資するため、全国の国公立小学校・中学校（各1,000校）を対象に、平成30年度に調査を実施した。

平成29・30年改訂学習指導要領が全面実施される年度の集団宿泊活動の実施予定について、「平成29年度と同じように実施したい」とした小学校が87.6%、中学校が62.4%であった。

中学校は「実施しないこと、または、平成29年度よりも日数を減らして実施することが決まっている」が22.0%、「平成29年度よりも日数を減らして実施したい」が3.0%、「実施することは困難だろう」が2.2%となっており、全体として縮減傾向にあることがわかった。集団宿泊活動を計画・実施する際の不安事項として割合が高かったのは、「児童生徒の身体的な不安」が94.0%、「児童生徒の野外活動等における事故」が91.5%となっており、安全管理に関して不安を抱えていることがわかった。

また、利用施設等を決定する際に重視した事項として「安全管理の体制が整っている」が88.1%と最も高くなっており、実際に施設を選ぶ際にも、安全管理の観点を最も重視していることがわかった。

集団宿泊における活動と教科との関連について見ると、集団宿泊活動を計画・実施する際の不安事項として「集団宿泊活動を実施することによる授業時数の不足」と回答した割合は48.9%であった。

一方で、集団宿泊活動における各活動をどのように位置付けているかという質問については、「遠足／旅行・集団宿泊的行事」に位置付けていると回答した学校の割合が最も高く、小学校75.0%、中学校70.0%であった。

「教科」に位置付けている学校もあり、割合の高い順に、小学校の「家庭」が42.8%、「理科」が33.1%、「体育」が27.4%となっていた※。

これらの成果は、各教育施設の所長や次長が一堂に会する会議で報告するとともに、文部科学省や環境省、総務省、内閣官房が主催する研修会、会議等において、集団宿泊的行事の実施状況（有無、日数、利用施設等）、集団宿泊活動の目的と成果、集団宿泊活動の計画・実施における不安事項及び必要とする支援、農山漁村体験・農林漁家泊体験の実施状況等の報告や講義を行ったことにより、集団宿泊的行事を受入れる施設及びこれから集団宿泊的行事を計画・実施しようとしている学校にとって有用な情報を提供することができた。

※「集団宿泊活動」を実施したと回答した学校（小学校656、中学校453）による、各活動の各教科等への関連付けの複数回答である。各教科の割合は、「集団宿泊活動」を実施したと回答した学校数を母数として算出。

2. 調査研究成果の普及及び活用

調査研究の成果等を、機構が実施する各種事業の企画・立案に適切に反映させるとともに、青少年教育に関する資料や調査結果等に関するホームページの掲載に加え、個票データの二次利用申請の受付等、データベースを拡充し、広くこれら成果の活用を図っている。

また、調査研究の成果を普及するため、調査結果に関する記事を雑誌等へ掲載するほか、学会や全国的な会議等における発表を行う等、積極的に周知に努めている。中期目標に掲げられた「学会や全国的な会議等における発表を前中期目標期間の実績の30%以上増加させる（前中期目標期間は15回実施）」ことについては、平成28年度から令和2年度の間に20回発表を行っている。

（1）個票データの活用

新たな調査結果を公表した際には、ホームページに掲載するとともに、調査の個票データを研究者等が活用できるようにするため、個票データの二次利用申請を受け付けている。平成28年度は6件、29年度は13件、30年度は10件、令和元年度は26件、令和2年度は4件の二次利用の申請があった。

（２）調査研究結果に関する広報物の作成

機構が実施した調査研究の結果をパンフレットにまとめ、体験活動の効果や重要性の普及啓発を行っている。第3期中期目標期間においては、身近な体験活動である読書、手伝い、外遊びの効果についてまとめた「読書・手伝い・外遊び」、社会を生き抜く力（へこたれない力、意欲、コミュニケーション力、自己肯定感）と子供の頃の体験の多寡や質との関係性等についてまとめた「社会を生き抜く力」、発達段階に応じた望ましい体験の在り方の枠組みをまとめた「子どもの成長を支える20の体験」の3種類のパンフレットを新たに作成した。

これらのパンフレットは、これまでに作成している「かわいい子には体験を！」、「子どもの頃の読書は豊かな人生の第一歩」、「生活スキルを高める保護者の関わり」と併せ、各種会議等で対象に合わせた内容のパンフレットを配布し、周知することとしている。また、機構ホームページに掲載するとともに、各教育委員会や関係団体・機関から多数の依頼を受け、送付している。

3. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施については、全国的な調査研究を16調査実施しており、中期計画の「12以上実施する」を上回っている。これらの調査結果が中央教育審議会答申において活用されるなど、青少年教育の振興に寄与した。

調査研究成果の普及及び活用については、学会や全国的な会議等における発表を令和2年度までに21回行い、中期計画の「20回」（15回から30%増加）を達成することができた。

調査研究にあたっては、基礎的な調査及び研究や専門的な調査及び研究を計画的に実施するとともに、「青少年教育研究センター紀要」や各調査報告書や調査報告をまとめたリーフレットを作成し、機構のホームページに掲載するとともに、関係機関・団体などに配布するなど、成果の発表にも積極的に取り組んだ。また、一般の研究者が二次分析に使うことができる個票データについても、ホームページからダウンロードできるようにしている。

その成果として、当機構の調査結果が中央教育審議会答申をはじめ、国が作成する白書、大学入試センター試験の問題など、多くの機関等においても活用されている。

これらのことから、中期計画の目標を大きく上回る成果が得られたためA評定とした。

＜課題と対応＞

青少年教育、社会教育、学校教育関係者等による教育・研究・研修支援事業がより一層充実、推進されることに資する調査研究を実施していくことが課題であり、対応策として、今後、青少年の個別性や年齢期に応じた望ましい体験の在り方、及びその意義と成果に関する調査研究諸事業を、精査し個々の質を高め、組み合わせつつ相乗効果を生むように進めることとしている。

また、今後も、これまでの調査結果をわかりやすくまとめたリーフレット等を作成するな

ど、調査及び研究の成果をより広く情報発信し、青少年教育関係者に活用してもらえるよう努める。

第8章 青少年教育団体が行う活動に対する助成

子供たちの健全育成のためには、NP0、企業などの民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子供の健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付し、体験活動等の機会や場の拡充を図っている。

1. 助成金の交付状況

平成28年度から令和2年度の助成においては、計31,370件の応募があり、計20,482件を採択しており、地域の団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への財政的支援を行うことができた。(表8-1 参照)

なお、第3期中期目標期間においては、第1期、第2期を上回る応募があったが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響があり減少した。(表8-2 参照)

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言の発出の際には、助成団体に対し宣言の区域、期間中の助成活動の中止・延期を要請するとともに助成金を交付しない措置を講じた。宣言解除後においても活動の実施にあたっては、各自治体の方針に従うよう新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、普及がなされたオンラインを活用した体験活動についても、委員会において審査の視点及び活動の注意点をまとめ、それらに基づいて審査を行い団体に周知し、助成活動のオンラインへの計画変更を認めた。

令和2年度においては、オンラインへの計画変更が94件あり、オンラインを活用した体験活動への取り組みについても支援を行った。この助成により、平成28年度から令和2年度においては、計2,666,751人の子供たちに様々な体験活動や読書活動の機会が提供され、また、子供の体験活動や読書活動を支援する指導者を対象とした活動には、計303,167人が参加することができている。(表8-4 参照)

表8-1 助成金の応募状況(活動区分別)

(単位:件)

助成対象活動区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
体験活動	応募	6,043	6,170	5,774	5,042	4,693	27,722
	確定	4,308	4,103	3,697	3,622	2,367	18,097
読書活動	応募	736	737	708	671	605	3,457
	確定	541	522	473	496	300	2,332
教材開発・普及活動	応募	51	35	46	31	28	191
	確定	15	10	9	9	10	53
合 計	応募	6,830	6,942	6,528	5,744	5,326	31,370
	確定	4,864	4,635	4,179	4,127	2,677	20,482

表 8-2 助成金の応募状況(各中期目標期間別)

(単位:件)

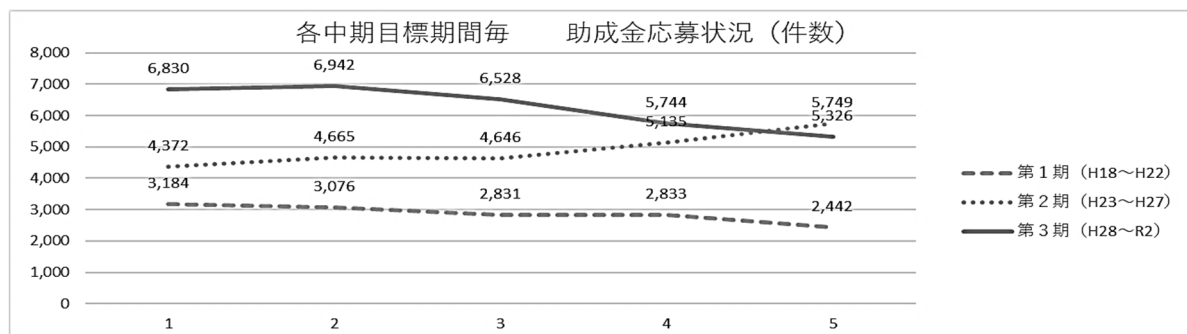


表 8-3 助成金の応募状況(金額)

(単位:千円)

助成対象活動区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
体験活動	応募	3,025,757	3,089,260	2,879,945	2,406,376	2,355,024	13,756,362
	確定	1,312,875	1,288,711	1,161,112	1,132,737	750,705	5,646,140
読書活動	応募	290,517	298,110	292,466	278,805	266,882	1,426,780
	確定	138,249	134,540	132,446	151,429	85,987	642,651
教材開発・普及活動	応募	384,054	260,924	298,849	186,995	198,966	1,329,788
	確定	92,067	55,933	43,146	46,730	64,870	302,746
合 計	応募	3,700,328	3,648,294	3,471,260	2,872,176	2,820,872	16,512,930
	確定	1,543,191	1,479,184	1,336,704	1,330,896	901,562	6,591,537

表 8-4 助成活動への参加状況

(単位:人)

区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
子供を対象とする活動	体験活動		859,320	867,602	782,014	693,945	253,747	3,456,628
		うち子供の参加人数	604,438	612,883	554,436	493,927	183,166	2,448,850
		うち大人の参加人数	254,882	254,719	227,578	200,018	70,581	1,007,778
	読書活動		89,638	79,937	73,861	73,427	26,885	343,748
		うち子供の参加人数	61,131	51,339	44,949	43,589	16,893	217,901
		うち大人の参加人数	28,507	28,598	28,912	29,838	9,992	125,847
	合計		948,958	947,539	855,875	767,372	280,632	3,800,376
		うち子供の参加人数	665,569	664,222	599,385	537,516	200,059	2,666,751
		うち大人の参加人数	283,389	283,317	256,490	229,856	80,573	1,133,625
フォーラム等 振興普及活動 ・指導者養成	体験活動		86,777	28,645	18,454	12,912	8,124	154,912
	読書活動		37,559	33,240	33,105	35,091	9,260	148,255
	合計		124,336	61,885	51,559	48,003	17,384	303,167
合 計	体験活動		946,097	896,247	800,468	706,857	261,871	3,611,540
	読書活動		127,197	113,177	106,966	108,518	36,145	492,003
	合計		1,073,294	1,009,424	907,434	815,375	298,016	4,103,543

2. 募集に係る広報の取組

各教育施設や都道府県教育委員会と連携し、募集説明会を実施し、応募書類の作成方法や対象経費等について説明するとともに、適正な会計処理についての周知徹底を行っている。また、助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、全国の青少年教育関係団体等に配布するとともに、ホームページに掲載し広く情報提供を行っている。

平成29年度には、1活動あたりの子供の参加人数を増加させるため、「子どもゆめ基金助成活動情報サイト」の運用を開始し、助成活動の実施時期・場所などの情報を広く提供している。

令和2年度には、新たに説明動画を作成し、子どもゆめ基金ホームページに掲載することにより、説明会に来ることができなかった方でも説明内容を見ることができるようにした。

3. 新型コロナウイルス感染症流行下における取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、普及がなされたオンラインを活用した体験活動について、審査委員会において審査の視点及び活動の注意点をまとめ、それらに基づいて審査を行い団体に周知し、助成活動のオンラインへの計画変更（94件）を認め、オンラインを活用した体験活動への取り組みについて支援を行った。

4. 適切な助成に向けた取組

助成活動の実施状況と経理状況を確認するため、助成団体を抽出し調査を行い、適正な会計処理についての周知徹底を図っている。関係書類の管理に不備が見受けられた団体については、改善するよう指導している。

また、選定手続き等の客観性の確保のため、審査委員会を設置している。審査委員会の下には、自然体験活動専門委員会、科学体験活動専門委員会、交流体験活動専門委員会、社会奉仕・職場・その他の体験活動専門委員会、読書活動専門委員会、教材開発・普及活動専門委員会の各専門委員会を設置している。

審査にあたっては、審査委員会が定めた助成金交付のための基本方針を踏まえ、各専門委員会が審査の方法等について認識の共有を図った上で助成対象活動の評定を行い、その結果を審査委員会へ報告している。審査委員会においては、各委員会の評定結果に基づき、助成対象活動の採択を行うことで、客観性の確保に努めている。

5. 自己評価

<評定と根拠>

評定：A

民間団体が行う地域に密着した草の根的な活動等に対して助成金を交付することを通じて、体験活動や読書活動の機会や場の充実、民間団体の活動の一層の活性化を図るととも

に、平成28年度から令和2年度の助成において約267万人の子供たちに活動機会を提供することができた。

また、助成活動の実施時期・場所などの情報を提供する「子どもゆめ基金助成活動情報サイト」の運用を平成29年度から開始したことや、募集説明会を増やしたことなど、広報の充実を図るとともに、令和2年度より新たに説明動画を作成し、子どもゆめ基金ホームページに掲載することにより、説明会に来ることができなかつた方でも説明内容を見ることができるようになった。

さらに、適正な会計処理についての周知徹底を図ること、助成金の交付について選考手続き等の客観性及び透明性を確保することなどの取り組みを引き続き進めてきたところである。

これらのことから、中期目標における所期の目標（「子供（0歳～18歳）の人口の1割程度に活動機会を提供する。」（200万人程度））を大きく上回る成果が得られたためA評価とした。

＜課題と対応＞

課題としては、子供の参加人数は目標を大きく上回っているもの、近年助成申請数が減少傾向にあることから、助成制度の更なる周知を図ることや、これまでの財政的支援のみならず、安全・安心な体験活動等の推進及び効果的な事業運営等のため運営支援を行うことである。

対応方策としては、教育施設や都道府県との連携を一層深め、募集説明会を開催するとともに、全国の中間支援組織等とも連携し、助成金を必要としている団体への広報活動をさらに充実する必要がある。また、助成団体に安全・安心な体験活動等を実施していただくため、活動における安全対策等について、機構のもつ知見をホームページ等において周知したり、事業運営に関して、他団体のもつ参加者募集のノウハウを共有したりするなど、助成団体の運営をサポートする取組を行うことなどが考えられる。

加えて、経済的に困難な状況にある子供たちの活動を支援するため、関係機関・団体への広報を更に強化する必要がある。

さらに、不登校や引きこもり、ADHD等発達障害及び身体障害など課題を抱える青少年を対象に実施する活動への支援について検討していく必要がある。

第9章 共通的事項

1. 広報の充実

国民の青少年教育に対する理解を増進し、体験活動を推進する社会的気運を醸成するため機構の業務全体について、インターネットやマスメディア等を積極的に活用した広報を広く展開している。具体的には、機構ホームページやマスメディアを活用した最新情報の発信、体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、各種フォーラム等の開催、更に企業との連携によるPR活動などの取組を策定した計画に基づき実施している。

また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立の青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進し、本部及び全教育施設においてホームページを活用した情報発信を行っている。なお、中期目標に掲げられた「ホームページの総アクセス件数について年間平均340万件を達成する」については、平成28年度から令和2年度までの各年度達成している。

表 9-1 ホームページアクセス数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
514 万件	529 万件	570 万件	600 万件	530 万件

【取組事例】広報官の設置

機構では、これまで各教育施設、機構本部それぞれにおいて広報を実施してきたが、機構全体が一体となった横断的な広報を実施するため、平成29年度に広報官を設置した。広報官の設置により、平成30年度は広報官が中心となって、機構と東武鉄道株式会社において連携を図り、赤城で共催事業（1回）を実施した。令和元年度は同事業を2回に拡大して実施、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により1回のみの実施となったが、募集告知の中吊りポスターを東武鉄道沿線（東京都、埼玉県、神奈川県、群馬県、栃木県）の掲示など、企業の協力による広報を行った。

【取組事例】研修実施による広報スキルの向上

職員の広報スキルの向上を図るため、令和元年度は戦略的な広報、SNSの活用、効果的なプレスリリースの実施方法について、広報研修として全職員を対象にオンライン形式で実施した。

広報の重要性の理解に加え、各施設で実践しやすい内容とすることで、機構全体の発信力向上を図った。

令和2年度は、対象者を機構以外の文部科学省所管独立行政法人の広報担当者にも拡大し、オンライン形式で実施した。

(1) インターネットやマスメディアを活用した情報発信

① インターネットを活用した情報発信

機構ホームページ及び28教育施設のホームページでは、事業の参加者募集、事業報告、各教育施設の利用促進に関する情報など提供している。

機構本部においては、利用者目線に立った効果的・効率的な情報提供を行うため、平成30年度に機構本部ホームページの移行を行い、スマートフォン対応が可能となっ

た。また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用促進にも努めた。

各教育施設においても、SNS の活用、広報チラシやポスターへの QR コード掲載、スマートフォン対応のホームページへの改修、事業・施設のその日の様子などの情報更新など促進が図られた。

【取組事例】機構ホームページにおけるリンクの充実

各教育施設で開設している YouTube チャンネルについて、令和2年度に、機構ホームページにその紹介ページを設け、本ページから全教育施設の YouTube チャンネルへ移動できるようにした。

また、令和2年度に、体験活動の啓発・推進を図る「読書・手伝い・外遊び」の Web サイトを開設し、Web サイトのバナーリンクを機構ホームページに貼る等、ホームページや SNS を活用し広報活動を展開した。

② マスメディアを活用した情報発信

機構が実施した調査の結果について、報告書、紀要、パンフレットの作成等による調査研究結果の活用のほか、報道発表を通じて広く社会に普及を行っており、平成28年度5件、平成29年度3件、平成30年度2件を行った。令和元年度は、「高校生の留学に関する意識調査」や「子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究報告（速報版）」等、令和2年度は、「高校生のオンライン学習に関する意識調査」の成果について、文部科学省の記者クラブを活用し、直接メディアへメールを送付する等積極的にプレスリリースした結果、新聞や Web サイトに取り上げられ、広く国民に周知できた。

雑誌・新聞等への掲載においては、「日本教育新聞」、「教育ジャーナル」（発行：学研教育みらい）、「SYNAPSE（シナプス）」（発行：ジダイ社）に機構の取組を定期的に連載し、さらに平成28年度は「月刊公民館」（発行：全国公民館連合会）、令和元年度には「マナビィ・メールマガジン」（発行：文部科学省）、令和2年度には「内外教育」（発行：時事通信社）、「CAMPING」（発行：公益社団法人日本キャンプ協会）を加えて、各教育施設の紹介記事を掲載し、PR 活動の充実を図った。

（2）体験活動や基本的生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布

① 体験活動や基本的生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成

調査研究の結果等に基づき、体験活動や基本的生活習慣等の重要性に関する啓発資料を作成した。主な啓発資料は次のとおりである。

ア. 「読書 手伝い 外遊び」パンフレット

平成28年度に、「体験の風をおこそう」運動を推進するため、具体的な体験（読書、手伝い、外遊び）とその効果について、機構が実施した調査結果を取りまとめ、パンフレットを新たに作成した。

イ. 体験・遊びナビゲーター3～親子で遊ぼう～

平成29年度に、幼児期の体験活動の充実を図るため、特に幼児に焦点を当てた

親子の遊びを照会するガイドブックを発行した。

ウ．「体験の風をおこそう」チラシ

平成 29 年度に、地域における体験活動に加え、読書、手伝い、外遊びなど普段の生活で取り組める体験を家庭においても取り入れてもらうことを目的として、体験の風をおこそう運動推進委員会と連携して作成した。

エ．「社会を生き抜く力」リーフレット

平成 30 年度に、「社会を生き抜く力」を構成する 4 つの資質・能力（へこたれない力・意欲・コミュニケーション力・自己肯定感）について、子供の頃の体験の多寡や質、人間関係との関係性について、機構が実施した調査結果を基に作成した。

令和元年度は、「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究（平成 25 年 2 月）」と「子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究（速報版）（令和元年 12 月）」の調査結果を加え、読書活動の大切さや親子での読書活動のつながりについての内容を改定した。

オ．「はっけん！！おてつだいやってみ隊」冊子及びチラシ

令和 2 年度に、「読書・手伝い・外遊び」の一環として機構内で新規に立ち上げた「子供のお手伝い推進プロジェクト」において、子供を手伝いに参加させるまでのノウハウや手伝いの教育的効果等を取りまとめた冊子「はっけん！！おてつだいやってみ隊」とその広報用チラシを作成した。

カ．「子どもの成長を支える 20 の体験」リーフレット

令和 2 年度に、「多様な体験を土台とした子どもの成長を支える環境づくり」を普及啓発するため、子供の成長を支える「体験活動」「生活習慣」「人とのかかわり」に係る 20 の体験事例と子供の成長における多様な体験の重要性について取りまとめたリーフレット「子どもの成長を支える 20 の体験」を作成した。

② 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の配布

本部においては、文部科学省主催の生徒指導担当者連絡会議、都道府県私立学校主幹部課長会議等で、全国の教育行政関係者に教育施設や体験活動推進に関するリーフレット等を配布した。

また、公益社団法人全国幼児教育研究協会等の連携・協力団体が主催・実施するイベント・フォーラム等においてブースを設置し、全教育施設を紹介するとともに、体験活動の推進に関するリーフレット等を参加者に配布するなどして広報活動を実施した。

教育施設においては、本部で作成した資料を地域の保護者等に配布したほか、県内の社会教育施設や関係機関と連携してイベント情報を集約した冊子を作成し、体験の風をおこそう運動を紹介するページを設けるなど、独自の方法で啓発に努めた。

(3) 各種会議やフォーラム等の開催

機構では、青少年教育関係者のみならず、広く一般に対しても体験活動の重要性や生活リズムに関する普及啓発を図るため、全国的なフォーラムである「体験の風をおこそうフォーラム」及び「早寝早起き朝ごはん全国フォーラム」を毎年開催している。

「体験の風をおこそうフォーラム」においては、体験の風をおこそう運動推進委員会と連携しフォーラムを実施している。また、令和元年度は「体験の風をおこそう」運動が発足して10年目の節目であることから、長年「体験の風をおこそう運動推進月間」に登録し、同運動を推進していただいている24団体の表彰を行った。

なお、平成28年度から令和元年度の基調講演の内容及び講師は以下のとおりである。

表 9-2 基調講演の内容及び講師

開催年度	基調講演内容	講師
平成28年度	自分という人生の長距離ランナー	増田明美氏（スポーツジャーナリスト・大阪芸術大学教授）
平成29年度	パッケンマッケンの笑撃的国際交流	パッケンマッケン氏（タレント）
平成30年度	誰もが素敵に輝ける社会を目指して	根木慎志氏（車いすバスケットボール選手）
令和元年度	いつまでも夢を	三浦豪太氏（長野オリンピックモーグル日本代表）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

「早寝早起き朝ごはん全国フォーラム」においては、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会や企業、学校等と連携し、フォーラムを実施している。また、平成28年度は、「早寝早起き朝ごはん」国民運動10周年であることから、さらなる機運の醸成を図るため、記念式典を開催した。

なお、平成28年度から平成30年度の基調講演の内容及び講師は以下のとおり。

表 9-3 基調講演の内容及び講師

開催年度	基調講演内容	講師
平成28年度	基本的生活習慣とメディア接触が子供の脳発達に与える影響について	川島隆太氏（東北大学加齢医学研究所所長）
平成29年度	「真の教育とは何か～秋田県の学力テスト日本一を考える～」	橋本五郎氏（読売新聞特別編集委員）
平成30年度	眠るのも仕事のうち	門井慶喜氏（直木賞受賞作家）

※令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(4) 企業との連携によるPR活動

平成29年度に民間企業等連携促進室を設置し、教育事業等の質的及び量的な拡充を図るため民間企業との連携を強化している。民間企業等連携促進室を中心に、各施設に地域企業等との連携を呼びかけるとともに、本部においても様々な共催事業や出前事業等を実施し、企業等の広報力を活用した広報に取り組んでいる。

【取組事例】民間企業等連携促進室の連携促進

平成30年度は、情報誌等への掲載を含め新たに33（「リフレッシュキャンプ」寄附6、新規包括協定2を除く）の連携事業等を実施した。鉄道会社と連携し、地方教育施設を会場とした親子向け宿泊事業を新たに実施した。鉄道会社の中吊り広告等により、広く一般に機構の事業を周知した結果、当該事業を通じて機構や教育施設のことを知った方からの参加を多く得ることができた。

令和元年度は、情報誌等への掲載を含め継続・新規合わせ52の連携事業等を実施した。さらに、連携促進事業として青少年総合センターを会場に、SDGs時代における民間企業と機構との連携に関する講演会を実施し、機構職員を除き26企業34人の参加があった。当機構の取組を民間企業に知らせる機会とただだけでなく、民間企業のCSR部門等の担当者同士や機構職員との交流の場を設けることで、民間企業担当者が青少年教育への参画を検討する機会となった。

令和2年度は、今後、全ての教育施設において広く民間企業等との連携を行っていくために、連携する上で留意すべき事項を取りまとめた「民間企業等との連携についてのガイドライン」の策定、当機構ホームページ内の民間企業等連携促進室のページの整備、企業等のCSR担当者等を対象とした「連携の提案に関する資料」の作成等、連携に必要な基盤整備を重点的に行った。

2. 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部の委員による検証を行い、その結果を業務の改善に反映させている。

（1）アンケート調査の実施と業務改善への反映状況（第11章3.参照）

教育事業においては、参加者のアンケート調査結果を一つひとつ検証し、意見に対する工夫・改善を行い、よりよい事業づくりに努めている。

研修支援においては、教育機能と利用者サービスの一層の向上を図るため、利用団体の代表者を対象とするアンケート調査を全教育施設で実施している（表11-1参照）。アンケート調査では、満足度を把握するとともに、施設利用に関するアンケート調査結果を踏まえ、利用者が「不満」と回答した場合の要因分析を行っており、要因及び対策を取りまとめ全教育施設で共有している。さらに、「やや不満」、「やや満足」であっても、窓口で細やかな聞き取りをしながら、利用者サービスの向上に努めている。

（2）業務全般に関する自己点検・評価の実施状況

文部科学大臣による業務の実績等に関する評価を受けるにあたって、業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる機構評価委員会において評価や指摘等をいただき、その結果を「自己点検・評価報告書」として取りまとめ、機構ホームページに掲載することにより公表している。

文部科学大臣や機構評価委員会の評価や指摘事項については、各部署に速やかに伝達し対応を検討するとともに、フォローアップを行い業務改善に努め、対応状況を機構評価委員会へ報告している。

また、機構の運営諮問委員や評価委員が実際に教育施設や教育事業を視察する機会を設け、所長をはじめ職員と意見交換を行うことで、教育施設の実態や運営についても意見や助言を得るなどして、教育施設の運営の改善に努めている。

3. 各業務における安全性の確保

各業務の実施に当たっては、安全に関する情報の速やかな共有に努め、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努めるとともに、日常的な点検・改善整備等を通じて、安全・安心な教育環境を確保している。

(1) 安全管理マニュアル等の改善・充実やその遵守

各教育施設においては、危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」を遵守している。これらのマニュアルについては、随時見直しを行い、改善・充実を図っている。

【取組事例】危機管理関係マニュアルの見直し

近年多発している自然災害等の状況を踏まえ、これまで想定していなかったリスクに対応するため、平成30年度に各教育施設において研修支援の事故を想定したシミュレーションを行い、応急救護、警察や消防等との連携体制を改めて実施する訓練を実施した。

さらに、従前より各教育施設において随時危機管理関係マニュアルの点検・見直しを行っていたが、改めて全教育施設において一斉かつ念入りに点検・見直しを行った。見直し後、本部で全教育施設の危機管理関係マニュアルを検証し、点検の観点を示した「危機管理関係マニュアル点検方針（以下「点検方針」という。）」を作成した。

全教育施設において、点検方針を踏まえて「危機管理マニュアル」及び「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」を実態に合わせて点検・見直しを行うとともに、研修・訓練を行うことで、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図り、利用者の安全確保に取り組んだ。

本部においては、各教育施設のマニュアルの更新状況やその内容、研修内容について点検を行い、その結果を全教育施設で共有することで、教育施設の安全性の確保に努めた。

令和2年度は、各教育施設において、引き続き点検方針に基づき点検・見直しをするとともに、令和2年5月に本部において策定した「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」をもとに、全教育施設において、新型コロナウイルス感染防止対策、感染が疑われる者が発生した場合の対応など、全職員が対応できるよう可視化したマニュアルを作成した。

(2) 日常的な施設整備及び教材教具類の保守点検の実施状況

各教育施設では、施設整備や教材教具の安全・衛生管理について、「危機管理マニュアル」及び「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づき日常的な点検に取り組んでいる。

さらに、文部科学省が青少年教育施設の管理者向けに作成した「青少年教育施設の施設管理者点検マニュアル」や職員ポータルサイトに掲載している各教育施設の安全点検チェックリストを踏まえ、安全点検の実施を徹底した。

(3) 事故データ集等の改訂、外部への発信

本部では、事故の発生場所や傷病種別をまとめた「事故データ・事例集」を作成し、ポータルサイトで共有するだけでなく、機構ホームページにて公立の青少年教育施設等が活用できるよう掲載している。

特に、平成30年度に発生した利用者の傷病については、活動内容、天候や時間等別に研究センターが分析した上で「国立青少年教育施設における傷病の概況」として取りまとめ、機構ホームページで掲載の他、全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会等にて傷病発生傾向と対策を報告した。

さらに、けが防止のためのチラシ（A4版）を作成し全教育施設に配布した。各教育施設では、学校や青少年団体等の利用団体に対して、利用相談等でそのチラシを活用しながら安全対策を図っている。

(4) 体験活動安全管理研修の実施

青少年の体験活動に携わる指導者等の安全管理意識・能力、指導力及び救助技術の向上を目的に、国公立の青少年教育施設職員、民間団体職員等を対象とした「山編」、「水辺編」を毎年度実施している（令和元年度は「雪編」も実施）。平成28年度から令和2年度で計11事業334人の参加を得て実施した。

4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

広報の充実としては、①インターネットやマスメディアを活用した情報発信、②体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、③各種会議やフォーラム等の開催、④企業との連携によるPR活動等を実施し、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の認知に努めた。特に、機構が実施した調査の結果について、報告書、紀要、パンフレットの作成等による調査研究結果の活用のほか、報道発表を通じて広く社会に普及を行っており、文部科学省の記者クラブを利用して積極的にプレスリリースした結果、新聞やWebサイトに取り上げられ、広く国民に周知を行っている。また、広報官の設置により、民間企業との連携によりその広報力の活用を行うとともに、平成30年度のホームページ改良以降も、スマートフォン対応、SNSでの動画発信も取り組んだ。これらの取組を行った結果、本部及び全教育施設のホームページ総アクセス数につ

いては、本期間中の各年度において 500 万件を超え、数値目標（340 万件）を大幅に上回った。

各種会議やフォーラム等の開催については、平成 28 年度から令和元年度の各年度において「体験の風をおこそうフォーラム」や「早寝早起き朝ごはん全国フォーラム」等を開催した（※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催を中止）。

また、「民間企業等連携促進室」を平成 30 年 2 月に設置し、各施設における企業連携を促進するとともに、教育事業等の質的及び量的な拡充を図るため民間企業等との連携に継続して取り組み、共催事業の実施や広報協力、物品提供等を得て、それまで連携していなかった新たな企業との連携により広報やプログラムを充実させた。また、連携促進のための事業を新たに実施し企業担当者に機構の取組等を情報提供するとともに継続的な連携に向けて取り組んだ。一方、各教育施設でも企業等との連携を容易にするため「民間企業等との連携についてのガイドライン」の策定等、連携促進のための基盤整備にも力を入れて取り組んだ。

各業務における安全性の確保については、危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」について、全教育施設で点検・見直しを行い、結果を全施設で共有する体制を構築することで、教育施設のさらなる安全性の確保に努めた。

<課題と対応>

広報については、組織内での意識と広報スキルをさらに高め、組織全体としての広報力を強化していくとともに、より効率的・効果的な広報についても検証することとしている。

特に、SNS（YouTube や Facebook 等）は重要な情報発信の手段であり、SNS の活用方法等を多角的に検討し、機構広報の主たるツールとして整備していく必要がある。

また、民間企業等との連携においては「民間企業等連携促進室」を中心に引き続き、企業の青少年教育への参画を促し、SDGs などの共通の目標の把握や共有に努めるとともに、その課題解決に向けた連携方策を検討する。さらに、具体的な連携方法等を取りまとめたマニュアルを作成して機構内で共有するなど、様々な分野の多くの企業との連携を可能にするための工夫や、持続可能な連携のためのネットワーク構築に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

第 10 章 業務運営の効率化に関する事項

1. 一般管理費等の削減

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、調達合理化等を推進することなどにより、一般管理費等の効率化を図っている。中期目標に掲げられた「一般管理費 15%以上、業務経費に 5%以上の効率化を図る」ことについては、平成 28 年度～令和 2 年度で一般管理費 31.2%、業務経費 26.0%の効率化を図っている。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴い、全施設において一定期間利用団体の受け入れを停止する措置を講じたことにより事業収入が大幅に減となることに対応し、光熱水費等の削減、超過勤務の抑制等の対策を実施し削減に取り組んだ。

なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないように配慮している。

表 10-1 一般管理費及び業務経費の縮減状況

(単位：千円)

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般管理費	増減率(%)	△3.0%	△6.3%	△11.0%	△14.0%	△31.2%
	増減額	△76,801	△159,022	△279,735	△354,349	△789,870
	決算額	2,456,085	2,373,864	2,253,151	2,178,537	1,743,016
業務経費	削減率(%)	△1.0%	△2.0%	△5.3%	△6.4%	△26.0%
	増減額	△21,429	△42,762	△110,681	△134,972	△546,891
	決算額	2,081,227	2,059,894	1,991,975	1,967,684	1,555,765

2. 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえ、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表している。

表 10-2 ラスパイレス指数(対国家公務員)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ラスパイレス指数	96.7	94.7	94.9	94.1	94.5

(注) ラスパイレス指数：国家公務員の給与水準を 100 とした場合の機構職員の給与水準を表すもの

3. 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図っている。

表10-3 平成27年度～令和2年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(59.2%) 148	(88.5%) 43.0	(62.6%) 174	(64.1%) 20.9	(61.4%) 162	(85.5%) 37.9	(43.8%) 91	(74.1%) 28.1
企画競争・公募	(15.6%) 39	(2.3%) 1.1	(14.4%) 40	(4.0%) 1.3	(15.2%) 40	(2.7%) 1.2	(19.7%) 41	(3.3%) 1.2
競争性のある契約(小計)	(74.8%) 187	(90.7%) 44.1	(77.0%) 214	(68.1%) 22.2	(76.5%) 202	(88.2%) 39.1	(63.5%) 132	(77.4%) 29.4
競争性のない随意契約	(25.2%) 63	(9.3%) 4.5	(23.0%) 64	(31.9%) 10.4	(23.5%) 62	(11.7%) 5.2	(36.5%) 76	(22.6%) 8.6
合 計	(100%) 250	(100%) 48.6	(100%) 278	(100%) 32.6	(100%) 264	(100%) 44.3	(100%) 208	(100%) 38.0

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(65.8%) 183	(86.0%) 35.7	(47.8%) 86	(81.5%) 31.4	(△41.9%) △62	(△26.9%) △11.6
企画競争・公募	(14.4%) 40	(2.7%) 1.1	(21.7%) 39	(3.5%) 1.3	(0%) 0	(21.7%) 0.2
競争性のある契約(小計)	(80.2%) 223	(88.7%) 36.8	(69.4%) 125	(85.0%) 32.8	(△33.2%) △62	(△25.7%) △11.3
競争性のない随意契約	(19.8%) 55	(11.3%) 4.7	(30.6%) 55	(15.0%) 5.8	(△12.7%) △8	(28.9%) 1.3
合 計	(100%) 278	(100%) 41.5	(100%) 180	(100%) 38.5	(△28.0%) △70	(△20.6%) △10.0

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減は、令和2年度対平成27年度比である。

表 10-4 平成 27 年度～令和 2 年度の一者応札・応募の状況

(単位：件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
複数者 応札・応募	件数	151 (80.7%)	182 (85.0%)	165 (81.7%)	107 (81.1%)
	金額	29.8 (67.6%)	17.1 (77.0%)	33.2 (84.9%)	24.5 (83.5%)
一者 応札・応募	件数	36 (19.3%)	32 (15.0%)	37 (18.3%)	25 (18.9%)
	金額	14.3 (32.4%)	5.1 (23.0%)	5.9 (15.1%)	4.9 (16.5%)
合 計	件数	187 (100%)	214 (100%)	202 (100%)	132 (100%)
	金額	44.1 (100%)	22.2 (100%)	39.1 (100%)	29.4 (100%)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
複数者 応札・応募	件数	164 (73.5%)	99 (79.2%)	△52(△34.4%)
	金額	25.6 (69.5%)	22.9 (69.9%)	△6.9(△23.2%)
一者 応札・応募	件数	59 (26.5%)	26 (20.8%)	△10(△27.8%)
	金額	11.2 (30.5%)	9.9 (30.1%)	△4.4(△30.8%)
合 計	件数	223 (100%)	125 (100%)	△62(△33.2%)
	金額	36.8 (100%)	32.8 (100%)	△11.3(△25.6%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争性のある契約の件数及び金額である。

(注 3) 比較増△減は、令和 2 年度対平成 27 年度比である。

4. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の 4 法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施している。中期目標に掲げられた「15 業務以上の間接業務の共同実施について検討する」ことについては、平成 28 年度から令和 2 年度の間に 17 事業を実施した。

5. 保有資産の見直し

保有資産の見直しについては、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成 25 年度に、独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会を設置し、施設等の利用状況の把握を行い、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行った。

その結果、施設等が有効利用されていることを確認するとともに、今後も継続して有効に利用されているか等、利用状況を把握していくこととした。

なお、見直しの実績として、借入先である地元自治体の要請により、平成 29 年度に室戸の一部敷地、平成 30 年度に乗鞍及び沖縄のそれぞれ一部の敷地を返還しているが、いずれも教育機能は低下しないことを確認している。

6. 自己評価

<評価と根拠>

評価：B

平成 28 年度～令和 2 年度において、一般管理費については 31.2%、業務経費については 26.0%を削減し、利用者の安全を確保しつつ、中期計画における目標を着実に実施している。

役職員の給与については、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、機構の業務の特殊性を踏まえたうえで適正な水準を維持している。

契約の適正化については、毎年度、調達等合理化計画を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ。

間接業務等の共同実施については、共同実施を決定した業務について、着実に実行するとともに、更なる業務運営の効率化を図るため、新たな対象品目及び対象業務について引き続き検討を行った。

保有資産の見直しについては、毎年度、保有資産検討委員会を開催し、施設等が有効利用されていることを確認した。

上記のとおり、所期の目標を達成していることから、B 評価とした。

<課題と対応>

一般管理費等の削減については、今後も一般管理費及び業務経費ともに削減に取り組む。

契約の適正化については、今後も調達等合理化計画に基づき、公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達の推進に努める。

間接業務等の共同実施については、引き続き対象品目及び対象業務について検討を行っていく。

保有資産の見直しについては、今後も組織的かつ不断に自主的な見直しを行う。

第 1 1 章 効果的・効率的な組織の運営

1. 各施設の役割の明確化及び運営の改善

平成 23 年 6 月に設置した「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）において取りまとめた「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告）」（平成 24 年 3 月）、「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第二次報告）」（平成 27 年 3 月）等を踏まえ、モデル的事業の開発、青少年教育指導者の養成、青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発など、国立青少年教育施設として全うすべき役割を果たすとともに、各教育施設の役割の明確化に取り組んだ。各教育施設においては、それぞれの特色や機能を踏まえて運営に努めた。

（１）各教育施設の役割の明確化

平成 30 年度に、各教育施設の特色を踏まえた施設運営を行うため、各教育施設で今後重点化すべき事項について、それぞれの教育施設の職員が話し合って検討を行った。検討にあたっては、自らの教育施設の現状や課題について整理した上で、立地環境や既存プログラムを活かした教育面の提供や、施設運営のための提案について整理し、本部において各教育施設の結果を取りまとめて機構全体で共有した。

令和元年度は、各教育施設において着手できる事項から試行実施を行った。

令和 2 年度は、地域に寄与できるプログラムの開発や充実のため、「地域の教育的課題に対応するプログラム」（特色化準備）推進事業を全教育施設において計画した。新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となったが、47 事業を実施した（第 3 章参照）。

さらに、令和 2 年度中に、各教育施設における事業の検証等を踏まえ、それぞれの教育施設の特色化を図るための教育テーマ及び施設のキャッチコピーを再設定し、令和 3 年度から運用を開始することとした。

【取組事例】ジオパークとの連携強化（花山）

花山は、平成 30 年度に、各教育施設の特色を踏まえた施設運営の検討結果の 1 つとして「ジオパークとの連携強化」を打ち出した。

以前より小学生対象の宿泊体験事業「子ども環境探検隊」を栗駒山麓ジオパーク推進協議会等の協力を得て実施してきたが、令和元年度は、栗駒山麓ジオパーク推進協議会と共催で実施した。

その結果、事前のプログラム企画段階から参画を得ることができたほか、栗駒山麓ジオパーク推進協議会をとおして、隣接地域の秋田県湯沢市ジオパーク推進協議会の協力を得ることができ、「子ども環境探検隊・栗駒山麓ジオパーク編」のプログラムに、「ゆざわジオパーク」についての学習を取り入れることができた。

また、令和元年度に花山を会場の 1 つとして実施した「全国中学生・高校生防災会議」では、事前に、花山と栗駒山麓ジオパーク推進協議会が協同して、宮城県築館高等学校の生徒を対象に、栗駒山麓ジオパークガイドの養成研修を実施した。同校生徒

は、会議の当日、他地域から来た高校生に対し、栗駒市の「荒砥沢地すべり」のガイドを務めた。

(2) 業務実績の自己点検・評価（第 9 章参照）

2. 地域と連携した施設の管理運営

(1) 地域と施設が一体となった管理運営

文部科学省の「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」の「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成 23 年 2 月）において、「新しい公共」型の管理運営（「運営協議会」方式）の導入が求められており、機構においては、前述の協力者会議の報告を踏まえ、様々な地域課題の解決方策として青少年の体験活動の機会の活用を進められるよう、地域の青少年教育団体や NPO、企業、自治体等の様々な人材を委員として委嘱する「運営協議会」方式を平成 30 年度までに全教育施設が導入した。

【取組事例】施設の運営協議会の取組（三瓶）

三瓶では、平成 29 年度より継続的に所内のプロジェクトチームに運営協議会委員がメンバーとして参画し、委員と職員が協働して所内の課題解決に取り組んでいる。

例えば、広報プロジェクトチームにおいては、日本放送協会松江放送局放送部長に参画いただき、事業をマスコミに取り上げられるための広報について指導助言を受けた。その結果、新聞報道を中心に、三瓶が取り上げられる回数が大幅に増加した。また、平成 30 年度には、委員の助言を踏まえ、スポーツ関連団体への広報活動の強化を目的に、島根県体育協会より新委員を迎えることができた。

令和元年度は、委員からの助言を踏まえ、新規利用団体の開拓と宿泊利用者の獲得を目的に、宿泊利用の先行予約について受入の見直しを行った。

以前は、学校の学習活動で利用する団体のみが先行予約の対象であったが、学校の課外活動で利用する団体についても対象とした。あわせて、利用団体のニーズを踏まえて、団体への送付資料の簡略化と、資料に掲載する情報の精選及び見直しを実施した。その結果、従来は先行予約受入対象外であった中学校・高等学校のスポーツ関連の部活動を中心に、令和 3 年度の予約として、2,900 人以上の新規申込があった。

令和 2 年度は、活動プログラムや施設の紹介及び集団宿泊学習の様子・効果等を含めた体験活動普及啓発動画を、運営協議会の協力を得て作成した。

運営協議会委員である小学校長の協力を得て、児童の活動の様子を収録したほか、運営協議会において作成過程で動画を視聴してもらい、様々な立場の委員から助言を得ることで、質の向上を図った。

(2) 全国のブロック化に向けた検討

教育施設間の連携による利用促進及び体験活動の充実を図るため、全国をブロック化した域内において、関係機関・団体等と連携の下、広域的なマネジメントを進めている。

① 広域的な観点からの全国ブロック化の検討

平成 29 年度までは「北陸・東海」や「中国・四国」等の近接する地域でのブロック化を検討していたが、平成 30 年度からは、教育施設の立地環境や特色によってグループ分けするブロック化についても検討してきた。

令和 2 年度は、第 4 期中期目標・中期計画期間に向け、地域ブロックの運用方針についてさらなる検討を行った結果、これまで各地域にある複数の教育施設が独自に運用してきた「地域ブロック」での取組を把握するとともに、各教育施設の特色に応じた「教育テーマグループ」を設置することとした。

「地域ブロック」については、各ブロックで会議や研修の年間計画を作成するとともに、国立青少年教育施設が設置されていない府県への働きかけを明確にして体験活動を普及することとした。

「教育テーマ」グループについては、各教育施設が設定した「防災教育」、「SDGs」等の教育テーマに基づいたグループを設定し、第 4 期中期目標・中期計画期間中を通じて教育テーマに関する情報共有などを行い、その成果を普及することとした。

【取組事例】S.E.A プロジェクト「海の体験活動推進プロジェクト」

平成 26 年度に職員の意見を集めた「新・機構元気プラン」に基づいた具体的取組の 1 つとして、主に低年齢期の子供を対象とした海辺の体験活動を推進する「海の体験活動プロジェクト」を平成 29 年度から令和元年度まで実施した。

海の体験活動プロジェクトチームが「8 歳までの海遊（かいゆう）教室」を企画・立案し、主に海に関する体験活動を提供している淡路・江田島・沖縄・若狭湾・室戸・大隅の 6 教育施設、公立青少年教育施設や海をフィールドにする野外教育団体等を対象に、安全管理や幼児の特性に基づいた指導方法等の勉強会を継続的に実施し、事業の普及に取り組んだ。各教育施設にて教育事業や活動プログラムとして利用者に体験を提供するとともに、平成 31 年 3 月には、「海の体験活動推進プロジェクト『8 歳までの海遊教室プログラム集』」を取りまとめ、令和元年度はこれまでの実績や勉強会を踏まえ、研修支援等においてプログラムの定着を図った。

② 広域主幹の配置等

「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成 23 年 2 月）では、現在の国立青少年教育施設について、「より効果的・効率的な施設配置を行う観点から、それぞれの施設が有する機能がある程度集約し、施設配置の在り方を見直していくことが必要である。具体的には、地域ブロックごとに拠点施設を設けることが考えられる」と指摘された。

この指摘を踏まえ、平成 24 年より広域主幹を試行的に配置してきた。教育施設の連携による利用促進及び体験活動の充実を図るため、関係機関・団体等と連携の下、広域的なマネジメントを進めている。

平成 28 年から 29 年度は広域主幹を教育施設に配置し、平成 30 年度以降は本部に配置した。年 3 回程度の広域主幹連絡会議を実施し、業務の連絡・調整等を行い、平成 30 年度からは毎月教育事業部が行っている各教育施設の利用者数に関する定例報

告に参加することとし、定期的に各教育施設の情報共有を図ることとした。

広域主幹は、各教育施設における利用者の状況やアンケートによる満足度について職員との意見交換や、各教育施設の看板事業をはじめとした教育事業の視察等を行い、各教育施設に対し、広域的な観点から助言を行った。

さらに、各教育施設所長及び広域主幹は、機構が取り組む「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動等について、公立を含む各地区の青少年教育施設協議会での広報や県を跨いで各地区の教育委員会や公立の青少年教育施設を訪問し、青少年教育施設としての教育力向上に努めた。

3. 施設の効率的な利用の促進

青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進している。中期目標に掲げられた「青少年教育団体の多様なニーズを踏まえ、毎年度平均 80%以上の『満足』の評価を得られるよう、利用者サービスの向上に取り組む」については、平成 28 年度から令和 2 年度において各年度達成している。

表 11-1 教育施設を利用した団体の満足度(全施設)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事前の情報提供	70.1%	78.9%	79.9%	80.6%	83.1%
職員の電話や窓口での対応	85.8%	89.5%	89.9%	90.0%	92.5%
教育施設を使用している総合的な満足度	81.0%	85.0%	86.2%	86.7%	89.0%

(注 1) アンケート調査の回答のうち、項目ごとの回答数と割合を算出。

(注 2) 4 段階評価の最上位評価（満足）を回答した割合を記載。

また、宿泊室稼働率については、各教育施設において、地域の実情に即し、毎年度、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、着実な実施に努めている。中期目標に掲げられた「全施設平均 55%以上を確保する」についても、平成 28 年度から令和元年度において各年度達成している。ただし、令和 2 年度については新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊室稼働率 5 割を達成することはできなかった。

表 11-2 宿泊室稼働率(センターを含む 28 教育施設)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
宿泊室稼働率	60.7%	59.2%	58.4%	58.1%	15.7%

【取組事例】利用申込みや入所時オリエンテーションの改善と円滑化

各教育施設では、アンケートの意見を踏まえつつ効率的な業務を行うため、利用受付の改善及び利用申し込みの円滑化等に取り組んでいる。

大洲では、従来、利用申込書を郵送又は FAX を中心に受理していたが、利用団体からのニーズを踏まえ、平成 29 年度にそのほとんどをメールでのやり取りに変更した。団体が記入する利用申込書については、利用者の入力ミスが多い箇所（例えば野外炊事等

の班編成など)に記入枠を設けるとともにドロップダウン機能による選択方式に変えるなど工夫することにより、利用者の入力ミスが少なくなり業務面でも効率化を図ることができた。

また、阿蘇では、入所時のオリエンテーションで使用している映像を利用団体が予め視聴できるよう、無料動画サイトに公開している。これにより、オリエンテーションの時間を短縮化することができ、到着時間の遅れた利用団体への対応等が柔軟にできるようになっている。

4. 自己評価

<評定と根拠>

評定：B

効果的・効率的な組織の運営のため、各教育施設の役割の明確化及び運営の改善をはじめ、地域と連携した施設の管理運営に努めた。

全国ブロック化に向けた検討については、広域主幹を配置するとともに、平成 29 年度までは「北陸・東海」や「中国・四国」等の近接する地域でのブロック化を検討していたが、平成 30 年度からは、教育施設の立地環境や特色によってグループ分けするブロック化についても検討した。令和 2 年度に、第 4 期中期目標・中期計画期間に向け、地域ブロックの運用方針についてさらなる検討を行い、これまで各地域の複数の教育施設が独自に運用してきた「地域ブロック」での取組の統一化を図るとともに、特色によるブロック化である「教育テーマ」グループを設置することとした。

平成 28 年度から令和 2 年度まで「毎年度平均 80%以上の『満足』を得られるよう、利用者サービスの向上に取り組む」ことについては、平均 85.5%の利用者から「満足」を得ているだけでなく、事前の情報提供や職員の電話や窓口での対応についても、数値を年々上げていることから、目標は達成している。また、「宿泊室稼働率の全施設平均 55%以上を確保する」ことについては、令和元年度までは平均 58.1%となっており、数値目標は達成していたが、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響のため、全施設平均で 15.7%に留まった。

<課題と対応>

今後も、各教育施設の組織運営において、地域と連携した取組を推進していくとともに、各教育施設の得意分野に集中し、より良質な教育を提供していくことを検討していく必要がある。

施設の効率的な利用の促進では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、学校団体利用をはじめ、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供していくために、弾力的に対応していく。

第12章 予算執行の効率化

1. 予算執行の効率化の状況

予算執行の効率化について、毎年度の年度計画において、収益化単位の業務ごと及び一般管理費を区分した「予算」、「収支計画」及び「資金計画」を策定し、計画に基づいて執行管理を行った。

その結果、業務及び管理部門の活動と運営費交付金や事業収入等の対応関係が明確になり、適切に管理できたことから、所期の計画を達成できていることを確認した。

表 12-1 各年度における予算額（合計）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	9,029,353	8,939,547	8,720,360	8,657,656	8,571,079
事業収入等	1,595,189	1,611,141	1,757,252	1,774,825	1,792,573
施設整備費補助金	184,515	21,523	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計	10,809,057	10,572,211	10,477,612	10,432,481	10,363,652
【支出】					
業務経費	4,455,519	4,442,022	4,428,663	4,415,441	4,402,355
一般管理費	6,169,023	6,108,666	6,048,949	6,017,040	5,961,297
施設整備費補助金	184,515	21,523	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計	10,809,057	10,572,211	10,477,612	10,432,481	10,363,652

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-2 各年度における決算額（合計）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	9,029,353	8,939,547	8,720,360	8,657,656	9,742,179
事業収入等	1,760,813	1,762,106	1,844,538	1,671,710	300,686
施設整備費補助金	680,473	505,745	206,920	632,720	781,629
その他	1,648,056	1,568,757	1,744,770	1,944,371	2,053,332
計	13,118,695	12,776,154	12,516,587	12,906,457	12,877,826
【支出】					
業務経費	4,984,493	4,838,121	4,775,236	4,735,122	5,012,869
一般管理費	5,873,554	5,759,555	5,631,875	5,460,296	5,043,446
施設整備費補助金	680,473	505,745	206,920	632,720	781,629
その他	353,675	266,075	315,068	418,933	111,104
計	11,892,194	11,369,496	10,929,099	11,247,071	10,949,048

（注 1）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

（注 2）各年度の収入のうち、「その他」については、大口の民間出えん金及び寄附金、前年度繰越金が含まれている。

表 12-3 各年度における予算額（青少年教育指導者等研修及び青少年研修）

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	1,584,309	1,573,486	-	-	-
事業収入等	773,710	781,144	-	-	-
施設整備費補助金	92,558	10,762	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計	2,450,577	2,365,392			
【支出】					
業務経費	1,209,200	1,202,152	-	-	-
一般管理費	1,148,819	1,152,478	-	-	-
施設整備費補助金	92,558	10,762	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計	2,450,577	2,365,392			

(注 1) 第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」を「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

(注 2) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-4 各年度における決算額（青少年教育指導者等研修及び青少年研修）

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	1,584,309	1,573,486	-	-	-
事業収入等	842,600	865,127	-	-	-
施設整備費補助金	340,237	252,872	-	-	-
その他	425,419	382,839	-	-	-
計	3,192,564	3,074,324			
【支出】					
業務経費	1,460,614	1,449,947	-	-	-
一般管理費	972,447	978,204	-	-	-
施設整備費補助金	340,237	252,872	-	-	-
その他	222,957	172,389	-	-	-
計	2,996,254	2,853,412			

(注 1) 第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」を「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

(注 2) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-5 各年度における予算額（自立する青少年の育成の推進）

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	-	-	1,035,173	1,037,178	1,022,555
事業収入等	-	-	606,308	612,371	618,495
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計			1,641,481	1,649,549	1,641,050
【支出】					
業務経費	-	-	848,486	844,092	839,447
一般管理費	-	-	792,995	805,457	801,603
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計			1,641,481	1,649,549	1,641,050

(注 1) 第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」を「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

(注 2) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-6 各年度における決算額（自立する青少年の育成の推進）

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	-	-	1,035,173	1,037,178	1,438,296
事業収入等	-	-	631,365	570,730	86,619
施設整備費補助金	-	-	73,457	224,616	277,478
その他	-	-	318,387	319,737	257,910
計			2,058,381	2,152,261	2,060,304
【支出】					
業務経費	-	-	1,005,356	996,728	1,248,855
一般管理費	-	-	668,597	654,901	624,797
施設整備費補助金	-	-	73,457	224,615	277,478
その他	-	-	139,903	176,047	46,899
計			1,887,313	2,052,291	2,198,030

(注 1) 第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」を「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

(注 2) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-7 各年度における予算額（青少年教育指導者等の養成及び資質の向上）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	-	-	423,239	423,635	417,662
事業収入等	-	-	247,647	250,124	252,625
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計			670,886	673,759	670,287
【支出】					
業務経費	-	-	346,987	344,770	342,872
一般管理費	-	-	323,899	328,989	327,415
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計			670,886	673,759	670,287

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」を「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-8 各年度における決算額（青少年教育指導者等の養成及び資質の向上）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	-	-	423,239	423,635	587,471
事業収入等	-	-	275,865	247,713	46,762
施設整備費補助金	-	-	30,003	91,744	113,336
その他	-	-	103,911	118,073	100,954
計			833,018	881,165	848,523
【支出】					
業務経費	-	-	410,639	407,114	510,096
一般管理費	-	-	273,089	267,495	255,199
施設整備費補助金	-	-	30,003	91,745	113,336
その他	-	-	63,734	68,541	14,533
計			777,464	834,895	893,164

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」を「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-9 各年度における予算額
(青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言)

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	1,359,337	1,350,050	1,251,316	1,253,377	1,235,705
事業収入等	663,586	670,222	732,694	740,021	747,421
施設整備費補助金	79,157	9,233	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
計	2,102,080	2,029,505	1,984,010	1,993,398	1,983,126
【支出】					
業務経費	1,037,237	1,031,446	1,025,715	1,020,043	1,014,429
一般管理費	985,686	988,826	958,295	973,355	968,697
施設整備費補助金	79,157	9,233	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
計	2,102,080	2,029,505	1,984,010	1,993,398	1,983,126

(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-10 各年度における決算額
(青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言)

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	1,359,337	1,350,050	1,251,316	1,253,377	1,738,107
事業収入等	722,951	722,076	751,856	680,113	103,990
施設整備費補助金	291,923	216,965	88,769	271,436	335,319
その他	296,154	292,646	316,822	322,660	298,306
計	2,670,364	2,581,737	2,408,763	2,527,586	2,475,722
【支出】					
業務経費	1,253,206	1,244,055	1,214,924	1,204,497	1,509,180
一般管理費	834,359	839,299	807,966	791,416	755,037
施設整備費補助金	291,923	216,965	88,769	271,436	335,319
その他	105,954	75,087	95,608	149,588	42,619
計	2,485,443	2,375,406	2,207,267	2,416,937	2,642,154

(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-11 各年度における予算額
 (青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進)

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	31,686	31,471	29,169	29,216	28,804
事業収入等	15,468	15,622	17,078	17,250	17,422
施設整備費補助金	1,845	215	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
計	48,999	47,308	46,247	46,466	46,226
【支出】					
業務経費	24,178	24,043	23,909	23,777	23,646
一般管理費	22,976	23,050	22,338	22,689	22,580
施設整備費補助金	1,845	215	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
計	48,999	47,308	46,247	46,466	46,226

(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-12 各年度における決算額
 (青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進)

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	31,686	31,471	29,169	29,216	40,515
事業収入等	16,852	16,832	17,526	15,853	2,424
施設整備費補助金	6,805	5,057	2,069	6,328	7,816
その他	7,078	6,889	7,227	7,521	6,954
計	62,421	60,249	55,991	58,918	57,709
【支出】					
業務経費	29,212	28,999	28,320	28,076	35,179
一般管理費	19,449	19,564	18,834	18,448	17,600
施設整備費補助金	6,805	5,057	2,069	6,328	7,816
その他	2,470	1,750	2,229	3,487	993
計	57,936	55,371	51,451	56,339	61,589

(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-13 各年度における予算額（青少年教育に関する専門的な調査研究）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	193, 286	191, 965	177, 926	178, 219	175, 706
事業収入等	94, 056	95, 300	104, 183	105, 224	106, 277
施設整備費補助金	10, 955	1, 313	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
計	298, 297	288, 578	282, 109	283, 443	281, 983
【支出】					
業務経費	147, 186	146, 663	145, 848	145, 041	144, 243
一般管理費	140, 156	140, 602	136, 261	138, 402	137, 740
施設整備費補助金	10, 955	1, 313	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
計	298, 297	288, 578	282, 109	283, 443	281, 983

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-14 各年度における決算額（青少年教育に関する専門的な調査研究）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	193, 286	191, 965	177, 926	178, 219	247, 143
事業収入等	102, 797	102, 673	106, 907	96, 706	14, 786
施設整備費補助金	41, 509	30, 850	12, 622	38, 596	47, 679
その他	45, 405	41, 633	44, 098	45, 879	42, 416
計	382, 997	367, 121	341, 553	359, 400	352, 025
【支出】					
業務経費	178, 195	176, 894	172, 751	171, 269	214, 592
一般管理費	118, 639	119, 341	114, 886	112, 532	107, 360
施設整備費補助金	41, 509	30, 850	12, 622	38, 596	47, 679
その他	18, 678	10, 677	13, 595	21, 270	6, 060
計	357, 020	337, 762	313, 854	343, 667	375, 691

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-15 各年度における予算額（青少年団体が行う活動に対する助成）

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
事業収入等	－	－	－	－	－
施設整備費補助金	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
計	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
【支出】					
業務経費	2,037,718	2,037,718	2,037,718	2,037,718	2,037,718
一般管理費	262,282	262,282	262,282	262,282	262,282
施設整備費補助金	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
計	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000

(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-16 各年度における決算額（青少年団体が行う活動に対する助成）

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
事業収入等	42,429	23,197	28,918	32,722	24,087
施設整備費補助金	－	－	－	－	－
その他	811,119	815,376	919,254	1,068,656	1,234,662
計	3,153,548	3,138,574	3,248,172	3,401,378	3,558,749
【支出】					
業務経費	2,063,265	1,938,227	1,943,246	1,927,438	1,494,967
一般管理費	274,279	277,717	234,819	236,696	227,572
施設整備費補助金	－	－	－	－	－
その他	3,615	3,500	－	－	－
計	2,341,159	2,219,444	2,178,065	2,164,134	1,722,539

(注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-17 各年度における予算額（一般管理費）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	3,560,735	3,492,575	3,503,537	3,436,031	3,390,647
事業収入等	48,369	48,853	49,342	49,835	50,333
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計	3,609,104	3,541,428	3,552,878	3,485,866	3,440,980
【支出】					
業務経費	-	-	-	-	-
一般管理費	3,609,104	3,541,428	3,552,878	3,485,866	3,440,980
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計	3,609,104	3,541,428	3,552,878	3,485,866	3,440,980

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 12-18 各年度における決算額（一般管理費）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	3,560,735	3,492,575	3,503,537	3,436,031	3,390,647
事業収入等	33,185	32,201	32,101	27,873	22,017
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
その他	62,881	29,373	35,072	61,845	112,130
計	3,656,801	3,554,150	3,570,710	3,525,749	3,524,794
【支出】					
業務経費	-	-	-	-	-
一般管理費	3,654,382	3,525,430	3,513,685	3,378,808	3,055,881
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
その他	-	2,672	-	-	-
計	3,654,382	3,528,102	3,513,685	3,378,808	3,055,881

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

2. 自己評価

<評価と根拠>

評価：B

予算執行の効率化について、毎年度の年度計画において、収益化単位の業務ごと及び一般管理費を区分し、計画に基づいて執行管理を行った結果、業務及び管理部門の活動と運営費交付金や事業収入等の対応関係が明確になり、適切に管理ができたことから、B評価とした。

<課題と対応>

限られた財源の活用のため、今後とも適切に管理していく必要がある。

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

表 13-1 事業収入等の状況

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業収入等の予算額	1,595,189	1,611,141	1,757,252	1,774,825	1,792,573
事業収入等の決算額	1,760,813	1,762,106	1,844,538	1,671,710	300,686
増減額	165,624	150,965	87,286	△103,115	△1,491,887
予算額に対する決算額の割合	110.4%	109.4%	105.0%	94.2%	16.8%

平成 28 年度は、新規利用獲得のための広報等、利用者確保のための取組を行った結果、事業収入等 1,760,813 千円（対予算比 10.4%増）を確保した。

平成 29 年度は、センターの施設利用料について、料金改定を行い、事業収入等 1,762,106 千円（対予算比 9.4%増）を確保した。

平成 30 年度は、センターを除く教育施設のシーツ等洗濯料について、料金改定を行い、事業収入等 1,844,538 千円（対予算比 5.0%増）を確保した。

令和元年度は、センターの自動販売機に係る設置形態の変更により事業収入等を確保したが、文部科学省から新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、受入停止等の要請があり、令和 2 年 2 月 28 日から団体の受入停止措置を講じたため、事業収入等は、1,671,710 千円（対予算比 5.8%減）の確保に留まった。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための緊急事態宣言の発出等に伴う教育事業の中止及び利用団体の受入停止の措置を実施したため、利用者数の大幅な減となり、事業収入等は、300,686 千円（対令和 2 年度予算比 83.2%減、対平成 27 年度予算比 80.1%減）の確保に留まった。

なお、これまでの機構の健全な青少年の育成等に関する取組が最大限評価されたことにより、平成 28～令和 2 年度の各年度において、大口の民間出えん金（8 億円）及び寄附金（2 億円）を受入れている。

なお、固定経費について、外部委託費等に関し、競争性を確保することにより削減した。

表 13-2 予算に対する実績（合計）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	9,029,353	8,939,547	8,720,360	8,657,656	9,742,179
事業収入等	1,760,813	1,762,106	1,844,538	1,671,710	300,686
施設整備費補助金	680,473	505,745	206,920	632,720	781,629
寄附金収入	242,935	230,792	229,926	231,418	274,370
受取利息	1	-	-	-	0
雑益	80,295	62,651	62,410	81,055	95,145
受託収入	87,491	49,815	44,822	43,809	759
補助金	2,254	441	754	2,250	1,371
民間出えん金	807,480	806,963	807,101	805,639	803,075
前年度繰越金	427,599	418,095	599,756	780,200	878,611
計	13,118,695	12,776,154	12,516,587	12,906,457	12,877,826
【支出】					
業務経費	4,984,493	4,838,121	4,775,236	4,735,122	5,012,869
年研修者青少年 研修及び等 青少年教育指 導者等 自立する青少年 の育成の推進	1,460,614	1,449,947	1,005,356	996,728	1,248,855
青少年教育指導 者等の養成及び 資質の向上			410,639	407,114	510,096
青少年教育指導者等 研修及び青少年研修に 対する指導及び助言	1,253,206	1,244,055	1,214,924	1,204,497	1,509,180
青少年教育に関する 施設及び団体相互間の 連絡及び協力の促進	29,212	28,999	28,320	28,076	35,179
青少年教育に関する 専門的な調査研究	178,195	176,894	172,751	171,269	214,592
青少年教育団体が行う 活動に対する助成	2,063,265	1,938,227	1,943,246	1,927,438	1,494,967
一般管理費	5,873,554	5,759,555	5,631,875	5,460,296	5,043,446
人件費	4,026,302	3,900,869	3,939,780	3,997,673	3,869,837
管理運営経費	1,847,253	1,858,687	1,692,096	1,462,623	1,173,609
受託事業費	87,491	55,583	54,744	47,851	764
補助金事業費	2,254	441	754	2,250	1,371
寄附金事業費等	263,930	210,051	259,571	368,832	108,969
施設整備費補助金	680,473	505,745	206,920	632,720	781,629
計	11,892,194	11,369,496	10,929,099	11,247,071	10,949,048

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 のセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

（１）収入の主な増減理由

- ①事業収入：センターの施設使用料金の改定、地方教育施設のシーツ等洗濯料の改定、センターの自動販売機の設置形態の変更による増。
ただし、令和２年度については、新型コロナウイルスの感染症拡大防止による教育施設の受入停止に伴う減。
- ②大口の民間出えん金及び寄附金の受け入れによる増。

（２）支出の主な増減理由

- ①寄附金事業等：大口寄附金を財源とした事業費の増。
- ②一般管理費：競争性の確保による外部委託費等固定経費の減。
また、令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による教育施設の受入停止に伴う光熱水費及び人件費（超過勤務）等の減。

表 13-3 予算に対する実績（青少年教育指導者等研修及び青少年研修）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	1,584,309	1,573,486	-	-	-
事業収入等	842,600	865,127	-	-	-
施設整備費補助金	340,237	252,872	-	-	-
寄附金収入	121,418	115,396	-	-	-
受取利息	-	-	-	-	-
雑益	4,081	10,597	-	-	-
受託収入	83,878	49,815	-	-	-
補助金	2,254	441	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度繰越金	213,788	206,590	-	-	-
計	3,192,564	3,074,324	-	-	-
【支出】					
業務経費	1,460,614	1,449,947	-	-	-
研修 及び 青少年 教育 指導 者 等 自立する青少年の育成 の推進	1,460,614	1,449,947	-	-	-
			-	-	-
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	-	-	-	-	-
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	-	-
青少年教育に関する専門的な調査研究	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	-
一般管理費	972,447	978,204	-	-	-
人件費	972,447	978,204	-	-	-
管理運営経費	-	-	-	-	-
受託事業費	83,878	55,583	-	-	-
補助金事業費	2,254	441	-	-	-
寄附金事業費等	136,825	116,365	-	-	-
施設整備費補助金	340,237	252,872	-	-	-
計	2,996,254	2,853,412	-	-	-

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-4 予算に対する実績（自立する青少年の育成の推進）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	-	-	1,035,173	1,037,178	1,438,296
事業収入等	-	-	631,365	570,730	86,619
施設整備費補助金	-	-	73,457	224,616	277,478
寄附金収入	-	-	81,624	87,768	102,089
受取利息	-	-	-	-	-
雑益	-	-	28,185	32,503	33,278
受託収入	-	-	44,822	34,793	632
補助金	-	-	754	1,283	1,371
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度繰越金	-	-	163,002	163,390	120,541
計	-	-	2,058,381	2,152,261	2,060,304
【支出】					
業務経費	-	-	1,005,356	996,728	1,248,855
研修者等 研修及び青少年 青少年教育指導 自立する青少年の育成の推進 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	1,005,356	996,728	1,248,855
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	-	-	-	-	-
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	-	-
青少年教育に関する専門的な調査研究	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	-
一般管理費	-	-	668,597	654,901	624,797
人件費	-	-	668,597	654,901	624,797
管理運営経費	-	-	-	-	-
受託事業費	-	-	43,466	37,509	636
補助金事業費	-	-	754	1,283	1,371
寄附金事業費等	-	-	95,683	137,255	44,892
施設整備費補助金	-	-	73,457	224,615	277,478
計	-	-	1,887,313	2,052,291	2,198,030

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-5 予算に対する実績（青少年教育指導者等の養成及び資質の向上）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	-	-	423,239	423,635	587,471
事業収入等	-	-	275,865	247,713	46,762
施設整備費補助金	-	-	30,003	91,744	113,336
寄附金収入	-	-	33,339	32,293	38,730
受取利息	-	-	-	-	-
雑益	-	-	3,993	9,810	12,861
受託収入	-	-	-	9,016	128
補助金	-	-	-	217	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度繰越金	-	-	66,578	66,737	49,235
計	-	-	833,018	881,165	848,523
【支出】					
業務経費	-	-	410,639	407,114	510,096
年 研 導 青 研 修 者 少 修 及 等 び 青 年 少 教 育 指 自立する青少年の育成の推進 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	-	-	-	-	-
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	-	-
青少年教育に関する専門的な調査研究	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	-
一般管理費	-	-	273,089	267,495	255,199
人件費	-	-	273,089	267,495	255,199
管理運営経費	-	-	-	-	-
受託事業費	-	-	11,278	10,342	128
補助金事業費	-	-	-	217	-
寄附金事業費等	-	-	52,456	57,982	14,405
施設整備費補助金	-	-	30,003	91,745	113,336
計	-	-	777,464	834,895	893,164

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

第13章 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

表 13-6 予算に対する実績（青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言）
（単位：千円）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】						
運営費交付金		1, 359, 337	1, 350, 050	1, 251, 316	1, 253, 377	1, 738, 107
事業収入等		722, 951	722, 076	751, 856	680, 113	103, 990
施設整備費補助金		291, 923	216, 965	88, 769	271, 436	335, 319
寄附金収入		104, 176	99, 010	98, 638	95, 544	114, 587
受取利息		－	－	－	－	－
雑益		8, 548	16, 382	21, 204	29, 023	38, 051
受託収入		－	－	－	－	－
補助金		－	－	－	644	－
民間出えん金		－	－	－	－	－
前年度繰越金		183, 430	177, 255	196, 980	197, 449	145, 668
計		2, 670, 364	2, 581, 737	2, 408, 763	2, 527, 586	2, 475, 722
【支出】						
業務経費		1, 253, 206	1, 244, 055	1, 214, 924	1, 204, 497	1, 509, 180
年 研 導 青 研 修 者 少 修 及 等 年 び 青 教 育 青 少 指	自立する青少年の育成 の推進	－	－	－	－	－
	青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上			－	－	－
	青少年教育指導者等研修及び青少年研修 に対する指導及び助言	1, 253, 206	1, 244, 055	1, 214, 924	1, 204, 497	1, 509, 180
	青少年教育に関する施設及び団体相互間 の連絡及び協力の促進	－	－	－	－	－
	青少年教育に関する専門的な調査研究	－	－	－	－	－
	青少年教育団体が行う活動に対する助成	－	－	－	－	－
一般管理費		834, 359	839, 299	807, 966	791, 416	755, 037
人件費		834, 359	839, 299	807, 966	791, 416	755, 037
管理運営経費		－	－	－	－	－
受託事業費		－	－	－	－	－
補助金事業費		－	－	－	644	－
寄附金事業費等		105, 954	75, 087	95, 608	148, 944	42, 619
施設整備費補助金		291, 923	216, 965	88, 769	271, 436	335, 319
計		2, 485, 443	2, 375, 406	2, 207, 267	2, 416, 937	2, 642, 154

(注1) 第3期中期計画及び平成30年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の2つのセグメント区分に変更した。

(注2) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-7 予算に対する実績（青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進）
（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	31,686	31,471	29,169	29,216	40,515
事業収入等	16,852	16,832	17,526	15,853	2,424
施設整備費補助金	6,805	5,057	2,069	6,328	7,816
寄附金収入	2,428	2,308	2,299	2,227	2,671
受取利息	-	-	-	-	-
雑益	224	449	336	676	887
受託収入	-	-	-	-	-
補助金	-	-	-	15	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度繰越金	4,276	4,132	4,592	4,603	3,396
計	62,271	60,249	55,991	58,918	57,709
【支出】					
業務経費	29,212	28,999	28,320	28,076	35,179
少 研 指 青 年 修 導 少 研 及 年 育 修 者 年 成 び 等 教 青 育	自立する青少年の育成 の推進		-	-	-
	青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上	-	-	-	-
青少年教育指導者等 研修及び青少年研修に 対する指導及び助言	-	-	-	-	-
青少年教育に関する 施設及び団体相互間の 連絡及び協力の促進	29,212	28,999	28,320	28,076	35,179
青少年教育に関する 専門的な調査研究	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う 活動に対する助成	-	-	-	-	-
一般管理費	19,449	19,564	18,834	18,448	17,600
人件費	19,449	19,564	18,834	18,448	17,600
管理運営経費	-	-	-	-	-
受託事業費	-	-	-	-	-
補助金事業費	-	-	-	15	-
寄附金事業費等	2,470	1,750	2,229	3,472	993
施設整備費補助金	6,805	5,057	2,069	6,328	7,816
計	57,936	55,371	51,451	56,339	61,589

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-8 予算に対する実績（青少年教育に関する専門的な調査研究）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	193,286	191,965	177,926	178,219	247,143
事業収入等	102,797	102,673	106,907	96,706	14,786
施設整備費補助金	41,509	30,850	12,622	38,596	47,679
寄附金収入	14,813	14,078	14,025	13,585	16,293
受取利息	-	-	-	-	-
雑益	898	2,350	2,063	4,127	5,411
受託収入	3,612	-	-	-	-
補助金	-	-	-	91	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度繰越金	26,082	25,204	28,009	28,075	20,713
計	382,997	367,121	341,553	359,400	352,025
【支出】					
業務経費	178,195	176,894	172,751	171,269	214,592
少年研修 指導者等 青少年教育 自立する青少年の育成の推進 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	-	-	-	-	-
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	-	-
青少年教育に関する専門的な調査研究	178,195	176,894	172,751	171,269	214,592
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	-
一般管理費	118,639	119,341	114,886	112,532	107,360
人件費	118,639	119,341	114,886	112,532	107,360
管理運営経費	-	-	-	-	-
受託事業費	3,612	-	-	-	-
補助金事業費	-	10,677	-	91	-
寄附金事業費等	15,066	30,850	13,595	21,179	6,060
施設整備費補助金	41,509	337,762	12,622	38,596	47,679
計	357,020	119,341	313,854	343,667	375,691

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-9 予算に対する実績（青少年教育団体が行う活動に対する助成）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
事業収入等	42,429	23,197	28,918	32,722	24,087
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
寄附金収入	100	-	-	-	-
受取利息	-	-	-	-	-
雑益	3,515	3,500	-	-	-
受託収入	-	-	-	-	-
補助金	-	-	-	-	-
民間出えん金	807,480	806,963	807,101	805,639	803,075
前年度繰越金	24	4,914	112,153	263,017	431,587
計	3,153,548	3,138,574	3,248,172	3,401,378	3,558,749
【支出】					
業務経費	2,063,265	1,938,227	1,943,246	1,927,438	1,494,967
年研修 指導者等 研修及び青少年 自立する青少年の育成の推進 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等 研修及び青少年研修に 対する指導及び助言	-	-	-	-	-
青少年教育に関する 施設及び団体相互間の 連絡及び協力の促進	-	-	-	-	-
青少年教育に関する 専門的な調査研究	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う 活動に対する助成	2,063,265	1,938,227	1,943,246	1,927,438	1,494,967
一般管理費	274,279	277,717	234,819	236,696	227,572
人件費	274,279	277,717	234,819	236,696	227,572
管理運営経費	-	-	-	-	-
受託事業費	-	-	-	-	-
補助金事業費	-	-	-	-	-
寄附金事業費等	3,615	3,500	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
計	2,341,159	2,219,444	2,178,065	2,164,134	1,722,539

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-10 予算に対する実績（一般管理費）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【収入】					
運営費交付金	3,560,735	3,492,575	3,503,537	3,436,031	3,390,647
事業収入等	33,184	32,201	32,101	27,873	22,017
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
寄附金収入	-	-	-	-	-
受取利息	1	0	0	-	0
雑益	63,030	29,373	6,628	4,916	4,657
受託収入	-	-	-	-	-
補助金	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度繰越金	-	-	28,443	56,929	107,473
計	3,656,951	3,554,150	3,570,710	3,525,749	3,524,794
【支出】					
業務経費	-	-	-	-	-
年 研 導 青 研 修 者 少 修 及 等 び 青 年 少 教 育 少 指	自立する青少年の育成 の推進		-	-	-
	青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上	-	-	-	-
青少年教育指導者等 研修及び青少年研修に 対する指導及び助言	-	-	-	-	-
青少年教育に関する 施設及び団体相互間の 連絡及び協力の促進	-	-	-	-	-
青少年教育に関する 専門的な調査研究	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う 活動に対する助成	-	-	-	-	-
一般管理費	3,654,382	3,525,430	3,513,685	3,378,808	3,055,881
人件費	1,807,130	1,666,744	1,821,590	1,916,185	1,882,271
管理運営経費	1,847,253	1,858,687	1,692,096	1,462,623	1,173,609
受託事業費	-	-	-	-	-
補助金事業費	-	-	-	-	-
寄附金事業費等	-	2,672	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-	-	-
計	3,654,382	3,528,102	3,513,685	3,378,808	3,055,881

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

2. 収支計画

表 13-11 収支計画に対する実績（合計）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【費用の部】	11,675,966	10,984,110	10,676,908	11,908,503	9,343,658
経常費用	11,675,966	10,984,110	10,676,908	10,888,264	9,332,495
業務経費	7,883,630	7,339,231	7,025,754	7,096,529	6,128,910
一般管理費	3,465,455	3,328,820	3,327,346	3,489,690	2,930,159
受託経費	87,491	55,583	50,220	47,851	764
減価償却費	239,390	260,476	273,588	254,194	272,663
臨時損失	-	-	-	1,020,239	11,164
【収益の部】	11,675,138	10,984,475	10,677,299	11,885,745	9,792,870
経常収益	11,675,138	10,984,475	10,677,299	10,865,506	8,662,334
運営費交付金収益	8,854,430	8,619,778	8,392,018	7,788,590	7,510,993
事業収入等	1,760,813	1,762,106	1,844,538	1,671,710	300,686
受託収入	87,491	49,815	44,822	43,809	759
補助金等収益	2,254	441	754	2,250	1,371
施設費収益	585,153	211,780	7,336	165,787	85,517
寄附金収益	168,163	123,035	157,750	221,253	80,548
雑益	80,295	62,651	62,410	81,055	95,145
引当金見返りに係る収益	-	-	-	722,803	402,893
資産見返運営費交付金戻入	127,404	137,780	143,927	134,764	144,214
資産見返物品受贈額戻入	934	-	-	398	-
資産見返寄附金戻入	8,199	17,090	23,745	33,087	40,208
臨時利益	-	-	-	1,020,239	1,130,536

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

（１）費用の部の主な増減要因

業 務 経 費：大口寄附金を財源とした事業費の増。

ただし、令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による教育施設の受入停止に伴う事業費等の減。

一 般 管 理 費：競争性の確保による外部委託費等固定経費の減。

また、令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による教育施設の受入停止に伴う光熱水費及び人件費（超過勤務）等の減。

（２）収益の部の主な増減要因

寄 附 金 収 益：大口寄附金の受け入れによる増。

表 13-12 収支計画に対する実績（青少年教育指導者等研修及び青少年研修）（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【費用の部】	2,900,512	2,673,636	-	-	-
経常費用	2,900,512	2,673,636	-	-	-
業務経費	2,774,960	2,572,306	-	-	-
一般管理費	-	-	-	-	-
受託経費	83,878	55,583	-	-	-
減価償却費	41,674	45,747	-	-	-
【収益の部】	2,900,455	2,673,644	-	-	-
経常収益	2,900,455	2,673,644	-	-	-
運営費交付金収益	1,543,105	1,529,241	-	-	-
事業収入等	842,600	865,127	-	-	-
受託収入	83,878	49,815	-	-	-
補助金等収益	2,254	441	-	-	-
施設費収益	292,577	105,890	-	-	-
寄附金収益	89,406	66,613	-	-	-
雑益	4,081	10,597	-	-	-
資産見返運営費交付金戻入	38,110	37,376	-	-	-
資産見返物品受贈額戻入	345	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	4,099	8,545	-	-	-

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-13 収支計画に対する実績（自立する青少年の育成の推進）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【費用の部】	-	-	1,816,455	1,878,942	1,625,999
経常費用	-	-	1,816,455	1,834,692	1,625,999
業務経費	-	-	1,740,910	1,759,855	1,580,480
一般管理費	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	39,930	37,509	636
減価償却費	-	-	35,615	37,328	44,882
臨時損失	-	-	-	44,250	-
【収益の部】	-	-	1,816,588	1,858,458	1,302,005
経常収益	-	-	1,816,588	1,814,208	1,284,907
運営費交付金収益	-	-	1,010,852	948,830	1,011,001
事業収入等	-	-	631,362	570,729	86,619
受託収入	-	-	44,822	34,793	632
補助金等収益	-	-	754	1,282	1,371
施設費収益	-	-	2,604	58,854	30,358
寄附金収益	-	-	62,392	84,160	33,282
雑益	-	-	28,185	32,503	33,278
引当金見返りに係る収益	-	-	-	45,765	43,541
資産見返運営費交付金戻入	-	-	27,186	25,147	30,678
資産見返物品受贈額戻入	-	-	-	398	-
資産見返寄附金戻入	-	-	8,429	11,746	14,148
臨時利益	-	-	-	44,250	17,098

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-14 収支計画に対する実績（青少年教育指導者等の養成及び資質の向上）（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【費用の部】	-	-	730,164	764,819	664,169
經常費用	-	-	730,164	746,745	664,169
業務経費	-	-	705,327	721,156	645,709
一般管理費	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	10,290	10,342	128
減価償却費	-	-	14,547	15,247	18,332
臨時損失	-	-	-	18,074	-
【収益の部】	-	-	730,210	761,162	538,796
經常収益	-	-	730,210	743,088	531,813
運営費交付金収益	-	-	413,305	387,549	412,943
事業収入等	-	-	275,864	247,713	46,762
受託収入	-	-	-	9,016	128
補助金等収益	-	-	-	218	-
施設費収益	-	-	1,064	24,039	12,400
寄附金収益	-	-	21,437	30,819	10,626
雑益	-	-	3,993	9,810	12,861
引当金見返りに係る収益	-	-	-	18,693	17,784
資産見返運営費交付金戻入	-	-	11,104	10,434	12,530
資産見返物品受贈額戻入	-	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	-	-	3,443	4,798	5,779
臨時利益	-	-	-	18,074	6,984

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-15 収支計画に対する実績（青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【費用の部】	2,410,467	2,229,205	2,104,419	2,216,984	1,953,009
経常費用	2,410,467	2,229,205	2,104,419	2,163,509	1,953,009
業務経費	2,374,710	2,189,955	2,061,380	2,118,400	1,898,771
一般管理費	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	-	-	-
減価償却費	35,757	39,251	43,039	45,109	54,238
臨時損失	-	-	-	53,475	-
【収益の部】	2,410,511	2,229,209	2,104,593	2,172,541	1,559,356
経常収益	2,410,511	2,229,209	2,104,593	2,119,066	1,538,694
運営費交付金収益	1,323,984	1,312,087	1,221,925	1,146,613	1,221,742
事業収入等	722,951	722,076	751,852	680,113	103,990
受託収入	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	-	-	643	-
施設費収益	251,031	90,854	3,147	71,123	36,687
寄附金収益	67,487	48,410	63,424	91,184	31,437
雑益	8,548	16,382	21,204	29,023	38,051
引当金見返りに係る収益	-	-	-	55,305	52,617
資産見返運営費交付金戻入	32,698	32,069	32,853	30,869	37,073
資産見返物品受贈額戻入	296	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	3,517	7,331	10,186	14,194	17,097
臨時利益	-	-	-	53,475	20,662

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-16 収支計画に対する実績（青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【費用の部】	56,188	51,963	48,901	51,506	45,525
経常費用	56,188	51,963	48,901	50,260	45,525
業務経費	55,355	51,048	47,897	49,209	44,260
一般管理費	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	-	-	-
減価償却費	833	915	1,003	1,052	1,264
臨時損失	-	-	-	1,246	-
【収益の部】	56,214	52,031	48,901	50,641	36,348
経常収益	56,214	52,031	48,901	49,395	35,867
運営費交付金収益	30,862	30,586	28,484	26,727	28,479
事業収入等	16,852	16,832	17,526	15,853	2,424
受託収入	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	-	-	15	-
施設費収益	5,852	2,118	73	1,658	855
寄附金収益	1,573	1,128	1,478	2,125	733
雑益	224	449	336	676	887
引当金見返りに係る収益	-	-	-	1,289	1,227
資産見返運営費交付金戻入	762	748	766	720	864
資産見返物品受贈額戻入	7	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	82	171	237	331	399
臨時利益	-	-	-	1,246	482

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-17 収支計画に対する実績（青少年教育に関する専門的な調査研究）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【費用の部】	346,031	316,973	298,294	314,189	277,701
經常費用	346,031	316,973	298,294	306,585	277,701
業務経費	337,334	311,392	292,174	300,171	269,988
一般管理費	-	-	-	-	-
受託経費	3,612	-	-	-	-
減価償却費	5,084	5,581	6,120	6,414	7,712
臨時損失	-	-	-	7,604	-
【収益の部】	346,048	316,995	298,303	308,916	221,726
經常収益	346,048	316,995	298,303	301,312	218,788
運営費交付金収益	188,259	186,567	173,747	163,038	173,721
事業収入等	102,797	102,673	106,907	96,706	14,786
受託収入	3,612	-	-	-	-
補助金等収益	-	-	-	92	-
施設費収益	35,694	12,919	448	10,113	5,217
寄附金収益	9,596	6,883	9,018	12,965	4,470
雑益	898	2,350	2,063	4,127	5,411
引当金見返りに係る収益				7,864	7,482
資産見返運営費交付金戻入	4,649	4,560	4,671	4,389	5,271
資産見返物品受贈額戻入	42	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	500	1,042	1,448	2,018	2,431
臨時利益	-	-	-	7,604	2,938

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-18 収支計画に対する実績（青少年教育団体が行う活動に対する助成）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【費用の部】	2,352,936	2,226,319	2,185,312	2,180,330	1,707,894
經常費用	2,352,936	2,226,319	2,185,312	2,166,337	1,707,894
業務経費	2,341,271	2,214,530	2,178,065	2,147,738	1,689,700
一般管理費	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	-	-	-
減価償却費	11,666	11,788	7,246	18,599	18,194
臨時損失	-	-	-	13,993	-
【収益の部】	2,352,824	2,226,319	2,185,312	2,180,352	2,742,609
經常収益	2,352,824	2,226,319	2,185,312	2,166,359	1,709,580
運営費交付金収益	2,295,115	2,187,833	2,149,139	2,117,441	1,668,018
事業収入等	42,429	23,197	28,926	32,722	24,087
受託収入	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	-	-	-	-
施設費収益	-	-	-	-	-
寄附金収益	100	-	-	-	-
雑益	3,515	3,500	-	-	-
引当金見返りに係る収益	-	-	-	13,559	15,260
資産見返運営費交付金戻入	11,666	11,788	7,246	2,636	2,215
資産見返物品受贈額戻入	-	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	-	-	-	-	-
臨時利益	-	-	-	13,993	1,033,029

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-19 収支計画に対する実績（一般管理費）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【費用の部】	3,609,831	3,486,014	3,493,365	4,501,733	3,069,362
経常費用	3,609,831	3,486,014	3,493,365	3,620,136	3,058,199
業務経費	-	-	-	-	-
一般管理費	3,465,455	3,328,820	3,327,346	3,489,690	2,930,159
受託経費	-	-	-	-	-
減価償却費	144,376	157,194	166,018	130,445	128,040
臨時損失	-	-	-	881,597	11,164
【収益の部】	3,609,085	3,486,278	3,493,394	4,553,675	3,392,028
経常収益	3,609,085	3,486,278	3,493,394	3,672,078	3,342,685
運営費交付金収益	3,473,106	3,373,463	3,394,565	2,998,392	2,995,091
事業収入等	33,185	32,201	32,101	27,874	22,017
受託収入	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	-	-	-	-
施設費収益	-	-	-	-	-
寄附金収益	-	-	-	-	-
雑益	63,030	29,373	6,628	4,916	4,657
引当金見返りに係る収益	-	-	-	580,328	264,983
資産見返運営費交付金戻入	39,518	51,239	60,100	60,569	55,583
資産見返物品受贈額戻入	245	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	-	-	-	-	355
臨時利益	-	-	-	881,597	49,343

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

3. 資金計画

表 13-20 資金計画に対する実績の状況（合計）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【資金支出】	15,693,003	15,253,778	14,881,086	15,265,603	16,419,494
業務活動による支出	11,572,514	10,933,197	10,363,976	10,663,216	8,839,667
投資活動による支出	1,207,589	1,252,466	1,316,012	1,028,343	3,910,828
財務活動による支出	104,744	106,603	108,243	90,296	89,469
翌年度への繰越額	2,808,156	2,961,512	3,092,855	3,483,748	3,579,530
【資金収入】	15,693,003	15,253,778	14,881,086	15,265,603	16,419,494
業務活動による収入	11,213,847	11,094,899	10,898,097	10,706,250	10,461,270
運営費交付金による収入	9,029,353	8,939,547	8,720,360	8,657,656	9,742,179
事業収入等	1,739,571	1,756,173	1,817,858	1,669,833	278,956
受託収入	87,159	87,491	50,212	45,285	43,581
補助金等収入	2,530	431	418	2,250	1,371
寄附金収入	259,868	230,792	229,926	231,418	274,370
その他収入	95,366	80,466	79,322	99,809	120,813
投資活動による収入	680,581	543,760	214,376	660,858	1,671,401
施設整備費補助金による収入	680,473	505,745	206,920	652,366	857,760
有形固定資産の 売却による収入	108	615	16	32	-
有価証券の償還による収入	-	37,400	7,440	8,460	-
長期性預金の償還による収入	-	-	-	-	813,641
財務活動による収入	807,480	806,963	807,101	805,639	803,075
民間出えん金	807,480	806,963	807,101	805,639	803,075
前年度からの繰越額	2,991,094	2,808,156	2,961,512	3,092,855	3,483,748

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

（１）資金支出の主な増減要因

- ①投資活動による支出：令和２年度については、満期保有目的債権の購入による増、及び、補正工事による固定資産の増。

（２）資金収入の主な増減要因

①投資活動による収入

施設整備費補助金による収入：補正予算に伴う施設整備費補助金事業の増。

②財務活動による収入：民間出えん金の増。

表 13-21 資金計画に対する実績の状況（青少年教育指導者等研修及び青少年研修）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【資金支出】	2,977,276	2,898,752	-	-	-
業務活動による支出	2,854,661	2,727,879	-	-	-
投資活動による支出	122,615	170,873	-	-	-
財務活動による支出	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-
【資金収入】	2,977,276	2,898,752	-	-	-
業務活動による収入	2,637,040	2,645,619	-	-	-
運営費交付金による収入	1,584,309	1,573,486	-	-	-
事業収入等	817,405	865,693	-	-	-
受託収入	87,159	87,491	-	-	-
補助金等収入	2,530	431	-	-	-
寄附金収入	129,934	115,396	-	-	-
その他収入	15,703	3,123	-	-	-
投資活動による収入	340,237	253,132	-	-	-
施設整備費補助金による収入	340,237	252,872	-	-	-
有形固定資産の 売却による収入	-	260	-	-	-
有価証券の償還による収入	-	-	-	-	-
長期性預金の償還による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度からの繰越額	-	-	-	-	-

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-22 資金計画に対する実績の状況（自立する青少年の育成の推進）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【資金支出】	-	-	1,875,768	1,987,673	1,978,378
業務活動による支出	-	-	1,735,440	1,951,694	1,135,783
投資活動による支出	-	-	140,327	35,979	842,595
財務活動による支出	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-
【資金収入】	-	-	1,875,768	1,987,673	1,978,378
業務活動による収入	-	-	1,802,305	1,756,072	1,673,873
運営費交付金による収入	-	-	1,035,173	1,037,179	1,438,296
事業収入等	-	-	627,515	581,294	84,108
受託収入	-	-	50,212	45,285	43,581
補助金等収入	-	-	418	1,283	1,371
寄附金収入	-	-	81,624	87,768	102,089
その他収入	-	-	7,364	3,264	4,428
投資活動による収入	-	-	73,462	231,601	304,505
施設整備費補助金による収入	-	-	73,457	231,590	304,505
有形固定資産の売却による収入	-	-	6	11	-
有価証券の償還による収入	-	-	-	-	-
長期性預金の償還による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度からの繰越額	-	-	-	-	-

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-23 資金計画に対する実績の状況（青少年教育指導者等の養成及び資質の向上）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【資金支出】	-	-	761,824	803,784	796,814
業務活動による支出	-	-	704,510	789,058	452,684
投資活動による支出	-	-	57,314	14,726	344,130
財務活動による支出	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-
【資金収入】	-	-	761,824	803,784	796,814
業務活動による収入	-	-	731,818	709,186	672,439
運営費交付金による収入	-	-	423,239	423,634	587,471
事業収入等	-	-	274,293	252,028	45,737
受託収入	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	218	-
寄附金収入	-	-	33,339	32,293	38,730
その他収入	-	-	947	1,012	502
投資活動による収入	-	-	30,006	94,598	124,375
施設整備費補助金による収入	-	-	30,003	94,593	124,375
有形固定資産の 売却による収入	-	-	2	5	-
有価証券の償還による収入	-	-	-	-	-
長期性預金の償還による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度からの繰越額	-	-	-	-	-

（注 1）第 3 期中期計画及び平成 30 年度計画を変更したことにより、「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」のセグメントを「自立する青少年の育成の推進」及び「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」の 2 つのセグメント区分に変更した。

（注 2）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-24 資金計画に対する実績の状況（青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【資金支出】	2,467,283	2,394,792	2,194,078	2,318,143	2,328,563
業務活動による支出	2,362,079	2,248,184	2,024,949	2,269,660	1,314,935
投資活動による支出	105,204	146,609	169,128	48,483	1,013,628
財務活動による支出	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-
【資金収入】	2,467,283	2,394,792	2,194,078	2,318,143	2,328,563
業務活動による収入	2,175,360	2,177,605	2,105,302	2,038,264	1,960,584
運営費交付金による収入	1,359,337	1,350,050	1,251,316	1,253,377	1,738,107
事業収入等	701,334	725,552	745,885	685,705	106,406
受託収入	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	644	-
寄附金収入	111,484	99,010	98,638	95,544	114,587
その他収入	3,205	2,994	9,463	2,995	1,484
投資活動による収入	291,923	217,187	88,776	279,879	367,979
施設整備費補助金による収入	291,923	216,965	88,769	279,865	367,979
有形固定資産の売却による収入	-	223	7	14	-
有価証券の償還による収入	-	-	-	-	-
長期性預金の償還による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度からの繰越額	-	-	-	-	-

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-25 資金計画に対する実績の状況（青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【資金支出】	57,508	55,745	51,020	54,203	54,151
業務活動による支出	55,055	52,328	47,044	53,448	30,178
投資活動による支出	2,452	3,417	3,976	755	23,973
財務活動による支出	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-
【資金収入】	57,508	55,745	51,020	54,203	54,151
業務活動による収入	50,703	50,682	48,951	47,679	45,574
運営費交付金による収入	31,686	31,471	29,169	29,216	40,515
事業収入等	16,348	16,843	17,417	16,151	2,353
受託収入	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	15	-
寄附金収入	2,599	2,308	2,299	2,227	2,671
その他収入	70	60	65	70	35
投資活動による収入	6,805	5,063	2,069	6,524	8,578
施設整備費補助金による収入	6,805	5,057	2,069	6,524	8,578
有形固定資産の 売却による収入	-	5	-	-	-
有価証券の償還による収入	-	-	-	-	-
長期性預金の償還による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度からの繰越額	-	-	-	-	-

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-26 資金計画に対する実績の状況（青少年教育に関する専門的な調査研究）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【資金支出】	350,798	340,036	311,221	330,640	330,326
業務活動による支出	335,141	319,190	287,122	324,307	185,681
投資活動による支出	15,657	20,846	24,099	6,333	144,645
財務活動による支出	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-
【資金収入】	350,798	340,036	311,221	330,640	330,326
業務活動による収入	309,289	309,154	298,598	290,844	278,003
運営費交付金による収入	193,286	191,965	177,926	178,219	247,143
事業収入等	99,723	102,742	106,248	98,522	14,356
受託収入	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	92	-
寄附金収入	15,852	14,078	14,025	13,585	16,293
その他収入	427	369	398	426	211
投資活動による収入	41,509	30,882	12,623	39,796	52,323
施設整備費補助金による収入	41,509	30,850	12,622	39,794	52,323
有形固定資産の 売却による収入	-	32	1	2	-
有価証券の償還による収入	-	-	-	-	-
長期性預金の償還による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度からの繰越額	-	-	-	-	-

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-27 資金計画に対する実績の状況（青少年教育団体が行う活動に対する助成）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【資金支出】	4,011,080	4,027,147	4,036,795	4,024,119	4,836,180
業務活動による支出	2,395,912	2,374,138	2,374,159	2,403,422	2,404,322
投資活動による支出	811,417	804,914	847,579	814,571	1,626,156
財務活動による支出	－	－	－	－	－
翌年度への繰越額	803,751	848,095	815,058	806,126	805,701
【資金収入】	4,011,080	4,027,147	4,036,795	4,024,119	4,836,180
業務活動による収入	2,395,912	2,379,033	2,374,159	2,394,962	2,413,337
運営費交付金による収入	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
事業収入等	21,663	13,143	14,400	8,259	3,979
受託収入	－	－	－	－	－
補助金等収入	－	－	－	－	－
寄附金収入	－	－	－	－	－
その他収入	74,250	65,890	59,759	86,702	109,359
投資活動による収入	－	37,400	7,440	8,460	813,641
施設整備費補助金による収入	－	－	－	－	－
有形固定資産の 売却による収入	－	－	－	－	－
有価証券の償還による収入	－	37,400	7,440	8,460	－
長期性預金の償還による収入	－	－	－	－	813,641
財務活動による収入	807,480	806,963	807,101	805,639	803,075
民間出えん金	807,480	806,963	807,101	805,639	803,075
前年度からの繰越額	807,687	803,751	848,095	815,058	806,126

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

表 13-28 資金計画に対する実績の状況（一般管理費）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【資金支出】	5,829,058	5,537,306	5,650,381	5,747,041	6,095,081
業務活動による支出	3,569,665	3,211,480	3,190,752	2,871,627	3,316,084
投資活動による支出	150,244	105,807	73,589	107,497	▲84,301
財務活動による支出	104,744	106,603	108,243	90,296	89,469
翌年度への繰越額	2,004,405	2,113,417	2,277,797	2,677,622	2,773,829
【資金収入】	5,829,058	5,537,306	5,650,381	5,747,041	6,095,081
業務活動による収入	3,645,544	3,532,806	3,536,964	3,469,244	3,417,460
運営費交付金による収入	3,560,735	3,492,575	3,503,537	3,436,031	3,390,647
事業収入等	83,098	32,201	32,101	27,873	22,017
受託収入	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	-	-
寄附金収入	-	-	-	-	-
その他収入	1,711	8,029	1,326	5,340	4,796
投資活動による収入	108	96	-	-	-
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	-
有形固定資産の 売却による収入	108	96	-	-	-
有価証券の償還による収入	-	-	-	-	-
長期性預金の償還による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-
前年度からの繰越額	2,183,407	2,004,405	2,113,417	2,277,797	2,677,622

（注）区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

自己収入の確保について、令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、利用者数の大幅な減により、事業収入の確保ができなかった。当中期目標期間において、平成27年度と比較して5%以上の事業収入の増を図ることとしていたが、令和2年度については、△1,278,709千円（対平成27年度予算比80.1%減）となった。

一方で、平成29年度にセンターの施設使用料金の改定、平成30年に地方教育施設のシーツ等洗濯料の改定、また、令和元年度はセンターの自動販売機の設置形態の変更により、自己収入の確保を図った。

また、平成28年度から令和2年度の各年度において、大口の民間出えん金（8億円）及び寄附金（2億円）を確保することができたことから、B評定とした。

＜課題と対応＞

今後も自己収入の確保が必要であり、引き続き、料金体系の検証や寄附金の確保に努める必要がある。

第 1 4 章 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額の状況

短期借入金の限度額は 20 億円である。なお、平成 28 年度～令和 2 年度における短期借入金の実績はなかった。

2. 自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

短期借入金の実績はなかったため、B 評価とした。

< 課題と対応 >

今後も資金管理に留意していく。

第 15 章 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

1. 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

保有資産の見直しについては、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成 25 年度に、独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会（構成メンバー：総務担当理事、管理担当理事及び本部各部長）を設置の上、毎年度 1 回の頻度で開催し、施設等の利用状況の把握を行うとともに、事務事業を実施する上で必要最小限のものとなっているかの検討を行った。

その結果、施設等が有効利用されていることを確認するとともに、今後も継続して有効に利用されているか等、利用状況を把握していくこととした。

2. 自己評価

<評価と根拠>

評価：B

保有資産等利用検討委員会を開催し、各教育施設の保有資産が必要最小限のものとなっていることを組織的かつ不断に確認していることから、B 評価とした。

<課題と対応>

今後も各教育施設の使用する保有資産について、組織的かつ不断に把握・見直しを行う。

第 16 章 不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画

1. 不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画

保有資産の見直しについては、各教育施設の使用する施設等の有効利用に関して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成 25 年度に、独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会（構成メンバー：総務担当理事、管理担当理事及び本部各部長）を設置の上、毎年度 1 回の頻度で開催し、施設等の利用状況の把握を行うとともに、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行った。

その結果、施設等が有効利用されていることを確認するとともに、今後も継続して有効に利用されているか等、利用状況を把握していくこととした。

2. 自己評価

<評価と根拠>

評価：B

保有資産等利用検討委員会を開催し、各教育施設の保有資産が必要最小限のものとなっていることを組織的かつ不断に確認していることから、B 評価とした。

<課題と対応>

今後も各教育施設の使用する保有資産について、組織的かつ不断に把握・見直しを行う。

第 17 章 剰余金の使途

1. 剰余金の使途

平成 28 年度から令和 2 年度において、前中期目標期間繰越積立金を除き、剰余金の使用実績はなかった。

なお、前中期目標期間繰越積立金について、文部科学大臣に承認された使途に充当した。

2. 自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

平成 28 年度から令和 2 年度において、剰余金の使用実績はなかった。

なお、前中期目標期間繰越積立金について、文部科学大臣に承認された使途に充当したことから、B 評価とした。

< 課題と対応 >

今後も予算の計画的かつ効率的な執行に努める。

第 18 章 施設・設備に関する事項

1. 施設整備の実施状況

施設・設備は、利用者が安心・安全に体験活動できる環境を維持するため、「施設整備 5 ヶ年計画」の内、特に経過年数が 50 年以上の施設は、老朽化が著しく、機能停止や事故発生危険性が高いことから、優先して整備に取り組んでいる。

また、防災・減災対策の実施と、併せて利用者のサービス向上のためのバリアフリー化や効率的な維持管理のための改修を行うことで、利用者の安全確保に万全を期している。

表 18-1 施設整備の状況

①施設整備事業(施設整備補助金)

実施年度	財源名	実施状況
平成 28 年度	平成 28 年度当初	41 事業計： 184,515 千円
	平成 28 年度補正	3 事業計： 6,105 千円
平成 29 年度	平成 28 年度補正(繰越)	37 事業計： 484,222 千円
	平成 29 年度当初	2 事業計： 21,523 千円
平成 30 年度	平成 29 年度補正	7 事業計： 206,920 千円
令和元年度	平成 30 年度第二次補正	3 事業計： 506,840 千円
令和 2 年度	令和元年度補正	5 事業計： 680,083 千円
令和 2 年度	令和 2 年度第一次補正	4 事業計： 1,122,937 千円

(注) 令和 2 年度第一次補正(新型コロナウイルス感染症対策)は運営費交付金

②災害復旧(施設整備補助金)

実施年度	財源名	実施状況
平成 28 年度	平成 28 年度補正	4 事業計： 468,947 千円
令和元年度	平成 30 年度第一次補正	1 事業計： 125,880 千円
令和 2 年度	令和元年度補正	2 事業計： 101,546 千円

③各所修繕(運営費交付金)

実施年度	実施状況
平成 28 年度	計： 120,816 千円
平成 29 年度	計： 127,340 千円
平成 30 年度	計： 110,160 千円
令和元年度	計： 86,615 千円
令和 2 年度	計： 71,053 千円

2. 利用者に配慮した施設整備の状況

利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進め、特に幼児、高齢者、障がい者等にとって優しい施設とするための取組を実施している。

第 3 期中期目標期間においては、利用者からの要望を踏まえ、各教育施設で和式トイレを洋式トイレに更新したほか、屋内運動場等の天井落下防止対策工事、耐震改修工事、エレベーターの安全対策工事、給排水設備・電源設備・熱源設備改修工事、防災・減災対策の自動火災報知設備の更新等を実施した。

環境面においては、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 77 号)、同施行令」に基づき、「環境

報告書」を毎年度作成・公表している。

なお、温室効果ガス（CO₂）の排出の削減のため、LED 照明への更新を実施している。

また、近年発生している大規模災害に対応するため、広域防災補完拠点としての機能拡充・改善の整備のため、新「施設整備5ヶ年計画」（案）を作成した。

3. 自己評価

＜評定及び根拠＞

評定：B

「施設整備5ヶ年計画」により、本部が各教育施設と連携しながら計画的に各施設の保守・管理等を実施するとともに、基幹設備の老朽化に伴う防災・減災対策整備を着実に進めた。

また、自然災害により被災した各教育施設の災害復旧整備を実施した。

さらに、天井落下防止対策、自動火災報知設備等の防災設備改修、エレベーターの安全対策改修などの利用者の安全の確保に関する施設整備、トイレの洋式化、LED 照明への更新等を行った。

＜課題と対応＞

今後は、各教育施設の建物・基幹設備等の老朽解消対策として、長寿命化を主眼とするインフラ長寿命計画【行動計画】・【個別施設計画】を踏まえて、施設・設備整備を行うとともに、近年頻発する自然災害への対応としての防災・減災対策や温室効果ガス（CO₂）の排出削減のために省エネルギーが見込まれる設備・備品等の導入を重点的かつ計画的に推進する。

また、最近頻発する自然災害への対応として、政府の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、広域防災補完拠点としての機能拡充・改善の整備を行う必要がある。

第 19 章 人事に関する計画

業務の効果的・効率的な実施のため、人員の適正かつ柔軟な配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、新規採用職員の計画的な採用、人事交流や任期付採用、幹部職員の公募等の工夫により、多様で優れた人材を確保し、育成している。

また、職員の能力・資質の向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を適切に実施している。

1. 人事管理の実施状況

人事管理については、平成 19 年 9 月（平成 27 年 3 月一部改正）に定めた「人事に関する基本方針」に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は処遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を行っている。

（１）人員の適正かつ柔軟な配置

各職員の経歴、適性及び希望等や業務の専門性、困難さを把握し、業務の質・量に応じて組織全体として最も力を発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行った上で人員配置の見直しを行っている。

職員一人ひとりが個人調書にキャリア形成目標及び能力開発への取組を掲げることとし、これを踏まえて、各職員の専門分野や資質等をより適切に把握するため、所属の所長等からは、各職員の職務適性及びキャリアパスに係る所見の提出を受けて人員配置等の参考にしている。

（２）職員の専門性を高める研修機会の充実（表 19-1 参照）

効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、「人事に関する基本方針」に基づき、本部が主催する研修を行っているほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。

第 3 期中期目標期間においては、平成 29 年度に設置された職員育成プロジェクト（21-3【取組事例】職員育成プロジェクト参照）により、同年度に取りまとめられた「職員育成に関する提言書」に基づき、新規採用職員研修を 3 期間に分割した研修に変更する、若手職員研修を新設するなど、研修体系の見直しを行った。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、効率的・効果的な業務運営のために、4 法人（国立特別支援教育総合研究所、国立女性会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機構）共同実施の職員研修を実施し、新規採用職員研修、ハラスメント、ビジネススキル、特別講義及び独立行政法人制度研修を実施するなど職員の資質の向上を図っている。

表 19-1 主な研修の実施状況・参加状況一覧

成 果		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	合計
本部が主催した内部研修 (機構全体を対象とした研修)	実施件数	27	32	28	30	22	139
	参加者数(人)	389	594	556	938	651	3,128
各教育施設が企画・実施した 内部研修	実施件数	382	386	381	388	412	1,949
	参加者数(人)	4,300	3,867	3,883	3,642	4,433	20,125
各教育施設が参加した外部 機関の研修	実施件数	359	417	383	411	220	1,790
	参加者数(人)	688	728	748	888	526	3,578

(3) 多様で優れた人材の確保(表 19-2、19-3 参照)

青少年教育施設として継続性を維持しつつ、効率的・効果的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、「人事に関する基本方針」に基づき、文部科学省関係機関、地方公共団体、民間団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行っている。

また、公募による選考採用等により、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて計 86 人の職員を採用した。

表 19-2 他機関との人事交流の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人事交流の受入状況	交流先機関数	79	77	75	75	75
	人事交流者数(人)	259	255	252	245	240
人事交流の出向状況	交流先機関数	4	3	3	3	4
	人事交流者数(人)	4	3	3	3	4

表 19-3 職員の採用状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	合 計
新規採用職員数	19	15	15	14	23	86

表 19-4 常勤職員の推移

(各年度 4 月 1 日現在)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
プロパー職員	209	215	224	222	228
任期付き職員	22	20	17	19	25
人事交流者	259	255	252	245	240
合計	490	490	493	486	493

(4) 人事評価の実施状況

人事評価制度を適切に運用するため、「人事評価実施要綱」を平成 23 年度に策定し、平成 23 年度から 24 年度の間における 2 回の試行を経て、平成 25 年 10 月から「能力評価」及び「業績評価」の 2 種類の人事評価を実施している。当初の評価期間は 10 月から翌年 9 月までの 1 年間だったが、令和元年 9 月に人事評価実施要綱の改正を行い、人事異動の時期に合わせ、評価期間を毎年 4 月から翌年 3 月までに変更した。

人事評価の結果については、9月に行った中間評価の結果を12月の勤勉手当及び1月の昇給、3月に行った期末評価の結果を6月の勤勉手当に活用している。

2. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

平成28年度から令和2年度においては、人員配置の見直しに取り組むとともに、所長の公募による採用、文部科学省関係機関及び地方公共団体との広く計画的な人事交流、公募による選考採用を実施するなど、業務内容や業務量等に応じた適正な人員配置を行ってきた。

また、本部や各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修に対し、平成28年度から令和2年度においては、延べ26,831人が参加した。

そのほか、平成25年度から本格実施した人事評価制度や、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、4法人（国立特別支援教育総合研究所、国立女性会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機構）共同実施の職員研修も実施している。

本部が主催する研修については、各階層（役職、経験年数）に求められる力を整理した上で研修体系の見直しを行い、平成30年度には新規採用職員研修の3期間分割、令和元年度には若手職員研修の新設など、各研修の充実に努めた。

＜課題と対応＞

今後も、青少年をめぐる諸課題への対応や円滑な法人の組織運営のために、資格等の取得も含めた知識・技能を取得するための研修の実施・参加を推進し、職員の資質向上に取り組む。

第20章 情報セキュリティについて

機構では、内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）が定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（以下「統一基準」という。）を踏まえ、情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づいて情報セキュリティの運用を行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力や情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいる。

1. ポリシーの見直し

ポリシーは、統一基準の改定を踏まえて都度改正を行っている。

平成28年8月に行われた統一基準の改定では、情報セキュリティインシデントの発生状況やサイバー攻撃の動向等を踏まえ、事案発生に備えた体制の構築や、対処方法の整備に係る規定の強化がなされた。これを踏まえ、当機構においても、情報セキュリティに関する事務を統括する最高情報セキュリティ責任者（CIS0）を設置し、総務担当理事が担い、情報セキュリティに関する事案の対応を行う専門的なチーム（CSIRT、Computer Security Incident Response Team）を整備するとともに、ポリシーの改正を行い、平成29年度から運用した。

2. 情報セキュリティに関する教育

機構内で職員を対象にした職制別研修及び当機構の実態に合わせた情報セキュリティインシデント訓練を実施した。この他、総務省の実施している情報システム統一研修について、全職員に積極的に参加、受講の呼びかけを行うことにより、5年間で計672人が受講した。

より専門的な知識を必要とするCSIRT要員については、外部機関が実施している専門的な研修（最高情報セキュリティ責任者会議、戦略マネジメント層研修、NISC勉強会、CSIRT研修、GSOC報告会、実践的なサイバー防御演習）に参加することにより、知識・技術の習得を推進している。

令和元年度より、PC操作時に各職員に注意すべき事項をまとめた一覧表を作成し、本部及び教育施設の執務室に掲示するとともに、個別のマニュアルを作成・周知することにより、各職員の知識の習得を推進している。

3. 情報セキュリティ対策の改善

（1）情報セキュリティ対策の自己点検

平成30年度より、機構全体の情報セキュリティ水準を確認することを目的に、全職員を対象にしたWebテストによる自己点検を実施している。これにより、全職員が情報システムを使用する際に必要となる知識について学ぶ機会となり、情報セキュリティの向上を図ることができた。

(2) 情報セキュリティ監査

情報セキュリティ監査は、独立行政法人国立青少年教育振興機構監査実施計画に基づき、機構の各々の業務に関する内部統制の整備と運用状況の検証を行い、業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・効率化を図るため実施している。

平成29年度より、監査室と連携し、内部監査とあわせて各教育施設で教育状況や運用状況等の情報セキュリティ監査を行った。また、本部を対象に、ポリシーやポリシーに定められた対策内容を個別の情報システムや業務において実施するため、あらかじめ定める必要のある具体的な手順を整備した実施手順の遵守について監査を行った。

また、平成30年度より実施している全職員を対象とした標的型メール訓練の結果を、職員の対応状況や各教育施設の情報セキュリティ教育の状況の監査に役立てた。

(3) 情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組

平成29年度に、政府機関等を対象にした横断的な不正通信の監視サービスの運用を開始した。これにより、不審メールや不正プログラム等の情報セキュリティ対策に関する最新の情報を入手し、効率的かつ効果的に情報セキュリティ対応を行うことができた。

令和元年9月より、新たにメールセキュリティソフトを導入し、メールサーバで受信する前に標的型メール攻撃を遮断できるようセキュリティ対策の強化を行った。

(4) 組織的対応についての取組

令和元年6月より、新たに情報セキュリティ連絡会を設置し、毎月1回開催することとした。

この連絡会は、当機構の情報セキュリティ関連事項についての報告や研修、情報提供等を行うために設置するものであり、CISOのもと、本部部課長等がインシデントの発生やその対応状況、情報セキュリティに関する研修等について情報共有を行うことで、組織全体の対応能力の強化を推進した。

また、令和元年12月より、新たに業務システム担当係連絡会を毎月1回開催することとした。各課の業務システム担当係が情報システムの連携及び管理に関することについて情報共有し、必要事項の共通認識を図った。

4. 自己評価

<評価と根拠>

評価：B

中期計画に定められた情報セキュリティ対策に関する取組、セキュリティ研修について着実に実施し、組織的対応能力の強化に取り組んだため、評価をBとした。

<課題と対応>

情報セキュリティ対策に関する中長期計画について、今後も、計画に基づきセキュリティ対策を強化していくとともに、サイバー攻撃の変化等に応じて適宜計画を更新していくことが求められる。

第21章 内部統制の充実・強化

機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、理事長のリーダーシップを発揮するための体制を整備・強化するとともに、不断の見直しを行っている。

また、これらが有効に機能していること等について内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能を強化している。

さらに『「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について』（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進めている。

1. 内部統制の充実・強化に関する状況

（1）理事長がリーダーシップを発揮できる体制の整備

機構は、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるよう、様々な体制の整備・機能強化を進めており、具体的には、以下のような体制を活用している。

① 理事長及び理事による定例情報交換・報告会議

基本的に2週に一度開かれる機構連絡会の終了後、理事長及び理事が、機動的に業務の進捗状況の把握、意思決定等を行うため、情報交換・報告等により、組織運営の戦略等を検討している。

その際、理事は、必要に応じて新たな取組や課題への対応方針等について政策提案を行い、理事長が具体的な指示等を行っている。

② 機構連絡会

理事長、理事、本部部課長等が出席する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項について情報共有や業務報告等を行っている。その際、各課長は、業務の取組方針、進捗状況、達成状況、改善状況等を連絡・報告し、理事長が具体的な指示等を行っている。

③ 機構会議

理事長、役員、教育施設所長、本部部課長等が出席する機構会議を設置し、定期的に機構の運営方針、事業方針等を理事長が具体的に指示し、周知徹底を図っている。

④ 特別な業務の検討体制

特定の課題や複数の部署が関連する業務については、理事長のリーダーシップの下、随時特別の検討チームを組織する等の体制により対応している。

平成28年度から令和2年度までの間、教育面では、発達段階に応じた体験活動の充実を進めた。幼児期においては自然の中で自由に遊びまわることにより得られる多様な動きの獲得を目指した運動プログラムの実施、青少年期（小・中学校）においては学習指導要領改訂による教科等に関連付けた体験活動プログラムの実施、高校生にお

いては「全国高校生体験活動顕彰制度」の創設、青年期では特に大学生を対象に社会参画を促すために行ってきたボランティア自主企画事業の実施等行ってきた。

組織運営の面では、国立青少年教育施設の職員育成プロジェクトにより、研修体系について検討を行い、「各役職に求められる力等」に関する体系図等を作成した。

災害対応の面では、機構は以前より、災害時の避難者対応や、被災した子供向けの教育事業を行い、令和元年度より、国の国土強靱化基本計画に資する取組に着手した。

【取組事例】幼児教育関係者を対象とした研修会（第 4 章再掲）

平成 29 年 7 月に、教育施設の稼働率向上や、教育事業や研修支援等の質の向上につながる取組（以下「支援事業」という。）について検討・実施することを目的として、「幼児教育支援事業検討チーム」を設置し、平成 30 年度まで活動を行った。

平成 29 年 3 月に、学習指導要領改訂の幼稚園指導要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され、平成 30 年度から本格実施となることから、幼児教育指導者への周知・徹底が求められていた。

機構では、平成 29 年度に、幼児教育支援事業検討チームが中心となり、改訂幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の解説シンポジウムを 12 教育施設（磐梯、諫早、オリセン、室戸、花山、立山、吉備、妙高、大隅、大雪、沖縄、山口徳地）で実施し、合計で 1,500 人を超える幼稚園教諭、保育士等の幼児期の教育に携わる関係者が参加した。

企画段階の工夫として、理事長主導により、文部科学省、厚生労働省、内閣府で直接に改訂等の検討に携わった担当者を講師として一堂に招聘することとし、いわゆる「行政機関の縦割り」の弊害を取り除いたことがある。

また、広報段階の工夫として、支援事業への参加者募集については、理事長によるいわゆる「トップ外交」で国公私立を問わず幼稚園等関係者の全国組織に働きかけ、その協力により当該全国組織内の連絡ルートで当機構の PR や支援事業の周知が行われたことも要因の一つとして挙げられる。これにより、各教育施設は、これまであまり接点のなかった周辺の幼稚園等やその連携組織、自治体の担当課等と接点を持つことができ、各教育施設の PR や支援事業の周知等を行うことができた。

各教育施設を会場に開催する意義として、単に座学による解説だけでなく、その実践の場、機会として、各教育施設ならではの体験活動の紹介や、実践プログラムの提供も行っており、今後の幼稚園等の教育施設利用の促進につながるきっかけとなった。

平成 30 年度は、幼児教育関係者、学校教員を対象に、幼児期の教育と小学校教育の接続をテーマとしたシンポジウムを実施した。同シンポジウムは敦賀市教育委員会、高知県教育委員会、草加市教育委員会と協同して実施し、合計で 795 人の参加者を得た。幼児教育センターを設置している地域の教育委員会と協同で実施したことにより、幼児教育関係者、学校教員に円滑に周知・募集を行うことができた。

支援事業は、当機構が独立行政法人である強みを生かし、今般の学習指導要領の改訂の趣旨を的確に関係者に周知する機会となった。

【取組事例】 S.E.A プロジェクト「海の体験活動推進プロジェクト」（第 11 章再掲）

平成26年度に職員の意見を集めた「新・機構元気プラン」に基づいた具体的取組の1つとして、主に低年齢期の子供を対象とした海辺の体験活動を推進する「海の体験活動プロジェクト」を平成29年度から令和元年度まで実施した。

海の体験活動プロジェクトチームが「8歳までの海遊（かいゆう）教室」を企画・立案し、主に海に関する体験活動を提供している淡路・江田島・沖縄・若狭湾・室戸・大隅の6教育施設、公立青少年教育施設や海をフィールドにする野外教育団体等を対象に、安全管理や幼児の特性に基づいた指導方法等の勉強会を継続的に実施し、事業の普及に取り組んだ。各教育施設にて教育事業や活動プログラムとして利用者に体験を提供するとともに、平成31年3月には、「海の体験活動推進プロジェクト『8歳までの海遊教室プログラム集』」を取りまとめ、令和元年度はこれまでの実績や勉強会を踏まえ、研修支援等においてプログラムの定着を図った。

【取組事例】 全国高校生体験活動顕彰制度（第 3 章再掲）

本制度は、令和元年度より実施される「総合的な探究の時間」の探究のプロセスを踏まえ、地域課題に取り組む高校生の体験活動を奨励する事業である。本顕彰制度の創設に当たっては、平成30年度より、高大接続に関与してきた大学教授、全国高等学校長協会常務理事等による委員会で全体の制度及び審査方法を協議した。また、若者の社会活動を支援している NPO 法人代表や高等学校教員等によるワーキンググループを設け、高校生がより実践的な活動ができるよう学習カリキュラムの構築や高校生への支援方法を協議した。

令和元年度には、大雪と妙高にて試行事業を行い、個人部門は地方創生をテーマに山間部の交流人口の増加に取り組んだ埼玉県立川越女子高校の生徒が、グループ部門は学校が所在する地域の魅力を発信した徳島県立堀ノ内高校の生徒グループが国立青少年教育振興機構理事長賞を受賞した。

【取組事例】 職員育成プロジェクト

本プロジェクトは、青少年教育のナショナルセンターの職員として備えるべき専門性及び職務遂行能力を有する人材の更なる育成のための研修の在り方を検討するために、平成29年7月に設置した。機構職員を対象にアンケートを実施した上で、現在の階層別研修での問題点や各役職に求められる力に基づき、必要と思われる研修、日常的な専門性及び職務遂行能力を整理し、それを身に付けるための研修制度等を提言書として平成30年2月にまとめた。

平成30年度は、提言書を基に、研修体系や研修内容の見直しを行った。

例えば、新規採用職員研修は、従前は4月に5日間程度の日程で実施していたが、「『社会人基礎力』や『本機構の役割等の理解』について学んだ上で、半年程度の職務経験を積み、自身の業務に慣れた秋以降に、教育施設での実務経験を積むことが効果的である」との提言を踏まえて、平成30年度からは、3期間に分割して実施することとした。

第1期は、4月に機構の役割や社会人としての基礎的な知識等について講義等を行い、第2期は10月に教育施設を会場に野外炊事やプログラム開発といった実務研修を行い、第3期は12月に教育事業の実践を行った。

【取組事例】環境教育推進プロジェクト

令和元年度に「持続可能な開発のための教育（以下「ESD」という。）の視点を取り入れた環境教育」、「体験活動を通じたESD」について、機構職員の理解とより有意義な活動の充実を図るため、「環境教育推進プロジェクトチーム」を設置した。

令和元年度及び令和2年度の活動期間を通して、チームメンバーが環境教育、ESD推進の中心的な役割を担えるよう、事業の企画方法やファシリテーション等の様々な研修を計7回実施した。加えて、研修参加者だけでなく、全職員が任意の時間に学べるように、研修動画や資料等を職員ポータルサイトに掲載して共有した。

また、全役職員を対象に、教育施設の環境教育に関する取組等を紹介する内部広報誌（季刊、全14号、電子版）を発行した。

令和3年3月には、共有すべき基礎理論を整理し、今後の環境教育に関する取組や各施設で実践できる具体的な取組に関する提案をまとめた「国立青少年教育振興機構のESDを踏まえた環境教育推進への提案」を作成し、役員や部長等を対象に報告会を実施するとともに、職員ポータルサイトに掲載し、全職員に共有した。

本取組の提案を受け、理事長は令和3年3月に「国立青少年教育振興機構環境教育取組方針」を制定し、ESDに対応した環境学習など教育事業等を実施することとした。

⑤ 機構全体に情報を伝達する体制

職員一人ひとりに本部の通達や依頼事項等の情報を周知・徹底する手段として、職員専用ポータルサイトを設置し、毎日職員が閲覧する体制をとっている。

また、職員専用ポータルサイトに、「理事長室の窓」コーナーを設け、機構全体の施策の方針やメッセージを掲載しているほか、理事長が外部の有識者等を行った対談の内容を掲載している。

⑥ 非常時における体制

事故や災害等が発生した時には、発生した教育施設等から本部へ早急に報告し、必要な情報を理事長が把握する体制を整えている。

教育施設においても、事故や災害が発生した場合に取るべき対応について、あらかじめ危機管理マニュアル等に状況（火災、地震、傷病発生等）別に記載しており、職員がその手順に沿って現場対応や緊急通報を行った上で、本部へ報告を行っている。

また、大規模災害等が発生した場合は、必要に応じ、既存の体制に加えて、特定のテーマについての会議の開催や、被災地の子供たちが面している課題に対応した事業の実施など、理事長が必要事項を決定できる体制を整備・運用している。

【取組事例】新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年2月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応についての協議及び情報共有のため、常勤役員及び部長等を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、以降原則として毎日開催した。

協議の結果は、必要に応じ全教育施設へ周知したほか、各教育施設における対応状況の情報を集約した上で全教育施設と共有し、機構全体で対応する体制をとった。

例えば、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、新型コロナウイルス感染防止対策として機構が実施すべき基本的事項を改めて整理し、「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を5月に策定したほか、策定後も、教育施設において実際に運用する中で気づいた点等を集約し、7月及び8月に改訂を行った。

（2）理事長がリーダーシップを発揮できる体制の運用

① 中期目標・計画の未達成業務についての未達成要因の把握・分析・対応状況

中期目標・計画の進捗状況が順調でない項目（業務）については、随時、機構連絡会等において、その要因を把握・分析し、対応している。また、年度計画の策定期間などの際にも、定期的に中期目標・計画の進捗状況を把握・分析し、対応している。

なお、文部科学大臣による業務実績に関する評価や個別の指摘事項については、理事長が各部に速やかに伝達し対応の検討を指示するとともに、フォローアップを行い業務改善に努めている。

② 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等

重要な課題（リスク）である事件・事故や自然災害等が各教育施設で発生した際は、本部が報告を受けて把握し、理事長が対応を指示し、必要に応じその情報及び対応策を機構全体で共有することで、次の重要な課題の対応に役立てている。

また、特に重大な事件・事故等が教育施設で発生した場合で、運用の見直し等により被害の減少等が見込めると考えられる場合については、他の教育施設に点検及び改善を指示している。

③ 内部統制の現状把握・課題等への対応

ア. 内部統制の現状把握

理事長は、計画的に機構連絡会等や視察などで役職員と意見交換を行い、内部統制の現状及び課題等を把握し対応している。

また、監査室による内部監査を通じた内部統制及びリスクの整理も行っており、平成28年度から令和2年度の間に、本部と全教育施設を対象に内部監査を実施した。

イ. 課題等への対応

機構連絡会等や視察などで計画的に把握した課題等や、上記の過程で解決すべき課題は、理事長が各部へ具体的に指示し、または、状況に応じて特別のチームを組

織して速やかに対処し、その結果を機構連絡会等で共有するとともに、必要に応じ全教育施設に情報提供し、注意喚起を行っている。

また、内部監査の結果も、被監査部門と共有し、各部と連携して改善策を講じているとともに、これらの情報を他の教育施設に提供し、注意喚起等も行っている。

なお、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けているが、平成28年度から令和2年度の間は問題となる事象や通報はなかった。

2. 監査機能の強化

(1) 監事監査

監事は、監査室や会計監査人と連携しながら、機構の業務を監査している。

監事監査では、監事監査指針（平成26年12月独立行政法人、特殊法人等監事連絡会了承）を参考にしつつ、中期目標・計画に基づく運営や事業の方針等の周知、業務の進捗・改善などの状況等について、所長へのヒアリングや次長をはじめとする他の職員との意見交換等を通じて監査を行っている。平成28年度から令和2年度の間において全教育施設で監査を実施した。

監事は、監査の計画から実施・報告の過程について把握するとともに、役員会議や機構会議並びに運営諮問委員会、機構評価委員会、契約監視委員会等の重要な会議等に出席し、機構が中期目標・計画に基づき実施する業務全般について把握している。さらに、理事長や役員と意見交換を行い、マネジメントが的確であるか確認を行っている。

また、「独立行政法人等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において監事機能が強化されたことに伴い、監事は「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」が実施する研修や、監査法人が主催する「独立行政法人監事サロン」等に出席するなど、自己研鑽に努めている。

(2) 内部監査

内部監査は、独立行政法人国立青少年教育振興機構内部監査規程に基づき、機構の各業務に関する内部統制の整備と運用状況の確認を行い、業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・効率化を図るために実施している。

平成28年度から令和2年度にかけて、本部及び全28教育施設で監査を実施した。

内部監査において把握した改善点等は、内部監査調書を作成し被監査部門に改善を求めた。また、内部監査報告書を作成し、理事長に提出するとともに、全教育施設に情報提供している。

なお、「間接業務等の共同実施について（平成26年7月）」を踏まえ、機構と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の4法人による間接業務の共同実施の一環として、会計事務や情報セキュリティ対策に関する事項等について本部の内部監査と合わせて実施した（令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。

3. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

内部統制の充実・強化に関する取組や、監事監査及び内部監査による組織運営の改善に関する取組において、中期計画における所期の目標を全て達成することができたためB評定とした。

＜課題と対応＞

内部統制について、目標・計画をより効果的・効率的に達成するための課題を共有し、組織が一丸となり、より一層前向きに対応できるよう充実・強化する必要がある。

第22章 中期目標期間を超える債務負担

1. 中期目標期間を超える債務負担の状況

中期目標期間を超える債務負担はない。

2. 自己評価

<評価及び根拠>

評価：B

中期目標期間を超える債務負担はないため、B評価とした。

<課題と対応>

今後も予算管理に留意していく。

第 2 3 章 積立金の使途

1. 積立金の使途

平成 28 年 6 月に文部科学大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金について、令和 2 年 3 月末の残高は下記のとおりであった。

令和 2 年 3 月末 前中期目標期間繰越積立金	649,542 円
（内訳）自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額	649,542 円

上記の前中期目標期間繰越積立金のうち、令和 2 年度においては、下記金額を取崩額として計上した。

前中期目標期間繰越積立金	62,935 円
（内訳）自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額	62,935 円

2. 自己評価

<評価及び根拠>

評価：B

前中期目標期間繰越積立金について、承認された使途に充当していることから、B 評価とした。

<課題と対応>

今後も承認された使途に充当していく。

